

令和6年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第1号）

令和6年9月2日 月曜日

1. 議事日程第1号

令和6年9月2日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第60号 令和6年度人吉市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議第61号 令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第62号 令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第63号 令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第64号 令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第65号 令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第66号 令和5年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第10 議第67号 令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第11 議第68号 人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第69号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第70号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第71号 人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第15 議第72号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3. 出席議員（15名）

1番	川 上 紗智子 君
2番	松 村 太 君
3番	徳 川 禎 郁 君
4番	池 田 芳 隆 君

5番	牛 塚 孝 浩 君
6番	宮 崎 保 君
7番	大 塚 則 男 君
8番	平 田 清 吉 君
9番	井 上 光 浩 君
10番	豊 永 貞 夫 君
11番	西 信八郎 君
12番	村 上 恵 一 君
14番	田 中 哲 君
15番	福 屋 法 晴 君
16番	宮 原 将 志 君

欠席議員 (1名)

13番	本 村 令 斗 君
-----	-----------

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	小 林 敏 郎 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復興政策部長	溝 口 尚 也 君
復興政策部政策統括監	緒 方 竜 二 君
市 民 部 長	井 福 浩 二 君
健康福祉部長	松 尾 美 紀 君
経 済 部 長	渕 上 聖 也 君
復興建設部長	立 場 康 宏 君
総 務 部 次 長	日下部 伸 樹 君
総 務 課 長	那 須 裕 史 君
秘 書 課 長	池 下 英 治 君
水 道 局 長	羽田野 将 央 君
教 育 部 長	前 村 洋 宣 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	栗 原 亨 君
庶 務 係 長	丸 尾 亜紀子 君

議 事 係 長	栗 須 順 也 君
書 記	税 所 昭 彦 君

午前10時 開会

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和6年9月第5回人吉市議会定例会を開会いたします。

なお、13番、本村令斗議員より欠席届が提出されております。

会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては口頭報告を省略し、書類報告に代えさせていただきます。関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（宮原将志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る8月26日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君）（登壇） おはようございます。

令和6年9月第5回人吉市議会定例会に当たりまして、去る8月26日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日9月2日開会、3日休会、4日復興・安全まちづくりに関する特別委員会、5日から9日まで休会、10日、11日一般質問、12日一般質問及び委員会付託、13日予算委員会、14日から16日まで休会、17日、18日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、19日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、20日から24日まで休会、25日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は9月5日木曜日午前10時30分に締め切りまして、登壇順番は抽選にて決定することにしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

なお、執行部の答弁は、自席から行うこととしております。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） お諮りいたします。

会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（宮原将志君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に5番、牛塚孝浩議員、6番、宮崎保議員を指名いたします。

日程第3 議第60号から日程第15 議第72号まで

○議長（宮原将志君） 次に、日程第3、議第60号から日程第15、議第72号までの13件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。

令和6年9月第5回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げまする機会を与えていただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

先週の非常に強い台風第10号接近に際しまして、熊本地方気象台では当初、令和2年7月豪雨並みの大雨も予想され、また、台風が遅く、長時間にわたる暴風雨による被害の拡大が懸念されており、本市においても、市内全域に避難所を開設し、避難指示を発令するなど、早期の警戒態勢を敷いて対応いたしました。幸いにも深刻な人的被害などを免れることができましたことに、職員一同、胸をなで下ろしたところです。

災害対策本部の運営に当たり、御協力を賜りました陸上自衛隊、熊本県、人吉警察署、人吉下球磨消防組合、地元消防団、指定福祉避難所、町内会をはじめ、関係各位の皆様には深く感謝を申し上げます。

一方で、他県においては人的被害や住宅被災などが生じており、今般の台風により被害を受けられた全ての地域の皆様に心からお見舞い申し上げます。

この夏、本市は記録的な暑さに見舞われ、8月4日には観測史上最高となる38.2度を記録した旨の報道がなされました。全国的に猛暑が続く中、本市においてもその影響が顕著に現れており、人吉下球磨消防組合管内における熱中症による救急搬送は、8月末現在で76件に達しており、昨年1年間の58件を既に上回っている状況です。このような異常ともいえる猛暑により熱中症のリスクが高まることで、特に高齢者や子供、屋外で働く方々などの健康被害と安全性が強く懸念されています。

このような中、一時的にでも暑さをしのぐ場所として、令和6年8月末現在、市内の公共

施設9か所、調剤薬局26か所に御協力いただき「涼み処」を開設しており、さらに、熱中症による人の健康被害に対し重大な影響が生じる恐れがある際の避難場所となる「クーリングシェルター」として、市庁舎を含む3か所を開放しております。

また、今年度から、熱中症警戒アラートの一段上となる熱中症特別警戒アラートが創設されるなど、熱中症の危険性に対する「気づき」を環境省が啓発している中、本市におきましても、庁内連携体制を整備し、アラート発表時に防災行政無線による熱中症予防のための情報発信を適宜行っております。さらに、熱中症に特に注意が必要な高齢者や子供への予防対策として、高齢者施設やサロン等での周知や、学校、幼稚園、保育園等の関係者に対する研修会を実施するなど、市民の皆様の熱中症予防に向けた取組を、引き続き推進してまいります。

近年は、全国的にも豪雨や猛暑などの極端な気象現象が目立ち、住民生活や地域経済への影響が懸念されています。このような状況を踏まえ、環境保全と持続可能な地域づくりの観点から、地球温暖化対策に積極的に取り組むことが重要となっており、こうした認識のもと、本市においても、2050年までにCO₂の実質排出量をゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目標にしており、市が実施する温室効果ガス排出の抑制等の取組を、関係機関と連携し着実に実行することで、引き続き環境負荷の低減を図ってまいります。

その環境負荷の低減に資する取組の1つであるごみ減量につきましては、これまで衛生員連合会との連携により、分別収集の徹底等に関する啓発活動を推進してまいりました。今後、さらなるごみの減量化、資源の循環利用、温室効果ガスの削減に向け、市内全域におけるプラスチック類の分別収集について、令和7年度中の実施を目指しております。

本事業を円滑に進めていくため、今月から、鬼木町、瓦屋町、西間下町、東漆田町、上戸越町、中林町の6町内を対象としたモデル事業を実施する予定であり、対象町内の方々に対して7月から説明会を開催したところ、250名を超える多くの御参加をいただき、環境問題への市民の皆様の関心の高さを改めて実感したところでございます。本事業は、市と市民の皆様が一体となって取り組むことが必要不可欠であることから、このモデル事業を通して効果や課題を検証し、収集体制の構築や効果的な普及啓発活動を実施するなど、さらなるごみ減量等の施策を市民の皆様と共に推進してまいります。

防災対策関係でございますが、発生予測が困難な大規模な自然災害に備え、地域と防災関係機関等が連携した実践的な訓練の場として毎年開催しております人吉市総合防災訓練を、人吉高校及び人吉東小学校を会場とし、10月20日に実施いたします。

今回の訓練では、人吉盆地南縁断層付近を震源とする大規模地震が発生、本市でも震度6強の揺れを観測、家屋の倒壊など被害が生じたとの想定のもと、初動の身の安全を確保する、全市民を対象としたシェイクアウト訓練や、地震発生後に大型で猛烈な台風が接近したとの連発する災害対応を設定し、指定緊急避難場所である人吉東小学校から人吉高校への避難誘

導訓練を実施いたします。

また、自主防災組織の活動訓練として、倒壊家屋からの救出、初期消火活動訓練を行い、避難所運営訓練として、受付や地域ごとの誘導、備蓄米を活用した炊き出し訓練を実施することとしております。併せて、災害対策本部運営訓練や市内医療機関との多数傷病者受入れ訓練、安否確認訓練、避難行動要支援者対応訓練などを行うこととしております。

去る8月8日には日向灘を震源とした大地震が発生しており、気象庁では南海トラフ沿いで近い将来に巨大地震が発生する危険性が高まっているとして、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表、同月15日には呼び掛けを終了したものの、引き続き地震への備えが必要とされているところです。

このような中、今回の訓練が、災害対策本部と地域との連携を再確認するとともに、地域に根付いた自主防災組織のさらなる組織力強化につながりますよう準備を進めてまいりたいと存じます。

消防団関係でございますが、第35回熊本県消防操法大会が、去る8月25日、八代市で開催され、本市代表として人吉市消防団第4分団第3部が出場いたしました。

選手の皆様は、記録的な猛暑日が続く中、体調管理に留意しながら厳しい訓練に励まれ、当日は気迫のこもったすばらしい操法を披露されました。出場された選手をはじめ、練習、大会と、選手をサポートいただきました消防団員、後援会、事業所、人吉下球磨消防組合の皆様、そして団員の御家族の皆様に、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

復興まちづくり関係でございますが、令和6年3月に策定いたしましたまちなかブランドデザイン推進方針に基づき、計画している各復興事業を具現化し、統一した将来ビジョンとして共有しながら集約・推進していく組織体制の構築を図るべく、今般、復興まちづくり推進会議及び復興まちづくりデザイン会議を設置したところでございます。

復興まちづくり推進会議は、有識者や町内会、消防団、商工会議所など各種団体の代表者に参画していただく各復興事業の承認組織であり、復興まちづくりデザイン会議は、行政だけでなく、有識者や専門家、民間事業者などにも参画いただき、各復興事業に対して、それぞれの視点から議論いただくとともに、同時並行で進んでいる様々な事業を統一し、調和のとれた整備となるよう横断連携を図ることを目的とした組織となります。去る8月20日と翌21日の両日、それぞれ初となる両会議を開催したところです。今後は、両会議において得られた成果を市民の皆様に随時発信するなど、公民連携による復興まちづくりを強力に推進してまいります。

被災市街地復興推進地域の事業の進捗状況でございますが、青井地区につきましては、公平かつ適正に権利者及び学識経験者から御意見をいただくことを目的とした第5回土地区画整理審議会を、去る7月29日に熊本県主催で開催されており、換地設計基準等に基づいた仮換地の指定について諮問を行い、審議結果に基づき第2期の仮換地を指定されております。

また、街区の宅地造成工事と道路築造工事等につきましても、鋭意進められております。

中心市街地地区につきましては、紺屋町の土地区画整理事業区域内の側溝改良工事を完了し、現在、宅地造成工事に着手するとともに、権利者との補償協議を進めております。

土地区画整理事業区域外においても、都市基盤の整備などを目的とした都市再生整備計画に基づき、賑わい等を創出する「交流・文化の場」として位置づけた街区の建物等調査に、一部着手しております。

引き続き、地域住民の皆様や熊本県と緊密な連携を図りながら、被災された方々の一日も早い生活再建と賑わいのある町の再生に向け、事業の迅速な推進に努めてまいります。

かわまちづくり関係でございますが、令和2年3月に国土交通省への登録を行っております「球磨川・人吉地区かわまちづくり計画」につきましては、令和2年7月豪雨災害を受け、復興まちづくり計画等に位置づけられた関連事業との連携を図るべく、計画内容の変更を行い、8月8日に登録されたところです。

本市の貴重な地域資源である球磨川の河川としての魅力に親しむ親水性、安全性、周遊性を向上させるため、対象地区となるHASSENBAからくまりばまでの区間において、中川原公園や青井阿蘇神社の河川沿いなど、6か所の拠点の整備を予定しております。今回登録された計画に基づく具体的な整備内容や、それらをさらに利活用するためのソフト事業の具体化など、今年度新たに発足いたしました復興まちづくりデザイン会議等において議論を重ね、国・県との緊密な連携を図りながら、球磨川を生かした町のにぎわいづくりに資する取組を、さらに推進してまいります。

公園関係でございますが、中川原公園の災害復旧工事につきましては、昨年11月に着手しておりました下流側に設置する斜路の改修工事が、舗装を除き完了しているところであり、今後、渇水期に入り球磨川の水位が低下する今月の後半から、斜路の舗装や駐車場の整備をはじめとした公園内の復旧工事を引き続き進めてまいります。

また、今年度は、夏休み期間となる去る7月21日、中川原公園を拠点に見立て、球磨川と胸川の合流地点において、市内小学校5・6年生を対象とした人吉地区かわまちづくり社会実験「川の安全教室」を開催いたしました。当日は、保護者を含む9組22名が参加され、有資格者による指導・監修のもと、川への落水時の対処法などを学んだ後に、ヘルメット及びライフジャケットを着用した川遊びを体験したところです。

また、8月19日から9月19日までの約1か月間、中川原公園の今後の利活用を検討するための社会実験として同公園を試験的に開放しており、現在、市民に広く利用を呼び掛けております。

今回のイベント参加者や、日常利用者など幅広い世代の方々からの御意見を今後の利活用や運用に生かすなど、同公園がこれまで以上に市民の憩いの場として親しまれ、市内外の方々の交流を支える町の拠点となるよう、国など関係機関と共に整備を進めてまいります。

被災者支援関係でございますが、7月末現在、調査済の3,277世帯のうち、再建完了により支援を終了した世帯が3,060世帯であり、支援済みの割合は93.37%に達しております。

一方、今後も継続した支援が必要とされる217世帯のうち、175世帯は木造仮設活用住宅や災害公営住宅等への入居が完了すれば、支援終了となる見込みでございます。

入居後は、茶話会の開催や、地元町内会との交流会の開催を支援するなど、新生活での不安解消に資する取組を引き続き実施してまいります。

また、その他42世帯につきましては、高齢者のみ、心身の健康への不安など、日常生活において支援が必要な世帯であることから、くらし見守り相談員や民生委員・児童委員による訪問や声掛けを行うなど、地域による見守り支援につなげてまいります。今後も、住まいや生活の早期再建に向け、関係機関・団体との緊密な連携のもと、きめ細かな支援を継続してまいります。

被災者生活再建支援金の加算支援金につきましては、現在、様々な理由により住まいの再建がお済みでない世帯を引き続き支援するため、8月3日までとしていた申請期限を、来年の8月3日まで1年延長しております。これまでの申請件数は、7月末現在1,787件となっており、申請漏れがないよう、今後も周知を徹底してまいります。

人吉球磨定住自立圏構想関係でございますが、第2次の人吉球磨定住自立圏共生ビジョンの計画期間が今年度で終了となることから、現在、第3次共生ビジョンの策定期を迎えています。令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第3次共生ビジョンは、第2次共生ビジョンの検証結果を踏まえ、中心市や近隣町村の地域資源などの強みを十分に生かし、定住人口の確保及び交流人口の拡大を促進していくこととしております。

保健・医療・福祉などの生活機能の強化、地域公共交通などの結び付きやネットワークの強化、圏域全体のマネジメント能力の強化といった定住自立圏構想に位置づけられた各政策について、関係町村と連携し、将来の市町村合併の議論の方向なども見据えながら、鋭意策定してまいりたいと存じます。

マイナンバー関係でございますが、令和6年12月2日をもって従来の紙の健康保険証は廃止となり、廃止日以降は、マイナンバーカードを保険証として利用登録するマイナ保険証による医療機関等への受診を基本とした新たな仕組みに移行されます。マイナ保険証を利用することで、本人への同意に基づき特定健診や診療・薬剤の情報を医師と共有することが可能となるほか、窓口においても限度額以上の支払いが不要となります。また、就職・転職・引越後も、引き続き健康保険証として利用できるなど多くのメリットがありますので、マイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会に取得していただき、お早めに利用登録を行っていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業関係でございますが、特例臨時接種としての全額公費による接種につきましては、令和6年3月31日をもって終了となりましたが、今年度は、

個人の重症化予防を目的として、重症化リスクの高い65歳以上の方及び60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する方を対象に、有料ではございますが、年1回の定期接種を実施いたします。

なお、人吉市内の受託医療機関での個別接種となり、接種期間につきましては、来月から令和7年3月末までとしておりますが、感染リスクの高い年末年始の帰省などによる移動時期に合わせた12月末までの接種完了を推奨いたします。引き続き、人吉市医師会並びに受託医療機関と緊密な連携を図りながら、安心・安全な接種事業の運営に努めてまいります。

去る8月15日、ふるさと歴史の広場をメイン会場として開催された、本市の夏の最大行事である第69回人吉花火大会でございますが、天候にも恵まれ、昨年を上回る、およそ5,000発もの大輪の花火が次々と澄み渡る夏の夜空と球磨川の水面を染めていく姿に心を奪われ、一瞬一瞬の美しい光景は、山々に囲まれた人吉盆地に響き渡る残響とともに、多くの観覧の皆様の中に刻まれたものと存じます。全国各地で様々な理由により中止を余儀なくされている花火大会が、関係者の皆様の御尽力により無事に開催できましたことに、この場をお借りしまして心から感謝申し上げます。

また、翌日のクリーン人吉早朝清掃には、今年も町内会、市内事業所、関係団体等の皆様に御参加いただき、市内の環境美化に努めていただきました。重ねてお礼を申し上げます。

S L人吉関係でございますが、本市への里帰りに関し、現在、県内外の多くの方々からの激励や御意見、そして、国鉄の機関車として現役時代の貴重な資料の提供など、様々にお寄せいただいているところであり、この場をお借りして感謝申し上げます。

このように全国の皆様の期待や熱い想いを受け、改めて、S L人吉が多くの方々に今もなお愛され続けていることを再認識したところでございます。S L人吉の譲渡を御決断いただきましたJ R九州の古宮社長にお会いし、改めて感謝の気持ちを直接お伝えしたいと考えております。

今後の計画としましては、10月中旬に本市への移送、組立てを行い、S L人吉の誕生日の前日となる11月17日に、人吉に帰還した姿をお披露目する式典を執り行うこととしております。

また、11月30日、翌12月1日の両日、人吉駅一帯におきまして、「S L人吉・鉄道フェス2024」の開催を計画しており、S L人吉を広く市民の皆様にお迎えいただくことに加え、J R肥薩線のマイレール意識の醸成にもつながるイベントにしたいと考えております。

なお、将来的な動態展示を見据えた格納庫の建設につきましては、周辺の鉄道施設との調和を図りながら、今年度中に設計業務に入り、来年度以降に展示機能を持った格納庫の建設に着手したいと考えており、今後もS L人吉が復興のシンボルとして、また、地域の宝として皆様に愛され続けられるよう、魅力ある保存・活用を行ってまいりたいと存じます。

林業関係でございますが、ヒノキ専門の製材業である株式会社ランバーやまとの本市への誘致を契機として、ヒノキの一大産地という特性を生かすため、交付予定であるランバーや

まとの機械設備に対する国の補助金に加え、市独自に上乗せした「ヒノキブランド化推進補助金」により支援することといたします。今後は、ヒノキに特化した造林に対する補助金の創設や、ヒノキを使った製品化の推進を検討するなど、ヒノキのブランド化を進めるとともに、持続可能な林業・林産業の構築に向けた取組を推進してまいります。

土木関係でございますが、現在、令和元年度に策定しております人吉市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の健全性を高めることを目的とした補修工事を順次実施しておりますが、今年度は、非出水期となる10月から、万江川に架かる上原田橋の補修工事に着手いたします。

本工事は、下部工と上部工の間に設置しております支承の取替えや上部工全面の補修を行うため、工事期間中は全面通行止めが必要となります。日頃から本橋梁を利用されている皆様には大変御不便をおかけいたしますが、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、市民生活に必要不可欠な橋梁の健全性を維持していくとともに、改善が必要な橋梁については適宜補修工事を実施し、より長く、より安全な機能保全を図るなど、市民の皆様が安心して利用できる道路環境の整備に努めてまいります。

文化財保護事業関係でございますが、令和2年7月豪雨災害の影響により休館を余儀なくされております史跡人吉城跡のガイダンス施設「人吉城歴史館」につきましては、今年度末の竣工を目指し、今後、復旧に向けた建築及び設備工事に着手いたします。

また、館内の展示設備工事につきましても鋭意進めていく予定であり、新たに、人吉城跡を紹介する大型のシアターや、デジタル化した古文書、絵図などを検索・鑑賞することが可能となる文化財アーカイブ設備、手や身体を使って、文化財をより身近に体験することができる体験型展示や、令和2年7月豪雨の記憶と復興の記録を伝えるコーナーの設置などを計画しております。人吉城歴史館が、様々な目的を持たれた来館者にとってより魅力ある施設となるよう、今後も検討を重ねてまいりたいと存じます。

また、令和6年10月22日から12月15日までの期間、福岡県太宰府市の九州国立博物館において、「人吉球磨の玉手箱」と題した特集展示の開催が予定されております。

旧石器時代にはじまり、古墳時代や、日本遺産に認定されている構成文化財を含めた中世・近世の歴史資料などの展示のほか、ウンスンカルタの実演や、現代に続く工芸品まで、人吉球磨地域の特徴的な歴史を語る「宝」が紹介される良い機会となりますので、この機会にぜひ会場を訪れていただき、御覧いただきますとともに、興味のある方や近隣にお住まいの御親族や御友人などにもお知らせいただきますようお願いいたします。

学校教育関係でございますが、来る10月18日、ここ市議会本会議場におきまして毎年実施しております「人吉市子ども議会」を、今年度から「人吉市中学生みらい議会」と名称を変更して開催いたします。

子供たちが自分の住む町について知ることや疑問に感ずること、働きかけることなど、大

人社会に向けてその存在をアピールすることの意義は大きく、このような取組は、人吉の未来を担う子供たちに向けた施策を進めていく上でも大変重要であると考えております。この機会を通じて、「ふるさと人吉を良くしたい」との想いのこもった意見や提案を大いに期待しております。この地域に誇りを持ち、「ずっと住み続けたい」と思える町を、今後とも子供たちと共に創り上げてまいりたいと存じます。

令和2年7月豪雨から間もなく4年を迎える6月30日、市役所1階の市民コーナーを会場に、豪雨犠牲者追悼式を執り行いました。今年は、1つの節目として、県との共催から本市の単独開催となりましたが、式では御遺族並びに来賓など33名の方々に御参列いただき、感謝の言葉などを賜りました。

また、翌7月1日から4日までの期間、市民コーナー内に設置していた献花台には、71名の想いのこもった花が手向けられております。犠牲となられた方々への追悼、豪雨災害の記録と教訓を決して風化させることなく後世に伝えていくため、本市としましては、今後も追悼式を継続して執り行い、犠牲となられた方々に鎮魂の祈りを捧げてまいりたいと考えております。

これまで様々な分野において復旧・復興に向けた取組を進めてきたところですが、本市の水害からの復興には未だ多くの課題がございます。そうした課題の解決に向けて国からの御支援をいただくべく、去る8月5日と翌6日の両日、昨年度に引き続き、本市単独による要望活動を行ってまいりました。

要望活動では、国土交通省をはじめ、総務省、内閣府、経済産業省など国の機関を訪問し、また、地元選出の国会議員の方々などに本市の現状と課題を御説明し、引き続きの御支援をお願いしてまいりました。今後も、目に見える形で動き始めた本市の提唱する未来型復興を力強く推進するべく、国をはじめとする関係機関への要望活動を実施してまいります。

東洋経済新報社が全国の市と特別区を対象に、毎年公表しております「住みよさランキング」において、今年6月に、本市が栄えある日本一の評価を獲得いたしました。これは、ひとえに先人たちが官民を挙げて営々と築きあげてこられた安全・便利なまちづくりの基盤の上に、今を生きる市民・事業者の皆様方の日頃からの御努力の賜物であり、心から敬意を表するとともに、感謝を申し上げます。

この評価は、本市が安全で快適な生活環境、充実した教育・医療サービス、豊かな自然環境、そして活気ある地域コミュニティーを有していることを示しているものと捉えており、これらを地域の強みとして生かし、さらに磨きをかけていかなければならないと気を引き締めたところがございます。「日本一住みよい街」の称号に恥じぬよう、これを新たな出発点として捉え、市民の皆様と共に知恵を絞り、様々な課題に市職員一丸となって果敢に挑戦していく所存でございますので、議会をはじめ市民の皆様により一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

引き続き、提案しております予算案、条例案及び案件議案につきまして、概要を御説明いたします。

議第60号令和6年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）は、歳入では、地方交付税の交付額の決定による追加などを、歳出では、国庫補助金の内示等に伴う被災市街地復興推進事業の減額や、史跡人吉城跡保存整備事業の増額などを行うものです。歳入歳出にそれぞれ3億3,580万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ228億1,440万1,000円とするものです。

議第61号令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第2号）は、前年度繰越金のほか、一般被保険者診療報酬精算金及び人件費の補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ2億6,265万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億8,445万2,000円とするものです。

議第62号令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金のほか、令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の精算などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1,520万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,027万3,000円とするものです。

議第63号令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金のほか、介護給付費負担金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ3億235万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億31万7,000円とするものです。

議第64号令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、寄附金の受け入れ及び人事異動に伴う人件費の補正でございまして、収益的収入及び支出につきまして、収入の営業外収益を100万円増額し、収入予算総額を5億4,427万2,000円とし、支出の営業費用を25万3,000円減額し、支出予算総額を5億1,204万2,000円とするものです。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を36万8,000円増額し、支出予算総額を4億1,149万7,000円とするものです。

議第65号令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）は、人事異動に伴う人件費及び事業の見直し等による補正でございまして、資本的収入及び支出のうち、支出の建設改良費を363万4,000円減額し、支出予算総額を7億2,069万9,000円とするものです。

議第66号令和5年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての案件は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金を処分することについて議会の議決をお願いすること、及び同法第30条第4項の規定に基づき、同会計の決算について、議会の認定をお願いするものです。

議第67号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての案件は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金を処分することについて、議会の議決をお願いすること、及び同法第30条第4項の規定に基づき、同会計の決算につい

て、議会の認定をお願いするものです。

議第68号人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例案は、人吉市子ども・子育て会議において、人吉市子ども・若者計画及び人吉市こども計画の進捗管理及び検証についての調査審議を行うため、条例の一部を改正するものです。

議第69号人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第70号人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第71号人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例を廃止する条例案は、人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金事業が令和5年度末で終了したため、条例を廃止するものです。

議第72号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての案件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴う熊本県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決をお願いするものです。

以上、提案しております予算案、条例案及び案件議案につきまして概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇） 皆様、おはようございます。私のほうから議第60号令和6年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）につきまして補足説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第2条の債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正により、第3条の地方債の補正につきましては、第3表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

7ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正につきましては、追加が3件でございます。

S L人吉保管用仮設テントリース料、限度額1,134万円は、S L人吉を人吉駅前広場駐車場に設置するに当たり、格納庫を建築するまでの間、風雨等による車両の劣化を防ぐため仮設テントを設置いたしますことから債務負担行為を設定するものでございまして、賃借の期間及び限度額を定めるものでございます。

住民基本台帳ネットワークシステム機器リース料、限度額1,829万4,000円は、現在の住民基本台帳ネットワークシステム機器につきまして、令和5年度にリース期間が満了した後も

継続使用を行ってございましたけれども、同機器のスペックが古く、オペレーティングシステムのバージョンアップも必要なことから、新たに機器リースを行うため債務負担行為を設定するものでございまして、賃借の期間及び限度額を定めるものでございます。

指定ごみ袋販売委託料、限度額 1 億 580 万 4,000 円は、令和 4 年度から契約を締結しております指定ごみ袋販売委託が本年度をもって契約期間が満了いたしますことから、本年度内に業者の選定から契約の締結に至る準備行為を行うため債務負担行為を設定するものでございまして、委託の期間及び限度額を定めるものでございます。

第 3 表地方債補正につきましては、追加が 3 件、変更が 10 件でございます。

まず、追加でございます。中学校施設整備事業債は、第一中学校のトイレ改修設計委託と第二中学校の空調機器設置工事に対する起債でございまして、充当率 100% の 880 万円を計上しております。コミュニティセンター改修等事業債は、東西コミュニティセンター調理室に空調設備を新設するための工事に対する起債でございまして、充当率 100% の 190 万円を計上しております。現年発生単独災害復旧事業債は、本年 6 月の大雨により被災しました下永野地区農道の災害復旧工事などに対する起債でございまして、充当率 65% の 120 万円を計上しております。

次に、変更でございます。臨時財政対策債は、国の普通交付税の財源不足を補完する起債でございまして、本年度の起債上限額が示されたことに伴い、限度額を減額するものでございます。人吉鉄道ミュージアム整備事業債から体育施設改修事業債までの 9 件は、いずれも事業費の増減などに伴い限度額を変更するものでございます。

13 ページをお願いいたします。歳入でございます。10 款、1 項、1 目地方特例交付金 627 万 7,000 円の増額補正、それから、その下の、11 款、1 項、1 目地方交付税 2 億 3,312 万 8,000 円の増額補正は、いずれも交付額の決定によるものでございます。

14 ページをお願いいたします。15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目土木費国庫補助金 8,873 万 4,000 円の減額補正は、1 節道路橋梁費補助金で、社会資本整備総合交付金の交付額の決定による減、3 節都市計画費補助金で、社会資本整備総合交付金の交付額の決定による減のほか、都市構造再編集集中支援事業補助金の内示による減でございます。5 目教育費国庫補助金 5,020 万 8,000 円の増額補正は、人吉城歴史館展示設備工事に係る史跡人吉城跡保存整備事業費補助金の増でございます。

16 ページをお願いいたします。16 款県支出金、2 項県補助金、8 目教育費県補助金 2,816 万 6,000 円の増額補正は、1 節小学校費補助金で、小学校 1・2 年生の授業で使用するタブレット整備に係る公立学校情報機器整備費補助金の増、3 節社会教育費補助金で、人吉城歴史館展示設備工事に係る史跡人吉城跡保存整備事業費補助金や、被災文化財復旧支援事業に係る球磨川流域復興基金交付金の増でございます。

17 ページをお願いいたします。17 款財産収入、2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入

510万9,000円の増額補正は、1節土地売却収入で、普通財産の処分に伴う土地売却収入でございします。18款、1項寄附金、3目民生費寄附金100万円の増額補正は、本市の子育て支援に対する児童福祉費寄附金の増でございします。5目教育費寄附金100万円の増額補正は、学校教育振興基金に対する教育総務費寄附金でございします。19款繰入金、2項基金繰入金、6目森林環境整備基金繰入金3,049万5,000円の増額補正は、1節森林環境整備基金繰入金で、ヒノキブランド化推進補助金に充当するため、同基金から繰り入れるものでございします。

18ページをお願いいたします。中ほどになります。20款繰越金に前年度繰越金1,000万円を増額補正いたしております。21款諸収入、4項、2目雑入885万3,000円の増額補正は、5節農林水産業費雑入で、森林環境整備総合事業に係るJ-クレジット販売収入の増、それから、19ページになりまして、6節商工費雑入で、人吉球磨能力開発センターの解散に伴う残余財産の清算金の増などでございします。22款市債につきましては、第3表地方債補正にて御説明いたしましたので省略させていただきます。

予算書21ページをお願いいたします。ここから歳出でございします。各款、項、目の中の給料、職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては、職員の人事異動などに伴うものでございまして、説明を省略させていただきます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3,230万5,000円の増額補正は、14節工事請負費で、防犯灯設置工事のほか、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、南願成寺町内会ほか3町内会の公民館施設の設備設置に対する地区公民館等整備費補助金や、くま川鉄道の令和5年度経常損失を補填するくま川鉄道経営安定化補助金、それから、被災した町内会で管理されています防犯灯などの電気料を支援する外灯設備電気料補助金の増などでございします。5目会計管理費261万5,000円の増額補正は、11節役務費で、本年10月から有料化されます本市指定金融機関における公金振込手数料や、本市収納代理金融機関から本市指定金融機関へ送金される際の収納金等振込手数料の増でございします。

22ページをお願いいたします。11目肥薩線世界遺産推進関連施設費1,883万7,000円の増額補正は、12節委託料で、SL人吉を格納する施設を設計するための委託料の増などでございします。

少し飛びまして、28ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費507万5,000円の増額補正は、14節工事請負費で、農道湯本4号線の農道整備工事や、矢岳地区ほか1地区の水路補修工事の増などでございします。

29ページをお願いいたします。2項林業費、2目林業振興費1億641万7,000円の増額補正は、11節役務費で、J-クレジット販売手数料のほか、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、ヒノキのブランド化推進と持続可能な林業・林産業を構築するため、誘致企業における木材製材施設装置の設置に対する補助金の増などでございします。

30ページをお願いいたします。7款、1項商工費、2目商工業振興費1,391万7,000円の増

額補正は、20節貸付金で、人吉市地域デジタル通貨事業におきまして、前払式支払手段発行者となりますきじ馬スタンプ協同組合が、発行保証金として法務局に供託する場合の原資として貸し付ける地域デジタル通貨事業供託金貸付金の増などでございます。3目観光費817万円の増額補正は、12節委託料で、令和元年度以降中止となっておりました人吉梅まつりにおける会場設営等委託料や、まちづくり活動推進事業に係るライトアップ事業委託料の増などでございます。

32ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費4,817万6,000円の増額補正は、14節工事請負費で、町内会や市民の皆様の要望等に対する市道の舗装や側溝補修などの道路維持補修工事の増などでございます。3目道路新設改良費2,401万7,000円の減額補正は、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴い、12節委託料、それから33ページになりまして、14節工事請負費、16節公有財産購入費、21節補償、補填及び賠償金の事業費を減額するものでございます。6目交通安全対策費1,000万円の増額補正は、14節工事請負費で、ガードレールやカーブミラー設置などの交通安全対策関係工事の増でございます。3項住宅費、1目住宅管理費2,682万5,000円の増額補正は、34ページになりまして、10節需用費で、市営住宅三日原団地ほか1団地の用途廃止に向けて、入居者がほかの市営住宅に移転する際の移転先室内修繕料の増などでございます。

35ページをお願いいたします。4項都市計画費、3目公園整備費5,284万4,000円の増額補正は、14節工事請負費で、石野公園におけるのり面排水構造物の布設に係る公園施設改築等工事や、村山公園内に高台緊急避難場所を整備するための避難地整備工事の増などでございます。5目土地区画整理費1億4,141万6,000円の減額補正は、人件費等の補正のほか、36ページになりまして、12節委託料、21節補償、補填及び賠償金につきまして、社会資本整備総合交付金の交付決定や、都市構造再編集中支援事業補助金の内示に伴い減額するものでございます。

37ページをお願いいたします。9款、1項消防費、3目消防施設費833万1,000円の増額補正は、12節委託料で、村山公園仮設団地の集会所を大塚地区の避難施設として利活用するため、移設に係る改修設計委託料や、防災行政無線の無停電電源装置更新に係る委託料の増などでございます。

予算書の39ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費3,762万6,000円の増額補正は、17節備品購入費で、来年度から市内小学校1・2年生の授業におきまして、タブレット端末を導入するための教材備品の増などでございます。3項中学校費、3目学校建設費882万2,000円の増額補正は、12節委託料で、第一中学校の教室棟及び屋内運動場におけるトイレを洋式化するための中学校施設設備改修設計委託料の増や、14節工事請負費で、第二中学校の教室に空調機器等を設置するための中学校施設設備改修工事の増などでございます。

40ページをお願いいたします。4項社会教育費、5目文化財保護費1億481万9,000円の増額補正は、14節工事請負費で、人吉城歴史館展示設備に係る工事費の増などでございます。

41ページをお願いいたします。5項保健体育費、1目保健体育総務費1,049万円の増額補正は、42ページになりまして、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、ひとよし温泉マラソン実行委員会に対する補助金の増などでございます。

43ページをお願いいたします。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、2目農業用施設災害復旧費191万5,000円の増額補正は、14節工事請負費で、本年6月の大雨により被災しました下永野地区の農道における災害復旧工事の増などでございます。13款諸支出金、2項基金費、10目人吉市森林環境整備基金費1,557万2,000円の減額補正は、令和5年度森林環境整備事業などの清算に伴う増のほか、ヒノキブランド化推進補助金に充当するため、任意積立金を減額するものでございます。

44ページをお願いいたします。最後に、14款、1項、1目予備費を856万1,000円増額いたしております。

以上で、議第60号令和6年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）につきまして補足説明を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時21分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○水道局長（羽田野将央君）（登壇） 皆様、こんにちは。私からは、初めに、議第66号令和5年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定につきまして補足説明をいたします。

人吉市水道事業特別会計決算書4ページ、5ページをお願いいたします。金額は消費税込みの額でございます。

（1）収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道事業収益は、予算額5億7,318万1,000円に対し、決算額5億8,337万9,120円、1,019万8,120円の増となっております。その内訳としまして、第1項営業収益は、予算額に対し決算額5億4,107万8,448円、807万2,448円の増となっております。なお、補正予算の増額は、令和2年7月豪雨災害やコロナ禍の影響により当初予算を厳しく見込んでおりましたが、影響が少なかったことによるものでございます。

次に、第2項営業外収益は、予算額に対し決算額4,229万9,297円、212万7,297円の増となっております。補正予算の増額は、蓬莱配水池の電気設備落雷被害に伴う日本水道協会保険金などによるものです。第3項特別利益は、予算額に対し決算額1,375円、1,625円の減でござ

ざいます。

次に、支出でございます。第1款水道事業費用は、予算額5億1,002万4,000円に対し決算額4億7,693万9,240円、不用額3,308万4,760円となっております。その内訳としまして、第1項営業費用は、予算額に対し決算額4億6,003万161円、不用額2,325万7,839円となっております。補正予算の1,285万5,000円の増額は、水道施設の維持管理業務委託料、配水管の漏水修繕などによるものです。第2項営業外費用は、予算額に対し決算額1,664万6,154円、不用額658万7,846円となっております。第3項特別損失は、予算額に対し決算額26万2,925円、不用額23万9,075円となっております。第4項予備費は、予算額300万円に対し決算額ゼロ円、全額不用額となっております。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。（2）資本的収入及び支出でございます。まず、収入の第1款資本的収入は、予算額1億507万5,000円に対し、決算額9,847万3,725円、660万1,275円の減となっております。その内訳としまして、第1項企業債は、予算額に対し決算額9,680万円、660万円の減となっております。なお、地方公営企業法第26条の規定による繰越し財源として2,400万円を充当しております。第2項工事負担金は、予算額1,000円に対し収入はございません。第3項固定資産売却は、予算額1,000円に対し、こちらも収入はございません。第4項繰入金は、予算額に対し決算額77万7,725円、725円の増となっております。第5項国庫補助金は、予算額に対し決算額も同じく89万6,000円でございます。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額4億7,231万8,656円に対し決算額4億3,055万2,174円、不用額1,139万6,482円となっております。その内訳としまして、第1項建設改良費は、予算額に対し決算額3億6,067万3,556円、不用額839万5,100円となっております。補正予算1,839万9,000円の増額は、蓬莱配水池電気計装設備復旧工事などによるものです。地方公営企業法第26条の規定による繰越額5,099万1,656円は、上漆田町送水管布設工事1工区など、計6事業を繰り越したものでございます。また、翌年度繰越額3,037万円は、茂ヶ野水源地ポンプ設備更新工事及び蓬莱配水池電気計装設備復旧工事を繰り越したものでございます。第2項企業債償還金は、予算額に対し決算額6,981万3,163円、不用額837円となっております。第3項予備費は、予算額300万円に対し支出はございませんので、全額不用額となっております。第4項その他の資本的支出は、予算額6万6,000円に対し決算額6万5,455円、不用額545円となっております。これは、令和2年7月豪雨により被災した水道管などの復旧工事のため交付されました国庫補助金については、国の補助金交付要綱によりまして、事業費確定後に消費税に相当する額を清算する制度となっているための返還金でございます。

下の欄外を御覧ください。資本的収入額9,847万3,725円が資本的支出額4億3,055万2,174円に対し不足する額3億3,207万8,449円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,166万5,433円、過年度分損益勘定留保資金2,699万1,656円、当年度分損益勘定留保資金1億4,473万566円、繰越利益剰余金1億2,869万794円で補填をいたしております。

次に、10ページをお願いいたします。損益計算書でございます。これは令和5年度における水道事業の経営成績を表すもので、金額は消費税抜きの額でございます。1の営業収益は、表の縦の右から2列目、4億9,225万8,822円に対し、2の営業費用は4億4,303万1,960円、営業利益は一番右の列4,922万6,862円となっております。3の営業外収益3,757万6,494円に対し4の営業外費用は1,225万3,254円で、営業外利益は2,532万3,240円となっております。この額に、先ほどの営業利益を加えました経常利益は7,455万102円となります。さらに5の特別利益、6の特別損失を加減しました下から4行目、当年度純利益は7,431万2,392円でございます。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金1億7,930万4,036円、その他未処分利益剰余金変動額1億3,595万8,350円を加えました当年度未処分利益剰余金は3億8,957万4,778円となっております。

次に、利益の処分について御説明を申し上げます。11ページをお願いいたします。下段の表4の令和5年度人吉市水道事業剰余金処分計算書（案）を御覧ください。表の右側、未処分利益剰余金の列でございますが、当年度末残高3億8,957万4,778円のうち、建設改良積立金としまして1億5,869万794円を積み立てまして、自己資本金へ1億3,595万8,350円を組み入れるものでございます。合計しますと2億9,464万9,144円の処分を予定しており、処分後残高繰越利益剰余金は9,492万5,634円となっております。

以上で、議第66号令和5年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての補足説明を終わります。

続きまして、議第67号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定につきまして補足説明をいたします。

人吉市公共下水道事業特別会計決算書4ページ、5ページをお願いいたします。金額は消費税込みの額でございます。

1、収益的収入及び支出の収入、第1款下水道事業収益は、予算額15億9,175万3,000円に対し決算額16億4,352万613円、5,176万7,613円の増となっております。その内訳としまして、第1項営業収益は、予算額6億4,430万5,000円に対し決算額6億5,812万9,074円、1,382万4,074円の増となっております。第2項営業外収益は、予算額9億3,857万8,000円に対し決算額9億7,649万2,980円、3,791万4,980円の増となっております。補正予算の増額は、令和4年度に取得しました資産の長期前受金戻入や、令和2年7月豪雨で被災しました施設に対する保険金によるものでございます。第3項特別利益は、予算額748万2,000円に対し決算額751万458円、2万8,458円の増となっております。補正予算の増額は、災害復旧工事で発生した撤去物の売却に伴う売上でございます。第4項特別利益（災害）は、令和2年7月豪雨災害によるもので、予算額138万8,000円に対し決算額138万8,101円、101円の増となっております。

次に、支出の第1款下水道事業費用は、予算額13億4,838万3,000円に対し決算額13億86万

2,802円、不用額1,092万198円となっております。その内訳としまして、第1項営業費用は、予算額12億4,349万7,000円に対し決算額12億191万5,865円、不用額498万1,135円となっております。第2項営業外費用は、予算額9,584万円に対し決算額9,474万6,723円、不用額109万3,277円となっております。第3項特別損失は、予算額100万2,000円に対し決算額15万6,796円、不用額84万5,204円となっております。第4項予備費は、予算額400万円に対し支出はございませんので、全額不用額となっております。第5項特別損失（災害）は、予算額404万4,000円に対し決算額404万3,418円、不用額582円となっております。なお、補正予算の増額は、令和2年7月豪雨災害に伴う固定資産の臨時損失でございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。2、資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入は、予算額16億9,562万6,000円に対し決算額7億1,936万5,120円、9億7,626万880円の減となっております。これは、令和2年7月豪雨に伴う災害復旧事業の事業確定によるものでございます。その内訳でございますが、第1項企業債は、予算額4億8,620万円に対し決算額2億2,970万円、2億5,650万円の減となっております。なお、地方公営企業法第26条の規定によります繰越額に係る財源充当額が1億3,460万円となっております。第2項負担金は、予算額512万8,000円に対し決算額543万5,220円、30万7,220円の増となっております。第3項補助金は、予算額11億9,232万7,000円に対し決算額4億7,225万9,900円、7億2,006万7,100円の減となっております。なお、地方公営企業法第26条の規定によります繰越額に係る財源充当額が7億8,599万2,000円となっております。第4項固定資産売却は、予算額1,197万1,000円に対し決算額1,197万円、1,000円の減となっております。

次に支出でございますが、第1款資本的支出は、予算額21億6,112万8,983円に対し決算額10億9,965万9,873円、不用額6億313万6,980円となっております。その内訳でございますが、第1項建設改良費は、予算額17億7,506万9,983円に対し決算額7億1,460万1,705円、不用額6億213万6,148円となっております。また、予算額における地方公営企業法による繰越額が4億5,833万2,130円となっております。これは、ストックマネジメント計画に基づく改築更新事業におきまして、機器の製作に不測の事態が生じたことなどから年度内の完了が困難となり、繰り越したものでございます。第2項企業債償還金は、予算額3億8,505万9,000円に対し決算額3億8,505万8,168円、不用額832円となっております。第3項予備費は、予算額100万円に対し支出はございませんでしたので、全額不用額となっております。

次に、下の欄外を御覧ください。資本的収入額7億1,936万5,120円が資本的支出額10億9,965万9,873円に対し不足する額3億8,029万4,753円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,785万5,372円、過年度分損益勘定留保資金2,120万5,795円、当年度分損益勘定留保資金3億3,997万4,120円、繰越利益剰余金125万9,466円で補填をいたしております。

続きまして、9ページをお願いいたします。損益計算書でございます。これは令和5年度における公共下水道事業の経営成績を表すものでございまして、金額は消費税抜きの額でござ

ざいます。

1、営業収益は、表の縦の右から2列目、6億188万9,212円に対し、2の営業費用は、同じく2列目、11億7,783万1,561円、差引額は、一番右の列5億7,594万2,349円の不足となっております。3、営業外収益9億7,651万7,462円に対し4の営業外費用は7,980万2,544円で、差引額は8億9,671万4,918円でございます。この額と営業利益の損失を合わせました経常利益は3億2,077万2,569円となります。こちらに5の特別利益、6の特別損失、7の特別利益（災害）、8の特別損失（災害）を加減いたしました当年度純利益は、下から4行目、3億2,480万2,439円でございます。この当年度純利益に、前年度繰越利益剰余金マイナス2億3,304万1,326円と、その他未処分利益剰余金変動額4億8,406万9,907円を加えました当年度未処分利益剰余金は5億7,583万1,020円となっております。

最後に、利益の処分について御説明申し上げます。11ページをお願いいたします。令和5年度人吉市公共下水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。表の一番右側、未処分利益剰余金の列でございますが、当年度末残高5億7,583万1,020円のうち、減債積立金として125万9,466円の処分を予定しており、処分後残高繰越利益剰余金は5億7,457万1,554円となっております。

以上が、議第67号令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての概要でございます。

なお、先ほど御説明しました議第66号とともに、剰余金計算書、貸借対照表、また監査委員によります決算審査意見書などを添付いたしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（宮原将志君） これで、議第60号から議第72号までの提案理由等の説明を終了いたします。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時46分 散会

令和6年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第2号）

令和6年9月10日 火曜日

1. 議事日程第2号

令和6年9月10日 午前10時 開議

- 日程第1 議第60号 令和6年度人吉市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第2 議第61号 令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議第62号 令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第63号 令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第64号 令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第65号 令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第66号 令和5年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第8 議第67号 令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第9 議第68号 人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第69号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第70号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第71号 人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議第72号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第14 一般質問

1. 牛 塚 孝 浩 君
 2. 田 中 哲 君
 3. 池 田 芳 隆 君
 4. 大 塚 則 男 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
- ・ 追加日程

議第73号 令和6年度人吉市一般会計補正予算（第5号）

3. 出席議員（14名）

1番	川 上 紗智子 君
2番	松 村 太 君
3番	徳 川 禎 郁 君
4番	池 田 芳 隆 君
5番	牛 塚 孝 浩 君
6番	宮 崎 保 君
7番	大 塚 則 男 君
8番	平 田 清 吉 君
9番	井 上 光 浩 君
10番	豊 永 貞 夫 君
11番	西 信八郎 君
14番	田 中 哲 君
15番	福 屋 法 晴 君
16番	宮 原 将 志 君

欠席議員（2名）

12番	村 上 恵 一 君
13番	本 村 令 斗 君

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復興政策部長	溝 口 尚 也 君
復興政策部政策統括監	緒 方 竜 二 君
市 民 部 長	井 福 浩 二 君
健康福祉部長	松 尾 美 紀 君
経 済 部 長	渕 上 聖 也 君
復興建設部長	立 場 康 宏 君
総 務 部 次 長	日下部 伸 樹 君
総 務 課 長	那 須 裕 史 君
秘 書 課 長	池 下 英 治 君
水 道 局 長	羽田野 将 央 君
教 育 部 長	前 村 洋 宣 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	栗原	亨	君
庶務係	長	丸尾	亜紀子	君
議事係	長	栗須	順也	君
書	記	税所	昭彦	君

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。なお、12番、村上恵一議員、13番、本村令斗議員より欠席届が提出されております。また、小林副市長は欠席されとの届けがあつております。

議事に入ります。本日は、先に決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（宮原将志君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

一般質問の前に、議第73号、令和6年度人吉市一般会計補正予算（第5号）を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第73号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第73号

○議長（宮原将志君） 執行部へ提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。ただいま追加提案いたしました予算案につきまして、御説明いたします。

議第73号、令和6年度人吉市一般会計補正予算案（第5号）は、国庫補助金の内示に伴う就学前教育・保育施設整備交付金事業に係る補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ3,693万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ228億5,133万9,000円とするものです。

以上、提案しております予算案につきまして概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇） 皆様、おはようございます。私のほうから、議第73号、令和6年度人吉市一般会計補正予算案（第5号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第2条の地方債の補正につきましては、第2表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正につきましては、変更が1件でございます。

就学前教育・保育施設整備交付金事業債は、人吉中央幼稚園の園舎増改築事業に対する起債の増でございまして、限度額を変更するものでございます。

11ページをお願いいたします。歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金552万8,000円の増額補正は、就学前教育・保育施設整備交付金の内示に伴う増でございます。

20款繰越金に前年度繰越金1万円を増額補正いたしております。

22款市債につきましては、第2表地方債補正にて御説明いたしましたので省略をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。歳出でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費3,693万8,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、人吉中央幼稚園におきまして、園舎の老朽化に伴う改築に加え、乳児室を増築し、地域の子育てステーションとしての役割を担うための施設整備などに対する就学前教育・保育施設整備交付金事業補助金の増でございます。

以上で、議第73号、令和6年度人吉市一般会計補正予算案（第5号）につきまして、補足説明を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいま説明がありました、議第73号に対しての議案質疑は、明後日12日の一般質問終了後に行いますので、よろしくお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君）（登壇） 皆さん、おはようございます。5番議員、牛塚孝浩でございます。今回は、初日の1番に登壇させていただきます。このことの重みを肝に銘じまして、しっかりと質問をしてまいりたいと思います。

今年は、8月の終盤から猛威を振るった台風10号では、幸い本市及び近隣自治体に対しては大きな被害もなく、ホッとしておりますが、全国的には甚大な被害が出ております。被害に遭われた皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。自然災害において、「記録的な」や「これまでに例のない」などの言葉は今後通用しないほど、例年のように頻繁化・激甚化をしています。お盆前の8月8日にも、震度6弱の地震が日向灘沖で発生をし、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意が発表されましたように、いつ、どこで、どのような自然災害が発生するか分からない近年であります。改めて、日頃から防災対策の備えを怠ることなく過ごさねばならない時代に生きていると再確認をした8月でありました。このように、非日常

が日常化していく中においても、人の営みや暮らしとともに、よりよい地域を目指し、行政サービスも向上し続けていかなければなりません。本市と圏域の発展を願い、通告に従いまして質問をまいります。

今回は、1点目に環境問題における地域猫活動に対する質問を、2点目は健康福祉施策における高次脳機能障害についてを、3点目に市民の声から、健康管理に対する要望について伺ってまいります。

まず1点目の、地域猫問題については、皆様も御承知のとおり、過日人吉新聞でも1面に取り上げてありましたように、多頭飼育崩壊増加など、特に近年では全国的な社会問題となっています。そのような中で、私が直接聞いた苦情の一部を紹介しますと、「畜舎の2階のわらの中で、多頭出産をしていた」また、「病死をしていた」さらに、「庭や畑へのふん尿、残飯あさりなどによる不衛生な環境の発生」や、「空き家や倉庫に住み着いている」というものでございます。動物愛護管理法では、愛玩動物の販売業者や飼育者に対しては、法的な定めがあり、ある程度の効果はあるものの、問題なのは飼い主が分からない、あるいはいないという場合であります。

主な苦情は、これまで保健所に対応いただいておりますが、動物たちの幸福を願い、苦情処理のみならず、譲渡会などの開催など、鋭意尽力をいただき、熊本県では2014年に初めて犬だけではございますが、殺処分ゼロを達成されております。その後の2017年からは、掲げられた「殺処分ゼロ」を目標に、動物との共生を目指す新しい愛護拠点が必要との提言を受け、宇城市に「アニマルフレンズ熊本」を整備されました。具体的内容につきましては、報道やホームページなどから確認いただければと思いますが、この施設でさえも、今年4月から7月までの3か月間に161匹の猫が保護をされ、昨年の同時期より91匹増えているそうです。保護猫が急増し、「殺処分の危機だ」という報道もあっております。

そこで今回は、地域猫に関する苦情や対策について質問をいたします。人と猫との幸福生活を実現するためには、あらゆる取組を多くの人たちで粘り強く継続することが必要であると思うわけではございますが、動物愛護管理法第4条には、今月、9月20日から26日までが広く国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするために「動物愛護週間」が定められております。

まず初めに伺っておきたいのは、本年度を含め、令和2年7月豪雨災害前と災害後の3か年に寄せられた本市への苦情の件数、そしてその内容について伺います。

○市民部長（井福浩二君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

本市に寄せられた猫に関する苦情の件数とその内容についてのお尋ねでございますが、平成29年度から令和元年度の3年間では34件で、主な内容は、野良猫への餌やりによる野良猫の増加や、猫のふん尿に対するものでございました。令和2年度から令和4年度までの3年間では35件で、主な内容は、野良猫への餌やりによる野良猫の増加や飼い猫の放し飼い、猫

のふん尿に対するものでございました。また今年度につきましては、現在のところ6件で、主な内容は、飼い猫の放し飼いに対するものでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 思ったよりですね、少ないと思っておりますが、これ氷山の一角だと思っています。内容についても、水害前もその後にしても同じようなものでお答えをいただいておりますけれども、もっと多くの苦情が中には潜んでいるんじゃないかなと思います。

そこで、熊本県では、人と動物が共生する地域づくりへ向けて、動物愛護推進計画が策定をされております。本市では、よりよい住環境の整備を目指すためにも、愛護動物との良好な関係を形成するために、どのような取組を実施されているのか、伺っておきたいと思えます。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

熊本県では、現在、第3次熊本県動物愛護推進計画を策定し、実施中でございます。動物愛護推進計画とは、動物の愛護及び管理に関する法律第6条に基づき、都道府県が策定することとされておりまして、本市では策定をしておりません。

参考までに、本市を除く県内13市並びに球磨郡内9町村の22自治体にも確認しましたが、策定している自治体はございませんでした。

次に、実施している取組でございますが、犬や猫などに関する相談があった場合、保健所職員と同行し、原因者に指導や助言を行います。特に猫につきましては、飼い猫の場合は屋内飼育をお願いし、野良猫の場合は餌づけをしないこと、などをお伝えしております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） そこまでですよ。原因者への指導や助言を行っているということでもございました。動物愛護管理法の地方公共団体への情報提供などの中の第41条の4には、「国は、動物の愛護及び管理に関する施策の適切かつ円滑な実施に資するよう、動物愛護管理担当職員の設置、動物愛護管理担当職員に対する動物の愛護及び管理に関する研修の実施、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する地方公共団体の部局と畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務を担当する地方公共団体の部局、都道府県警察及び民間団体との連携の強化、動物愛護推進員の委嘱及び資質の向上に資する研修の実施、地域における犬・猫などの動物の適切な管理などに関し、地方公共団体に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする」というふうにあります。

さらに、地方公共団体に対する財政上の措置として、第41条の5では、「国は、第35条第8項に定めるもののほか、地方公共団体が動物の愛護及び適正な飼養の推進に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう

に努めるものとする」ともあります。

経過措置として、第42条で、「この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる」と記載をされています。「必要な施策の策定や必要な財政上の措置を講ずるように努める」とあるわけであります。

苦情の件数と内容についての答弁では、ほぼ横ばいでありましたけれども、私自身が以前よりも増して苦情を聞く頻度が多くなってきたと感じておるところであります。

そこで、圏域の中でも率先をして、条例の制定であるとか、しっかりした位置づけを図るためにも、環境整備に取りかかる必要があると感じているところでございますが、見解をお伺いいたします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

本市の人吉市生活環境保全美化条例でも、飼い主の厳守事項や飼い主のいない猫などへの餌やり行為の禁止は明記しておりますが、先進自治体では、猫に関する条例を制定し、地域猫活動を行うための環境整備などについて、自治体・市民などの役割を明確化しております。これらの先進事例を参考に、調査研究をさせていただき、条例の改正、新たな条例の制定の必要性も含め、検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） ぜひ検討いただきたいと、前向きにですね、お願いをしておきます。

猫に関しては、かわいいから、かわいそうだからと言って、不用意に餌を与えることで、野良猫が増えて、住環境も当然悪化をします。特に近年では空き家も増えております。一層の注意が必要になってきていると思います。

繁殖能力が高い猫を少しでも抑え込むためには、避妊・去勢手術を行うことが有効であることから、県では2018年から2023年度まで300から500匹分の避妊・去勢手術費用を補助されておりました。しかし、保健所への苦情が増えたことから、今年6月より宇城市のセンターで約800匹分の予算を計上して、直接手術を開始したとのことでした。その後3か月が経過をしているところではありますが、この同センターの現状について伺っておきたいと思えます。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

熊本県では、命を大切に、優しさあふれる人と動物が共生する熊本の実現を目指し、その拠点となる新たな動物愛護センター「アニマルフレンズ熊本」を今年の3月末に宇城市に開所しました。また、今年6月からは、議員も申されたとおり、同施設で、飼い主のいない猫を対象に、直接避妊・去勢手術を実施しております。その実績につきまして県にお尋ね

しましたところ、6月から8月までの3か月間で79件の172匹で、うち人吉からの持ち込みは、6件の8匹でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 3か月で79件172匹、計算すると月に58匹弱ですね。思っていたよりは少ないと感じております。

あさぎり町には、ボランティアで保護猫活動をされている方がおられまして、行政にもお願いに行かれたそうです。何とかしていただきたいということで。ただ、協力をしてもらえなかったということでございました。

そこで、まずは野良猫を減らすことから始めようということで、捕獲をして、避妊・去勢手術をして、状況に応じて元の場所に戻すという活動、TNRと言うらしいですが、これをしているということでございます。

TNRとは、トラップ（捕獲）・ニューター（不妊手術）・リターン（元に戻す）の略です。本市でも、同様に個人でそのような活動をされている方がおられると思います。

そこで、この避妊・去勢手術費用については、どれほどの費用がかかるのか、分かる範囲で結構ですので伺っておきたいと思います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

猫の状態や動物病院ごとに金額は異なりますが、標準的な金額は、雄が1匹1万2,000円前後で、雌が1匹2万円前後と伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） ありがとうございます。

私が直接伺ったところでは、病院ごとに費用が違うということで聞いております。そこでは、雄が1万2,000円、それから雌が1万8,000円ということでありましたけど、では、「何匹ほど手術してるんですか」とお尋ねをしました。ある病院では、今年の1月から8月までのこの8か月間で、飼い猫を含めて554匹手術をしたそうです。一月に69匹強ですね。「うち、野良猫について分かりますか」とお尋ねをしましたら、「約30から40%が野良猫ですね」というお答えをいただいています。おおよそですが、166匹から222匹が地域猫となります。1か所の病院です。センターでの手術件数をお聞きしたときに、少ないと感じたのは、ここを聞いていたからなんですけど、郡市を合わせますと相当の数になるのではないかなと感じているところです。ということは、この避妊・去勢手術費用についても、相当な金額をボランティアの方たちは負担をされているというわけであります。

そこで、地域猫活動を行っている方に対して、少しでも費用の負担が軽減できるように、独自の支援はできないのかなと思うところであります。これまで過去に、補助金を出してい

ただきたいという、そういった要望は直接市のほうになかったのか、またあった場合、補助した実績等はあるのかを伺いたいと思います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

猫の避妊・去勢手術費用の補助につきましては、本市ではいたしておりません。しかし、飼い主のいない猫を対象といたしまして、昨年度までは熊本県で、雄1匹当たり5,000円、雌1匹当たり1万円を上限に補助を実施しておりましたので、本市にお問合せがあった場合はその補助制度について御案内をしておりました。

今年度からは、新たな動物愛護センター「アニマルフレンズ熊本」で、直接手術を行えますので、対象頭数も増加し、対策を強化されております。ぜひ、こちらのほうを御活用いただきたいと存じます。

本市といたしましても、県と連携を図り、この事業につきまして周知を徹底してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 独自支援はなかったが、県の制度を紹介していたと答弁いただきましたが、今年、宇城市のセンターができるまで、聞いた話ではありますけれども、本当に地域猫なのか飼い猫なのか、判断が難しいということで、申請から交付までの手続き、これが非常に煩雑で、諦めることもあったということでございました。また、補助金を申請しようとしたが、県のほうの予算が限られており、結局は自費でしなければならないと。そういった結果から満足いく活動をするのができなかったという話を聞いたことがございます。やはりこれでは活動自体の継続も難しく、なかなか問題の解決には至らないと思います。

そこで、地域猫活動が成功している事例があれば御紹介をいただきたいと思います。反対に失敗に終わったという事例もあれば、併せて伺っておきたいと思います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

県にも問合せをしましたが、把握できている事例はございませんでしたので、他の地域での事例を紹介いたします。

成功しました事例としましては、ボランティアや地域住民などが協力し、的確に不妊手術等を行うことで、野良猫の数が減少し、共同で猫の世話をすることで、猫の行動が管理され、トラブルが減少した例がございます。また、うまくいかなかった例としましては、地域住民の理解と協力が得られず、適切な餌やりや避妊手術ができず、かえって状況が悪化してしまった例もございました。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） お答えいただきましたように、重要なのは地域の理解と根気強い啓発

活動、そしてあらゆる場面での動物愛護の教育ではないかなと思うところでございます。今月は広報配布に併せて、衛生員連合会だよりの裏面1ページを使って、啓発をされておりましたが、もっと踏み込んだ活動が必要な時期に来ているのではないのでしょうか。

そこで、小中学校で動物愛護に関する教育というものは行っておられるのか、伺っておきたいと思います。併せて、一般市民向けの啓発活動、これはどのように行ってきたのか、この2つをお伺いしたいと思います。

○教育長（志波典明君） おはようございます。1つ目の御質問につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

学校教育におきましては、命を大切にすることは全ての教育の基盤となるものでございまして、命を大切にすることを育む取組は、授業や行事等を中心に、各学校において推進をされております。その中では、まずは自分の命を大切にすること、そして周りの人の命も自分の命と同じように大切にすることを学んでいきます。つまり、人の命が中心となります。

動物の愛護に関する教育につきましては、自分の命、人の命と関連づけて学ぶことが発達段階等から考えましても効果的ではないかと考えております。

例えば、生活科の学習におきましては、植物を育てる体験を通して、世話をしないと枯れてしまうことや、小動物と触れ合う体験を通して、人と同じように体温があることなどから、自分と同じように植物や動物にも命があることを感じる学習をいたします。また、理科学習におきましては、植物の受粉・成長や、動物の受精・成長などから、生命の連続性を学んでいきます。さらに、道徳科におきましては、生命尊重や自然愛護の項目において、命について、発達段階に応じた学習をいたします。

また、行事につきまして紹介をいたしますと、中原小学校では毎年、地域の方々や関係団体の皆様の多大なる御協力と御支援をいただきながら、無農薬で安全なアイガモ米の米づくり体験と併せまして、アイガモ農法研究会の方によります子供たちへの命の授業も行っているところでございます。

さらに、熊本県では、宇城市に開所されております「熊本県動物愛護センター」によります学校への出張や、来所型の命の教室を開催されておりますことから、本市におきましてもこの取組について各学校へ周知をしているところでございます。

子供の頃から動物愛護精神を涵養することは重要だと考えております。現在、各学校でそれぞれが行っている、あらゆる命に関する取組を、今後も学校、家庭、地域及び関係機関が相互に連携しながら、子供たちが人間は多くの生き物との関わりの中で生きていることを理解し、自他の命がかけがえのないものであることを実感できる教育を推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。

○市民部長（井福浩二君） それでは、私のほうからは、一般市民向けの啓発活動は行ってき

たのかという点でお答えいたします。

動物の愛護及び管理に関する法律は、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的としており、その中で、国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、普及啓発を図るよう努めることを明記してございます。

本市としましても、これまでの広報活動に加え、熊本県や関係機関と連携を図り、動物愛護のための普及啓発活動に注力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 子供たちへの教育については、教育長から今答弁いただきましたように、発達段階に応じてしていく教育は非常に大切だと思います。

県の動物愛護センターでは、出張や来所型での命の教室も開催されていると答弁をいただきましたので、ぜひPTAの行事とかに組み込むとか、様々に機会を設けていただいて、本市での啓発が進むように望みます。

本市の取組についても、例えば、学校単位での開催時には親御さんへの参加を促したり、町内会や老人会などへは一般の方の参加もできるような働きかけをするとか、これまで以上の啓発をお願いしたいと思います。

また、捨て猫も多いと感じます。第44条の3では、「愛護動物を遺棄した者は1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する」とございます。猫好き・猫嫌いは関係なく、動物を遺棄することには厳しい罰則が存在しております。

そして地域猫の問題は、単に動物愛護に関することではなく、地域社会全体の問題として捉えていただいて、環境に関しても重要なことだと認識して取り組む必要があります。

今後も、町内会や関係各所での情報共有と対策へ向けた体制づくりについては、ボランティア活動家などが、先ほど紹介しましたTNRがしやすい環境整備、またはそういう人材が育つための教育などについても前向きに、そして先進的な施策を検討いただきたいと思います。このことについて、見解を伺っておきたいと思います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

地域猫活動を成功させるためには、幾つかの課題がございます。第1に、地域住民の理解と協力が不可欠でございますが、猫に対する意識は人それぞれであり、猫が好きな人がいれば苦手な人もおられ、十分な配慮や対策が必要となります。また、継続的な活動が求められるため、その活動を担う実施主体となる団体の十分な人員確保も課題となります。

これらの課題を乗り越えるためには、主となる団体、支援する行政、関係機関など、多くの関係者が一丸となって取り組むことが求められ、どれかが一つ欠けても成功が難しい取組であると存じております。

しかしながら、猫の諸問題の解決には、議員御指摘のとおり、地域猫活動が有効な手段の

一つであると認識いたしております。

人と猫が共生する社会の実現を図るため、地域猫活動について、先進事例・成功例を参考にさせていただき、動物に関する所管行政である熊本県や関係機関とこれまで以上に連携を図り、対策を検討してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） よろしく申し上げます。住民の意識改革も重要であると思います。以前のように、何でも役所に任せておけばよいという考えのままでは何も変わらないと思います。そして、地域の発展もないと思います。

宇城市にできたセンターでは、避妊・去勢手術が6か月から1年待ちという話も聞いております。また、移動式手術車も導入されているようですので、センターができたからといって、そちらに丸投げするのではなくて、やはり、地域のことは地域で解決できる仕組みづくりが必要であると思います。

住みよさランキング1位の評価に恥じぬよう、細部まで踏み込んだ施策を講じていただきますよう、お願いをいたします。

最後に、台風10号に伴う避難所設営では、ペット同伴避難所を開設いただきましたことに感謝をし、引き続き、人と動物との幸福で良好な関係づくりへ向けた施策の創設、強化を重ねてお願いをして、この質問を終わります。

2点目です。健康福祉の観点から、高次脳機能障害について伺います。

この障害は、病気やけがによって脳に損傷を負うことで障害が出て、日常生活や社会生活に支障が生じる状態ということでございますが、自分では気づかないまま生活をされている方がいるという話を聞きました。そうであれば、このことで自分でも病気であるという認識がないまま、なぜか仕事が長続きしない、定職に就けないという方がおられるかもしれません。そこで、このような障害をお持ちの方に対する本市の取組について伺ってまいりたいと思います。

まず初めに、高次脳機能障害とはどのようなものなのか、症状や事例について伺います。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

高次脳機能障害とは、頭部への強い力によるけがや脳卒中などの病気により、脳に損傷が生じた結果、認知機能や行動に様々な障害が現れる状態を言います。どのような症状があるのかとの御質問でございますが、症状につきましては、新しいことを覚えられなくなるなどの記憶障害、複数のことを同時に行うことが困難になるなどの注意障害、計画や順序立てて行動をすることができなくなる遂行機能障害、感情や行動を自分で調整することが難しくなる社会的行動の障害などがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5 番、牛塚孝浩議員。

○5 番（牛塚孝浩君） 症例について紹介いただいたところですが、明らかに重度な事故や病気によって脳に損傷が生じた結果発症するものであると確認ができました。

紹介いただいた症状を分かりやすく言えば、ミスが多かったり、気が散って落ち着かない、作業が続かない、すぐに怒る、暴力をふるう、そういったものもあるのかなというところですね。

ということは、そういう症状が、過度に感じ取られる人の場合には、過去に激しい運動や自損事故に伴うけがなどから、後になって発症しているかもしれない。発症するということがあり得ると理解してよろしいのでしょうか、伺います。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

高次脳機能障害の特徴といたしまして、退院後に御家庭や職場に戻ってから気づくことが多く、外見からは分かりにくく、「見えない障害」とも言われております。原因となる疾患の発症後に障害が生じることがあるとも言われております。このことから、過去に激しい運動や自損事故に伴うけが等により、脳が損傷されると、その後に障害が出る可能性はございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5 番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5 番、牛塚孝浩議員。

○5 番（牛塚孝浩君） では、後から答弁いただいたように、発症する可能性があるというところで、高次脳機能障害は、交通事故や脳卒中などで脳自体にダメージ、出血とか損傷を受けた場合に生じる記憶障害、注意障害などの社会的行動障害であり、退院後に家庭・職場に戻ってから対人関係や社会生活において障害があることに気づくことが多く、紹介いただいたように、外見からは分かりにくい「見えない障害」と言われているようでございます。だからこそ、この障害についてより多くの方に知っていただいて、理解を深めていただく必要があると思うところであります。

そこで、高次脳機能障害について知らせる方法、どのように周知を行ってきたのか、伺っておきたいと思います。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

高次脳機能障害に関する相談があった場合には、熊本県が発行しております「障害福祉のしおり」に、熊本県高次脳機能障害支援センターの相談窓口の記載がございますので、このしおりを使いまして説明を行うことはございます。この熊本県高次脳機能障害支援センターは、熊本市の熊本託麻台リハビリテーション病院内に設置されており、高次脳機能障害についての専門相談窓口を設け、医師や臨床心理士、支援コーディネーターが、本人や家族、医療機関、行政などからの相談に対応しているところでございます。

本市におきましては、高次脳機能障害に特化した周知啓発は行っていないところでござい

ます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 今答弁いただきましたように、高次脳機能障害と診断を例えばされていたり、その知識があれば相談をされると思いますけれども、そのことさえ知らずに苦しんでいる方がおられるという話を聞いて、今回の質問をしております。ですから、知らなかったり思ってもいなかったという方々への場合には、この周知啓発というものが非常に重要であり、「自分はそうかもしれない」と思う方が見つかるかもしれないわけですね。そこが重要だと思っています。

では、自身がそう感じた場合や、あるいは周りからそう感じ取られた場合、どのように受診を勧めていくのか、このことについて伺いたいと思います。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

高次脳機能障害が疑われる方で、御本人や御家族から相談があった場合は、これまでの病歴や生活での困りごと、あるいは受診に対する不安や疑問などについて傾聴し、適切な治療を早期に開始するため、受診することが重要であることをお伝えしております。また、高次脳機能障害が疑われる方に限らず、様々な相談対応に当たりましては、保健センターや福祉課、高齢者支援課と連携し、継続的な支援体制により、御本人や御家族が安心して受診や治療ができるようサポートをしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） では、高次脳機能障害の検査・診断というものはどのようなものなのか、本市において検査できる医療機関はあるのか。このことについて伺います。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

高次脳機能障害の検査や診断につきましては、症状や生活状況の困りごとなどの聞き取りに加え、脳の損傷を確認するための画像診断としてCTやMRI検査、認知機能を確認するための心理神経学的検査などが行われます。これらの総合的な評価結果を基に、専門医が診断を行い、適切な治療方針が決定をされます。

検査ができる医療機関につきましては、熊本県から提供されている資料によりますと、人吉市内では1か所ございます。受診に際しましては、こちらは医療保険が適用をされます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 紹介いただきました検査や診断に加えて、画像検査による異常が見つからない場合もあるみたいで、そのときには脳の血流の変化が分かる血流シンチグラフィや、脳波検査などを行うことで初めて異常が見つかることもあるということでした。

医療機関については、本市では1か所で、保険も適用されるということですが、では、高次脳機能障害と診断された場合、支援制度についてはどのようなものがあるのか伺っておきたいと思います。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

支援制度についてでございますが、障害者総合支援法に基づき、精神または身体など、障害の程度に応じてヘルパー利用などの居宅介護、デイサービス等の通所介護、日常生活向上やリハビリテーションを目的とした自律訓練、在宅生活が困難な場合のグループホームや施設入所などのサービスがあり、精神科通院のため自立支援医療なども活用することができます。また、年齢や状態によりまして、介護保険のサービスの活用ができます。

収入面の支援制度といたしましては、治療・リハビリ期を過ぎ、一定の障害が残る場合には、障害基礎年金や障害厚生年金などの制度に該当される場合もございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 様々な支援があることが分かりました。ですが、重度でない場合は、社会復帰いただくことがやはり一番だと思います。これまでに社会復帰された方の事例がありましたら紹介をいただきたいと思います。また、復帰へ向けた支援体制について伺っておきたいと思います。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

社会復帰された方の事例でございますが、復帰できた方の中には、高次脳機能障害の方もいらっしゃるかもしれませんが、障害の種類による個別の件数の把握はできておりません。

社会復帰に向けた支援体制についてでございますが、サービスを計画する相談支援事業所と本市との連携のもと、御本人のそのときの障害の状態や生活環境に適した障害福祉サービスを提供しているところでございます。具体的に、就労におきましては、就労の機会や生産活動の機会の提供と、訓練を目的とした就労継続支援B型の活用、さらに最低賃金が担保された雇用計画に基づく労働の機会の提供と、訓練を目的とした就労継続支援A型の活用により、段階的な就労機会の提供を実施し、社会復帰に向けた支援を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 社会生活を営む中で、心も体も健康であることは非常に大切であると思います。しかし、障害を克服して、より健全な生活を営むためには、様々なサポートが平等に受けられなければなりません。高次脳機能障害という症状の認識が進み、より多くの方が健全に社会生活を営めるように、今後も周知に努めていただきたいと思います。

また、障害で苦しんでおられる方たちには、ストレスの少ない状態で過ごせるように、環

境調整ということも必要だと言われております。そのような方たちに対しましては、しっかりと寄り添っていただき、支援をいただきますようお願いをして、この質問を終わります。

3点目です。市民の声から、健康管理に関して伺います。

健康寿命を伸ばすことは医療費の抑制にもつながりますし、本市の様々な取組についても認識をしておるところではありますが、まず、健康寿命延伸のために行っている本市の取組はどのようなものがあるのか、伺っておきたいと思います。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命の延伸に向けて、昨年度、「第4期人吉市健康増進計画・食育推進計画」を策定しております。この計画は、「自分の健康は自分で守るまち ひとよし」を基本理念とし、市民・行政・関係機関等が連携して、健康づくりに取り組み、市民みんなが生き生きとした生活を送ることができるように、ひいては医療費・介護給付費等の社会保障費抑制を目的としております。

本市の健康課題といたしまして、メタボリックシンドローム該当者・予備群の増加や、30歳代での生活習慣病有所見者の増加傾向のため、未受診者の受診勧奨や運動の習慣化、あるいは食事を見直すなどのメタボリックシンドローム対策を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 第4期人吉市健康増進計画・食育推進計画が策定をされて、受診勧奨などの対策を実施していると答弁をいただきました。

メタボリックシンドロームや生活習慣病が進めば、当然血压異常も懸念されるところでございます。そういう私も、もう20年以上、血压の薬にお世話になっている一人です。そこで、ありがたいことに、病院や薬局からこの血压手帳が無償で配付をされて、健康管理を行うように進められるという話を聞いておりますが、「いやいや、僕はその手帳をもらったこともないよ」と、そういう声もございます。

そこで、健康福祉施策の一環として、この血压手帳の無料配付に関して、自治体の関与はあるのか、伺っておきたいと思います。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

高血圧で治療をされている方には、家庭での血圧の状況を把握・管理するため、かかりつけ医療機関や薬局から血圧手帳を配付されております。また、人吉市が実施します国民健康保険加入の方を対象とした特定健康診査におきまして、健診受診の結果、日本高血圧学会が示す基準を基に、血圧が高い場合に発症予防や重症化予防を目的といたしまして、市から血圧手帳を年間70件程度配付をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 配付については、医療機関などが独自に渡されているということと、特定健診の結果によっては、市のほうからも配付をしているということで確認できました。

では、この手帳の活用についてはどうなのでしょう。様々きちんと活用されていればよいですけれども、健康な方や若い方は特に興味すらないと思います。そもそも血压計がなければ意味もないことですが、ある市民の方から「そんなに高額ではないんだけど、血压計を持っていない家庭もあるよ。せつかくの手帳が活用されるように、各家庭に1台配付できないかな」という声がありました。そこで、これまで血压計の購入補助など、過去に協議・検討されたことはなかったのか、伺いたいと思います。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

市民から、各家庭に血压計の配付ができないかとの声があったということでございますが、血压計の購入費の一部補助に関しましては、これまでに協議・検討は行っていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 先に答弁いただいた計画にもありますように、自分の健康は自分で守るということが大前提なわけですね。しかし、年齢に関係なく健康管理の面で、血压について意識をして暮らすことは大切ですので、そのような認識を持ってもらうという意味からすれば意義はあるのかなと思うところでございます。

では、そのような声、機器の購入補助をしてほしいですね。そういったこともあるという認識のもと、今後検討はできるのか、伺っておきたいと思います。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

先ほどのお答えと重なりますが、血压計の購入費の一部補助につきましては、検討していないところでございます。その理由といたしまして、本市の健康課題として、メタボリックシンドローム該当者及び予備群が多い状況でございます。メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪が蓄積することによって、血压・血糖値が高くなり、血中の脂質異常を起こすなど、食事や運動などの生活習慣を改善しなければ、循環器疾患などが起こりやすくなる状態を言います。このため、高血压予防のみに限らず、メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少に向けまして、今後も生活習慣病発症予防や、重症化予防に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 5番、牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君） 検討はしていない、しないということでございました。

個人で、生活習慣の改善を自覚して生活することが重要であると受け止めたところであります。

最後に、この要望が市民の声としてあるということは受け止めていただきまして、あらゆる健康寿命の延伸に資する取組については、引き続き御尽力を賜りますようお願いをして、私の一般質問は終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時18分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さんこんにちは。14番議員の田中哲でございます。8月に九州地方を襲った台風10号は予想された被害も少なく、収穫前の稲をはじめ農作物にも大きな被害をもたらすことなく通過いたしました。まだまだ台風シーズンが続きますが、台風の被害が出ないように願っているところでございます。

今回は、1項目の「農業問題」ということで通告しております。要旨は、ジャンボタニシ、和名をスクミリングガイと言うそうですが、それにシラス対策事業（県営農地保全整備事業）、また松岡市長のマニフェストのスマート農業からであります。

まず、ジャンボタニシについてお尋ねいたします。この問題は平成23年9月、一般質問でも取り上げております。当時と比べて急激に生息範囲、被害も増えているように思われます。水稻栽培が盛んな佐賀県では、ジャンボタニシ注意報を発令し、関係者と言いますか、生産者に注意を喚起しているとのことでございます。また、佐賀県の武雄市では、ジャンボタニシの食害対策に300万円計上しているとの報道がなされております。

そこで、人吉ではどんな方法でどんな注意喚起を関係者に行っているのか、お尋ねいたします。また、隣接する町村でもジャンボタニシの食害が見られるということでございますが、それらを広域的に管轄する熊本県においては、どんな対策をとられているのか、お尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） 議員の皆さんこんにちは。それではお答えいたします。

スクミリングガイ、通称ジャンボタニシでございますが、今年は議員がおっしゃいましたとおり、日本全国におきまして大量発生している報道があつておりまして、本市におきましても同様に発生していると伺っております。

このジャンボタニシの食害対策について、生産者にどのような方法で伝え、注意喚起をしているのかとの御質問でございますが、本市としましては、以前は農業振興課において毎月発行いたしております「みのり」におきまして、注意喚起など行っておりましたが、専用薬剤の開発などにより、現在は行っていないところでございます。

現在は、生産者から問合せがありました際は、ジャンボタニシ専用防除薬剤の活用や、田

植え後は浅水による管理、また収穫後の冬は、特に冷え込みの激しいときの耕うんによる駆除対策などをお伝えしているところでございます。

また、熊本県球磨地域振興局へお尋ねしましたところ、同様に、特に注意喚起等は現状行っていないというところございまして、現地調査の際や電話などによる問合せがあった場合には、その都度、市と同様の助言・指導を行っておられるということでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいまの答弁で、現在は注意喚起を行っていないという答弁でございました。ジャンボタニシが大量発生しておりますので、今後は、やはりこの生産者等に対して注意喚起をお願いしておきたいと思えます。

次に、平成23年9月当時では、ジャンボタニシの発生状況等をお尋ねしたところ、「発生状況の実態調査を行っていません」との答弁でございました。では、現在、この発生状況の実態調査は行われているのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（洲上聖也君） お答えいたします。

現状、ジャンボタニシに特化した実態調査は市としては行っていないところでございますが、今年、J Aグリーン下球磨において出荷されました防除薬剤数を昨年と比較することによりまして、状況が推察されると存じますので、それぞれの薬剤2キログラム入り袋の数、またそれに伴う散布面積についてお答えさせていただきます。散布面積は水田の形状やジャンボタニシの発生状況などにより、実態と若干差異はあるかと存じますが、一袋当たり20アールで算出しております。また、対象地域は人吉市以外も含まれますことを御了承いただければと思います。令和5年は、171袋購入されまして、散布面積に算定しますと3,420アールでございます。それに対しまして令和6年は、227袋購入されておまして、散布面積4,540アールと算定されます。散布面積でいきますと、概算で1,120アール増えていることになり、このことからジャンボタニシに対する防除対応が増えているものと推察されます。

なお、熊本県球磨地域振興局におかれましても、局独自での実態調査は行われていないということでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいまの答弁は、J Aグリーン下球磨におかれて、出荷された防除薬剤からの答弁でございますが、今後の防除の対応を検討するときは、実際の被害面積等の実態調査が必要と思われますので、今後は人吉市独自でも、発生状況の調査をお願いいたします。

また、今年は例年以上にこのジャンボタニシが増えたと聞いておりますが、要因等が分かっておればお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

まず、今後の市のジャンボタニシへの実態調査の対応でございますけれども、毎年実施しております有害鳥獣被害調査にジャンボタニシ被害の項目も追加しまして、今後実施していきたいと考えております。

また、ジャンボタニシの異常繁殖が起こっている原因でございますが、詳細には把握はできておりませんが、農林水産省が公表しているスクミリンゴガイ防除対策マニュアルにおきまして、「ジャンボタニシは寒さに弱いことから、暖冬の年は越冬率が上がる事例がある」と記されております。昨年冬から今年の梅雨の時期となる令和5年11月から令和6年7月までの期間、気象庁の気温の平均値と比較しましたところ、昨年冬場の気温が例年よりも高かったということによりまして、昨年からのジャンボタニシの越冬数が増えたことから増殖し、今年の被害が多くなったのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ジャンボタニシの駆除・防除方法も現在いろいろな方法があるようでございますが、代表的にはどんな方法があるのか、よその自治体の駆除・防除方法、そしてまた、成功した事例等があるのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

まず、駆除・防除の方法でございますが、主に、貝の捕殺や金網などで進入を塞ぐなどの物理的防除、石灰窒素やスクミノン粒剤など薬剤による科学的防除などがございます。また、「稲刈り後の田んぼでジャンボタニシが活動する気温15度以上の時期に」、5日間程度水を溜めまして、石灰窒素を10アール当たり20から30キログラムほど散布いたします。その後、トラクターなどでできるだけ運転速度を遅くし、また高速耕うんしていくことで有効な防除がされるとされております。さらに、冬場にジャンボタニシが越冬している水田を冷え込みの厳しいとき、特に氷点下に先ほどの耕うん方法により、トラクターなどで10センチメートル程度耕うんすることで貝の密度を低下させることができるとされております。

また、その他の対策としまして、耕うんをされた後に圃場を移動される際には、泥などを落として移動することも大切な拡散防止となります。

耕うんの方法による成功事例でございますが、完全に確立されたとの情報は現状入っていないところでございます。現状では、様々に試行錯誤をされながら作付、防除・駆除に取り組まれているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 人吉市も平成11年から上戸越町、上永野町の関係農家に薬剤を小麦粉に混ぜただんご薬剤や石灰岩の配付、平成16年からは駆除・防除効果の高い石灰窒素の配付、

平成20年はジャンボタニシの専用駆除剤として農薬登録をされたスクミノン粒剤を配付していたようですが、当時配付されていたそれぞれの駆除・防除剤の効果はどうだったのか、どの地区に配付し、なぜ配付を止めたのか、その理由をお尋ねいたします。

○経済部長（**淵上聖也君**） お答えいたします。

まず、駆除・防除剤を配付した地区は、議員からも御紹介がありましたとおり、上戸越町、下戸越町、また上永野町でございます。駆除・防除剤の効果についての検証記録は残っておりませんので詳細は確認できないところでございますが、当時配付しました駆除・防除剤が現在も主流として活用されておりますことから、一定の効果はあったものと推察されます。

次に、配付を終了した理由でございますが、議員おっしゃいましたとおり、平成11年度から10年間にわたりましてジャンボタニシ発生地域に駆除・防除剤の石灰窒素などを無償配付しておりましたが、平成20年に専用の防除農薬スクミノン粒剤が登録されたことから、平成21年度以降は通常のほかの害虫防除農薬と同様の取扱いができると、一般に購入することができるかと判断いたしまして、配付を終了したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 14番。田中哲議員。

○14番（**田中 哲君**） ただいまの答弁で防除農薬スクミノン粒剤が登録されたので、平成21年度以降は通常の害虫防除農薬と同様の取扱いができると判断したということで配付を終了したということでございます。つまり、生産者誰もが容易に入手できるようになったから終了したということでございましょうが、その防除農薬スクミノン粒剤が高価なため購入が難しいとの意見もございます。平成23年6月の一般質問で、駆除農薬のスクミノン粒剤の配付復活をお願いしたときの答弁では、「発生地域の調査及び関係農家の皆さん方の意見等を拝見した上で検討させていただく」と答弁をなされています。

質問から13年、検討されている間、被害は拡大し、関係農家では「なかなか言っても取り上げてもらえない」といった声も聞きます。

ここで、再度お尋ねしますが、スクミノン粒剤等を含む有効な農薬・排除剤の配付及び購入費の補助等とはできないのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（**淵上聖也君**） お答えいたします。

以前、議員に御質問いただきました13年前と比較しましても、ジャンボタニシは市内広域に拡大しておりまして、本市の主幹作物であります水稻へも大きく影響を与えるものと捉えております。つきましては、今後生産者やJAなどとも情報共有を図りながら、必要に応じまして、現在行っている有害鳥獣対策補助に加え、ジャンボタニシの防除・駆除に対する防除薬剤の補助についてもしっかりと検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいまの答弁で防除薬剤の補助なども検討に入りたいとの答弁でございました。ぜひ、来季の稲作には間に合うようお願いして、この項目を終了します。

次に、シラス対策事業（県営農地保全整備事業）についてお尋ねいたします。

この事業は、昭和50年前後、シラス農地の整備と保全のために、農道・排水等を県営事業として行い、その後市に移管されたものと思いますが、近年排水溝等の劣化や崩落、排水溝への土砂堆積が目立っております。そこで、このシラス対策事業で行った地域、あるいは農道、排水施設の路線図、または施工当時の図面等は把握できているのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

県営農地保全整備事業、通称シラス対策事業でございますが、昭和48年度より田代地区及び赤池水無地区、昭和51年度より上戸越地区、昭和53年度より漆田地区、昭和56年度より蓑野町、古仏頂町を含む赤池地区がそれぞれ整備をされております。また、当時整備が行われました事業内容は、市も把握しておりまして、図面につきましても熊本県により譲与されました資料と併せて保管している状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） シラス対策事業として、取り組んでもらってからもう50年以上たとうとしております。施工当時と気象条件が異なり、近年では大雨時に排水溝の断面不足や管理不足から、水があふれ出たり、排水溝の崩落、二次災害を引き起こしている所がございますが、そういった場所の調査はできているのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

議員おっしゃいましたとおり、シラス対策事業により整備された当時から、現在までの気象条件は大きく変化しておりまして、短時間での降雨量の増加は顕著であるということもあり、場所によっては排水溝の許容量を大きく超え、水路からの越水が発生している状況もございます。そのため、一部の排水溝が崩落を起こすなど、災害が発生している状況も見受けられます。

とは申しまして、現状では詳細におきまして市のほうでは、事前にその場所を把握しているというところまではまいっておりませんで、現在は発生後に地元耕作者等から連絡を受け、速やかに現地調査を実施し、必要に応じて災害復旧事業を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 現状にあった地域・路線ごとの調査、またこの現状に合った設計のやり直しも必要と思われますが、考えをお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

整備を実施しましてから、既に50年近く経過をしている地区もございまして、当時の整備状況から大きく変化している場所もございます。議員御指摘のとおり、地域や路線ごとの調査を実施し、現状に合った見直しが必要であると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 事業が行われた当時と状況の変化もございます。また降雨の状況も変わってきておりますので、ぜひ現状に合った見直しをお願いしておきます。

次に、以前行われたシラス対策事業は現在も事業として行われているのか、行われているとすればその採択要件と補助率、導入している自治体、場所等が分かったらお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

シラス対策事業は、急傾斜地帯や特殊土壌地帯における農用地の浸食・崩壊を防止するための施設の整備を目的とした事業となっており、現在も運用をされております。採択の要件は、農地の受益面積が50ヘクタール以上、また畑地等にあつては20ヘクタール以上となっておりまして、補助率が国が55%、県が30%、市町村が10%、地元負担が5%となっております。また、現状、熊本県内では、熊本市西区におきまして、事業を実施されているということを確認しております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） この農業施設に対する災害を未然に防止するための事業として農地防災事業、また脆弱化した農業水利施設の整備を行い、災害の発生を未然に防ぐ農村地域防災、減災事業等の採択要件とはどのような事例なのか、また、その事業の補助率、受益者負担の発生、それに取り組んでいる自治体についてお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

農地防災事業は、地滑り対策事業やため池整備事業、排水路整備事業など様々な事業があり、それぞれの事業により採択要件は異なっておりますが、浸食を受けやすい土壌地帯の整備事業を目的とした農地保全対策における採択要件としましては、先ほどの答弁と重複いたしますが、農地の受益面積が50ヘクタール、畑地等においては20ヘクタール以上となっておりまして、補助率は国が55%、県が30%、市町村が10%、受益者負担が5%となっているところでございます。

また、これも先ほどの答弁と重複いたしますが、熊本市西区において、主に水路工事や水兼道路の整備が行われている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 先ほど申しましたように、このシラス対策事業の施工からもう50年以上たとうとしております。危険箇所、壊れた箇所も見受けられますが、今後の対処方法についてお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

シラス対策事業の実施から50年近くを経過しておりまして、多くの箇所において破損や老朽化が見受けられます。壊れた施設の復旧につきましては、現在は主に災害復旧事業にて対応しておりますが、今後さらに増加することが見込まれる老朽化対策としましては、団体営土地改良事業の農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用するなど、多角的に施設の長寿命化や更新を図ってまいりたいと考えます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） では、次にスマート農業についてでございます。松岡市長はマニフェストや施政方針でもスマート農業によるビジネスモデルを目指すと言われております。具体的に、スマート農業を目指して人吉市で動き始めている事例はあるのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

まずは、全国で展開しておられますスマート農業の取組から御紹介させていただければと存じます。

農林水産省が取りまとめました令和5年度調査の農業新技術活用事例といたしましては、全国で136事例がございます。内容といたしましては、水田作及び畑作・施設園芸・果樹・畜産などにおきまして、広く実用されておりまして、水田作及び畑作では自動走行や水管理システム、ドローンで管理した生育管理や防除など、施設園芸では環境制御による生産性や品質向上、ハウスの管理など、果樹におきましてはロボット草刈り機やアシストスーツによる身体負担の軽減など、また畜産におきましては搾乳システムや給餌システム——これ、餌のことですね、また発情の発見、分娩監視システム、牛舎内監視システムなどに活用されております。

次に、水田及び畑作におきましては北海道や岐阜県、施設園芸におきましては栃木県や香川県、果樹におきましては山梨県・鳥取県・愛媛県、畜産につきましては北海道・栃木県・宮城県などで活用されております。活用が多い都道府県を上位から順に挙げますと、北海道が20件、岐阜県が10件、栃木県が9件、愛知県・三重県・島根県・宮崎県が5件となっております。熊本県内では、令和5年度の実績としましては、農作業データの可視化・共有化や有害鳥獣対策などで活用されております。

ここで、本市の活用事例でございますが、耕種農家におきまして、個人農家や営農生産組合が直進アシストつき田植え機を購入されましたほか、個人農家また数軒の農家により機械

利用組合を設立されまして、ドローンによる害虫駆除を行われております。また、畜産農家におかれましては、畜舎内にモニターを設置されたほか、養牛の発情を見逃さないための発情感知器を利用され、パソコンや携帯電話による確認を行っておられます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） スマート農業とは、農業の効率化・省力化と言われておりますが、前提として機械化や自動化、あるいはこのDXの導入が必要だろーと思っておりますが、その導入資金として、どのような補助金があるかということでお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

まず、国の補助事業でございますが、営農部門におきましては令和5年度補正分の農業支援サービス事業、また、強い農業づくり総合支援交付金、担い手確保・経営強化支援事業、農地利用効率化等支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業などがございまして、補助対象機械類としましては、トラクターやドローン、草刈り機や複合環境制御装置などがございます。

次に、畜産業につきましては、畜産クラスター事業、持続型生産強化対策事業、畜産経営体生産性向上対策事業、酪農緊急パワーアップ事業などがございまして、補助対象機械類としましては、搾乳ロボット、哺乳ロボットなどがございます。

次に、県事業でございますが、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業、攻めの園芸生産対策事業がございます。補助対象機械類としましては、国と同様でございます。このほかに、県ではスマート農業推進や普及・拡大に向けました人材育成に対する補助もございます。

いずれも補助事業を活用される場合は、それぞれに補助率や採択要件等は異なりますので、詳しくは担当課までお尋ねいただければと存じます。

続きまして、市の補助制度でございますが、現在機械類の購入に対する補助といたしまして、農業活性化対策事業補助金がございます。補助内容でございますが、条件整備事業としまして、事業費の2分の1以内、上限額40万円、また、認定農業者支援事業としまして、事業費の3分の1以内、上限額40万円を設けております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 次に人吉市が目指すスマート農業とは、どのような方法でスマート農業化を目指しておられるのか、耕種農業、そして畜産業においてお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

本市としましては、複数の農家によるスマート農機の購入のほか、法人や集落営農組織においては、スマート農機を購入し共同利用を推進することで、経費の削減や労働力不足の解

消につながることを目指しております。

先ほどの答弁におきまして、既に取組を進められている耕種農家や畜産農家の事例を紹介させていただきましたとおり、少しずつではございますが、本市でもスマート農機を利用した農業が行われているところでございます。

しかしながら、現状、市内の農地の大半は基盤整備実施後40年以上を経過しておりまして、農地の面積が狭い、機械などの進入路が狭いといった問題もございますので、今後、スマート農業をより推進していくに当たりましては、農地の集積・集約による面積の拡大など、スマート農機を利用しやすい環境を整えるための農地等の再整備も改めて進めていく必要があるものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） スマートに質問いたします。どのような工程表を持っておられるのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

現状、本市としまして、スマート農業を具現化するための具体的な工程表の作成までには至っておりませんが、今後、スマート農業を推進していくに当たりましては、現在進めております目標地图案を基に、「地域計画を策定する中で、農地の集積や集約化、耕うん連携など」作業の効率化、地域で必要となる機械の洗い出し、さらには多重保有されている機械の整理を進める中で、機械のスマート化も進めてまいりたいと存じます。

また、機械の取得もさることながら、機械などを操作するためのオペレーター育成に必要な技術取得の講習会の開催や、資格取得に向けた費用支援なども併せて取り組む必要があるかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 最後に、松岡市長に私の地区の中山間地の農業を見るときに、就農者の高齢化、鳥獣被害、後継者不足による離農が顕著でございます。機械化に不向きな狭い田畑、そして離農・後継者不足による耕作放棄地が増えております。現在、中山間地域等直接支払制度によって一定の農用地の維持・管理ができておりますが、それも限界に達しつつございます。まさしくこれらはスマート農業の対極にあるのではないのでしょうか。人吉市の中山間地の農業存続の瀬戸際にあるといっても過言ではないと思います。

そこで、松岡市長は人吉市のこの農業、特に中山間地の農業に対しての認識とスマート農業の導入に対してどのような考えを持っておられるのか、ということでお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市の農業、特に中山間地の農業につきましては、議員がおっしゃいましたように農業従

事者の高齢化や後継者不足などの人の問題をはじめ、耕作しにくい不整形な農地の形状や耕作放棄地の増加といった農地の問題、イノシシ・鹿をはじめとする有害鳥獣の問題など、様々な課題があると認識をしております。

このような中、本市の中山間地におきましては、現在5集落で中山間地域等直接支払制度に取り組み、農業生産条件の不利な中山間地域等における農業生産活動等を行う際の活動費として活用いただいております、農業生産の維持と多面的機能の確保に一定の効果が表れているものと認識をしております。

今後、令和7年度から令和11年度までの5年間で第6期対策としての事業が予定されておりますので、現在取り組まれている5集落におきまして、来年度以降の活動に関する話し合いを今後行わせていただき、集落の皆様に取り組範囲等を決めていただく予定としております。

また、今年度、中山間地を含む市内18地区において、地域農業の在り方や担い手ごとに利用する農用地等を定める目標地図を含めた地域計画を策定するに当たり、現在農業委員会事務局におきまして、アンケート調査を実施しているところでございます。

今後、アンケート調査の取りまとめと目標地図の素案作成を行い、これらを含めました地域計画案につきまして、農家振興組合、認定農業者など関係者の皆様とJA、市農業委員会、農業振興課など、関係機関が一堂に会して話し合いを行い、今年度中に地域計画を策定することとしております。特に、中山間地の農業の振興につきましては、農作業などのスマート化が必須と思われるので、市といたしましてもスマート農業への取組を含めて県と協議を行わせていただきながら、より良い計画を作成し、この地域計画を基に地域農業の維持・発展につながる様々な農業施策にも取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま松岡市長の答弁をいただきました。

スマート農業はこれから人吉市の農業にとっても重要な方向性であろうと思いますので、推進できる所は強力に推進していただきたいと思います。しかしながら、スマート農業からこの対極にある中山間地の農業、先ほど申しましたように、現在ようやく中山間地域等直接支払制度で成り立っているような農業、この中山間地域等直接支払制度がなくなれば一時はやりました言葉「限界集落」どころか、もう即集落の消滅になりかねないような現状でございます。ここは最大限の危機感を持って、中山間地の農業にも真正面から向き合っていただきますようお願い申し上げ、私の一般質問を終了いたします。

○議長（宮原将志君） ここで、暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

発言の申出

○議長（宮原将志君） ここで、執行部から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

○経済部長（淵上聖也君）（登壇） 答弁の訂正をお願いいたします。

午前中の田中議員の一般質問のジャンボタニシについての項目で、駆除・防除方法と成功事例の答弁の中で、「稲刈り後の田んぼでジャンボタニシが活動する気温15度以上の時期に」と申しましたが、正しくは「稲刈り後の田んぼでジャンボタニシが活動する水温15度以上の時期に」でございます。また、松岡市長のマニフェストのスマート農業についての項目で、どのような工程表を持っているのかの答弁の中で、「地域計画を策定する中で、農地の集積や集約化、耕うん連携など」と申しましたが、正しくは、「地域計画を策定する中で、農地の集積や集約化、耕畜連携など」でございます。訂正をお願いできればと存じます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（宮原将志君） ただいまの発言訂正につきましては、許可することといたします。
（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番、池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君）（登壇） 皆さん、こんにちは。4番議員、池田芳隆です。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、マイナ保険証のメリットとデメリットについて、公共施設建設等のマネジメントについて、市役所業務のマネジメントについての3項目について質問を行います。なお、議長の許可をいただきまして、要旨の順番の変更を行います。

公共施設等のマネジメントについては、先に公共施設の改修・建設の計画についてをお伺いし、次に市長が考える公共施設の在り方について確認をしたいと思います。

また、市役所業務のマネジメントにつきましては、2番目に管理職のマネジメント研修の実施について、3番目に職員確保の対策についてを確認したいと思います。

まずは、マイナ保険証のメリットとデメリットについてお伺いをいたします。今回、現行健康保険証について、当面の間の存続を求める請願書が提出されたところでございます。請願項目といたしましては、マイナンバーカードと一本化されたマイナ保険証の取得は、申請による任意の判断のみに基づくと原則を明確にすること。マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、現行保険証を当面の間存続させること、ということで請願書のほうが出てるところでございます。審査につきましては、厚生委員会のほうで審査をしていただくということになりますので、そこにつきましてはまた御検討のほど、どうぞよろしくお願い

しますということなんですけれども、今回、マイナ保険証について若干の確認をさせていただきたいと思います。

マイナンバーカード、俗に言う、正式名称ですかね。法律上では「個人番号識別カード」というのが正式名称なんでしょうけども、これはマイナンバー法、これも長い正式名称で言いますと「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、市民の申請により発行されるというのが大前提です。その中、2023年4月からマイナカードが、保険証利用が原則義務化されると、御存じのとおり、今年2024年12月2日から従来の保険証は廃止されるとなっております。

そこで、まずは現在のマイナ保険証の利用実績について確認をさせてください。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

通知につきましては、市が把握している国民健康保険分と後期高齢者医療分に関しまして、それぞれ保険加入者に対するマイナ保険証登録者数及び医療機関受診のうち、外来受診分の利用率のみが集計されておりますので、その数値でお答えいたします。

まず、国民健康保険においては、令和6年6月末時点のマイナ保険証登録者は3,995人で、加入者の65.20%、外来受診の際のマイナ保険証利用率は令和6年6月診療分で14.82%でございます。

次に、後期高齢者医療では、令和6年6月末時点の登録者は3,552人で、加入者の55.09%、利用率は令和6年6月診療分で9.29%でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 利用実績的に言いますと、診療分で14.82、約15%というのが利用されてるところなんですけども、要は保険証は登録してるけども実際は紙ベースのほうを優先的にやっているということになるんですかね。もちろん、後期高齢者においても、加入率的にはさほど変わらない、若干ありますけど50%は超えてるんですけども、後期高齢者になると、登録者の1割の方しか使われてないというのが現状ということと理解したところでございます。

このマイナ保険証につきましては、実際にいろいろ問題があるのは、まずはマイナンバーカード自体が任意の加入というのを前提にしているのに対して、義務化というものです、それをなってるというところがちょっと、市民の方も、実際自分はマイナンバーカードは作ってないけども、なんで義務化として強制的に——強制的っていう表現が正しいかどうか分かりませんが義務化されてるんだ、もちろんフォローする部分というのはいろいろされるんでしょうけども、そこでやはり不安に思ってる方というのが多いのかなと思っております。

まず、このマイナ保険証を使わないというのもいろいろネット上なんか出ておりますけど

も、現場の意見として、肌感覚としてでも構わないんですけども、使わない理由というのは、どれくらい把握をされているのかお尋ねしたいと思います。

○市民部長（井福浩二君） お答えします。

保険証を使わない理由は様々な理由があろうかと存じますが、1つ目として現在はマイナ保険証への変更の過渡期であり、まだ使い慣れている従来の保険証を利用していることが考えられます。これは、当初「マイナンバーカードを他人に見せないように」とか、「大事に保管してください」という周知をしていたため、マイナンバーカードを持ち歩かずに、使用を控えているという面もあるかと存じます。2つ目に、医療機関でのマイナ保険証利用に関し、認証手続きが煩わしく感じられたり、機器の不具合などがあってマイナ保険証が使えなかった事例があり、従来の保険証を使う場合があるようです。3つ目にマイナンバーカードと保険の資格情報のひもづけがうまくいかず、医療費請求ミスが生じたという新聞報道等により、マイナ保険証の利用を不安に思われる方もおられると存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） マイナ保険証とマイナカードという考え方が一緒になってるみたいですね。マイナカード自体でトラブルが起きてるとというのが新聞、マスコミ報道で出てるところではあります。例えば、議員になりすまして、携帯電話を盗み取ったとかいうのは典型的なマイナカードの不正利用というか、不正取得による不正利用という形になってるかと思う。実際そこは、本当は個人情報が入ってなく、あくまでも認識上の問題でということであって、あれだけマイナンバーカード自体が大丈夫なのか、それに健康保険情報をくっつけて、本当に個人情報というのが守られるのかというのが一番市民の方の心配だと思うんですね。

元々が、マイナンバーカードになる前に住民基本台帳カードというのがあって、それも実際はうまく具合に進まなくて、その後、現政権になったところでマイナンバーカードというのが作りだされて、これはどうにかいろんな施策をやりながら、それなりに利用者っていうのが増えてきたのかなと思うんですけども、市長も施政方針の中でマイナンバーのメリットの部分は強調されてたんですけども、やはりメリットの部分を強調されるのであるならば、どういうところにデメリットがあるのか、100%デメリットがないというものはないはずなので、その確認としまして、マイナ保険証を使った場合の、マイナカードではなくてですね、マイナ保険証を使った場合のメリットとデメリットをちょっと明らかにしてください。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

マイナ保険証につきましては、前の答弁で述べましたように、マイナンバーカードと保険資格情報のひもづけミスによる誤った医療費請求等で、マイナ保険証の利用を不安に思われる方が少なからずおられるとは存じますが、その後国において、マイナ保険証に関しての改善対応・啓発等が図られており、本年12月2日からはマイナ保険証へ切り替わることとなり

ます。紙の保険証の発行はストップいたしますが、経過措置といたしまして、今年8月に発行いたしました紙の保険証につきましては、記載されている有効期限までは使用可能でございます。また、マイナンバーカードを取得してない方、マイナ保険証の利用を行わない方につきましては、保険証と同様の機能を持った資格確認証を発行することで対応してまいります。

マイナ保険証利用のメリットとしましては、受診時などにマイナ保険証で受付し、情報提供に同意することで、過去に処方された薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師が確認でき、より良い医療を受けることが期待できます。また、入院などで医療機関等の窓口での支払いが高額になる場合、マイナ保険証を利用することで事前の市窓口での申請手続きをすることなく、限度額までの支払いで済むこととなります。

さらには、マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできるようになります。ただ転職・退職などに伴う保険の異動があった場合には、マイナ保険証自体の変更はございませんが、勤務先や市役所など保険者等への異動届は引き続き必要となります。

デメリットにつきましては、申請から利用できるまで時間がかかる場合もあることや、紛失等による再発行にも時間がかかるということがございます。この対策としましては、現在お受け取りいただくまでに1か月から2か月かかっている期間を、長くても10日間程度でカードを取得できるよう検討がなされており、マイナンバーカードの再交付までの間、手元に、マイナンバーカードがない状態で、保険診療等を受ける必要がある場合につきましても、丁寧に対応していくことが国から示されております。

また、システムの不具合が発生した場合、利用ができないことへの懸念がございますが、「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について」という国からの通知の中で、保険料を払っている被保険者が、適切な自己負担分の支払いで、必要な保険診療を受けられること、そして、医療機関等には、事務的対応以上の負担をかけないようにすることという基本的な考え方のもと、その対応策が示されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 今の回答の中でひもづけのミスというのが話が出ておりました。これは、窓口現場ではミスを起こさなくても、要は人の手を通っていくことによって、最終的なところでのひもづけミスというのがトラブルの原因なのかなと思います。最終的に登録される所がですね。それがこう、要は窓口職員に被せられたりとかないようなことをきちんと今からやっていかないといけないと思うんですよね。マイナンバーカード自体が登録・運用されたときに、国の機関の人だったと思うんですけど、「5%だったらミスはありますよ」みたいな話を想定内ということを平気で言われたところがあります。市民にとってはその

5%が自分に当たるという可能性があるんですよね。それっていうのはもう本当、大変迷惑な話であって、最終的なシステムを作る人にとっては範疇内の5%ということになるのかもかもしれませんが、受ける側としてはそれは大変、0%であってもらいたいというのが現状の気持ちだと思います。ですので、少しでもトラブルがないように、また不安に思ってもらえる市民の方に対してのケアというのは十分にさせていただいて、請願自体もマイナ保険証を使うことに対しての先々の利用というのは、全てを否定されてるわけではなくて、やはりその今ある不安を少しでも解消した上で実施をしていただきたいというのが前提のようでございます。

これについては、現場のほうからも声を上げていただいて、12月2日から新規の保険証は発行しないというのが今のところの動きでしょうから、それにトラブルがないように、頑張っ
て事務処理のほうをやって、準備を滞りなくやっていただきたいと思います。

この質問につきましては、これで終わらせていただきます。

続きまして、公共施設のマネジメントについてをお尋ねさせていただきたいと思います。

今、公共施設、人吉市としては大きなものとして、市の庁舎が建て替えることができました。イレギュラーではありましたが、災害公営住宅の団地が出来上がったところであり
ますが、これからは広域的なものとしては消防署の建設ですね、移築建設が入ってくるで
しょうし、また、ごみ焼却炉につきましても今計画がされてると聞いているところでござい
ます。

私が所属する総務文教委員会では、カルチャーパレスの改修につきまして、毎度御意見を
拝聴させていただいて、執行部の皆さんのほうにどうにかならないかということはお伝えは
してきているんですけども、カルチャーパレス自体も、意見としては人吉市に造るって
いうのも重要なんでしょうけども、元々が広域行政組合が造ったものを、どういういきさつで
あったか分かりませんが、人吉市のほうが今受けて、人吉市が全部負担をやっているとい
う部分もあるのかなと思っております。

今挙げたもの以外にも老朽化というのがどんどん進んでまいりますので、それに対して対
応というのがいろんな要望が出てきていると思ってるところです。先日でしたらば、図書館
を町なかに造ってもらえないだろうかという要望も出たと新聞のほうで読んだところでは
ございます。

このような、市民からいろんな要望が出てるのは分かるんですけども、市のほうとしては
どういうふうに計画を策定して、どういうふうな対応を考えているかというのが十分知らし
められてないと感じているところでございます。こういう計画というのは、総合計画、いろ
いろありますけれども、こういう「あるんだ」、「計画がどういうふうになってるんだ」と
いうのがありましたら、御説明をお願いいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

本市では、総務省の公共施設等総合管理計画策定指針に従い、本市の公共施設の現状と課題、施設の改修・更新に係る将来コストを分析したところ、大規模改修や更新が必要とされる築30年以上経過した建物が7割を超えており、改修や更新の時期が集中し、その財源が大幅に不足することが判明しております。

そこで、同計画指針により、今後40年の長期にわたる総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を示し、建物等の新規整備の抑制、施設の統廃合及び複合化等により、将来の更新費用の抑制・縮減を目指すこととし、平成29年3月に人吉市公共施設等総合管理計画を策定し、令和5年3月には総務省の同計画の策定指針の変更に伴い、人吉市公共施設等総合管理計画の改訂版を作成しているところでございます。

これを受けまして、各施設につきましては、例えば学校施設・社会教育施設・体育スポーツ施設・市営住宅・公園などといった施設類型ごとに個別施設計画を策定しまして、中には長寿命化計画というのもその類になるところでございますけれども、現在それらの計画に基づきまして、更新管理等を行っているという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 管理計画があるということで、それに基づいてということなんでしょう。実際には災害があったりとかしてイレギュラーなものがあったのかなと思っています。

市長が以前言われてたのは、「次世代の方に負の財産を残さない」ということを言われたと思います。庁舎は新しくなりましたが、実際に最初は既存の庁舎を使って、「分庁舎方式でやっていくんだ」ということを言われたんですけど、現実的に言うと、災害があったりとかして最終的にはいろんな補助金を活用して、新しい建物ができたというのが現状かと思っています。ただ、本当いろんなものをやっていかなきゃいけない中、先々子供たちが減っていくとか、人口が減っていったら税収が下がる中で、この公共施設をどういうふうに改修していくかというのは大変な課題かと思っています。市民の要望を100聞いて100やれば、それは一番いいことなんでしょうけども、現実的なものとして考えたときに、この人口減少というのは避けて通れない。これは人吉市に限らず、全国的な、中心東京以外の所は全てそれがものになってくるのかなと思ってます。

これから人吉市においては、どうなるか分かりませんがダムの問題であったりとか、JR肥薩線の開通であったり、この10年というのがものすごい、本当の過渡期になるのかなと私は思うところです。出生率が毎年200人程度を切り始めた。その子供たちが小学校に入って中学校に入って、学校の在り方というのも今後、今まで私たちが、私たちがと言えばあれですけども、1学校に1,000人いたような学校というのは今後存在するかどうか分かりませんが、変わってくるわけなんです。

公共施設というのが本当、一歩間違えると負の財産になりかねないところがある中、市長と

いたしましては今後ですね、この公共施設の在り方というのは、どのように、老朽化しているところも多々あると、先ほど70%が老朽化していると答弁がありましたけども、市長としては今後、在り方についてはどのようにお考えになれるか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

公共施設の今後の在り方についてということでございますが、公共施設の老朽化に伴う大規模改修・建て替え、それに伴う財源不足は市町村共通の全国的な課題でありまして、本市におきましても将来の人口や財政規模に応じた公共施設の量や配置などの適正化を図る必要があると考えております。

また、先ほどの総務部長の答弁にもありまして、本市の7割を超える築30年以上の公共施設は、本市の人口が4万人台、または人口増加を見据え整備されたものでございます。現在の公共施設の保有総量をこれからの人口減少の中で維持できるのか、複合的に効率的に活用できないかという課題につきましては、住民の皆様ともしっかりと情報共有していく必要があるものと考えております。

しかしながら、実際には住民の方々の多くが使用されている施設もございますことから、安全性に問題があると認められる施設につきましては、その危険度に応じ優先的に安全確保のための改修・更新を行う一方で、利用停止及び廃止、もしくは代替を含めた検討をしていかなければならないと考えております。

また、将来的にも厳しい財政状況を考えますと、私のマニフェストに掲げております「公共施設の最適化」としまして、民間活力による公共施設運営の最適化を図り、公共施設の再編を図っていく必要があると考えております。

そこで、PPP、PFIといった公民連携の手法を積極的に取り入れ、民間の力をお借りして将来の更新費用の削減を目指し、さらには施設の管理・運営につきましても、民間のノウハウを積極的に取り入れ、利便性の向上を図らなければならないと考えており、現在、公共施設公民連携のワーキンググループを立ち上げ、公民連携の手法などの仕組みづくりに鋭意取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 民間の活力を利用してということですけども、実際熊本市も県立体育館を、県の建物ではあるんですけども、熊本市内の事業所が建てて提供するという話もマスコミ報道で聞いたところではあります。実際にこの地域が生き残っていくためのものとして、八代市の場合は、新八代駅のそばに、総合型のスポーツ施設、体育館ですかね。バスケットボールができるようなものを造って企業誘致をしようという話をやっていたみたいなんですけど、それも県立体育館としてできるような形でやっていこうという話をしたならば、実際話がとられてしまうなど、外に外にいる人間にとって、自治体にとって、実際にその民間の方

がどこまで御協力いただけるかというのは、本当市長をはじめ職員の方の努力が必要になってくるのかなと思うところです。

消滅自治体と言われるようになって、もうあとカウントダウンが始まってる中で、このハードの施設を造っていく、一般生活でおく部分についても制御していかなければならないということです。今プロジェクトチームつくって一生懸命頑張りますということでございますから、これは早く実現するように、また市民の方に対してもこうやって頑張っているんだということを提示されることで、いろんな施策を市民のほうからも御提案が出てくるのかなと思います。

ハードの問題は以前より言われてたところがあります。実際に、私、中津留美術館の購入の際には、図書館をあそこにと計画などもあったみたいですが、現実的にはもう、そういうものはなかったというところを聞いてるところでございます。何を造って、何をどういうふうに動かすかというのは、市長の腕の見せどころだとは思いますが、未来の子供たちに負の財産が残らないような形での公共施設の造り方・在り方というのをお願いをして、この質問につきましては終わりたいと思います。

続きまして、市役所業務のマネジメントについてということで、お尋ねをしたいと思います。残念なことがありまして、皆さん御存じのとおり、不適切な事務処理があって、市民の方に御迷惑をおかけしたところでございます。市長も給与を下げてその責任を取られるということをされたわけなんですけれども、毎回終わった後に必ず総務部長がマスコミ記者会見などで災害後のもので業務の手が足らなかった、人が足らなかったということで言われてはいるんですが、実際にこの起きたことの後の処理というのが実際大事なことになる、ミスは誰でもやることなんですけれども、繰り返さないというのが大前提だと思ってます。

その中で、今回の事務処理後に職員に対して、一般の職員に対して、どのような対策、事務の見直しというのを行われたか、お尋ねをいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

今年度に入りまして判明しました不適正事務処理3件につきましては、先般から全員協議会等で議会のほうにも御説明等をさせていただいたところでございます。起きた原因等々は様々であったかと思いますが、その中から見ますと、今回の事案の中には、管理監督職である者が不適正な状況を把握していながら防ぐことができなかったものも含まれるなど、市政を担う市職員の公務員としての自覚の欠如と職員間のコミュニケーション不足が大きく影響していたことも要因の一つであると捉えております。

対策としましては、市長から綱紀の保持及び事務処理の適正な執行について、通知を行ったことに併せ、副市長から管理職を対象に訓示を行ったところでございます。

また、再発防止に向けての具体的な取組としまして、まずは部・局単位で今回の事案についての問題などの検証等を行い、事務処理状況一覧による進捗の管理、未処理書類の保管場

所及び処理状況の定期的な確認、課内・係内ミーティング等による職員間の信頼関係の構築と報告・連絡・相談の徹底などを掲げ、取り組むこととしているところでございます。

今後、市政の円滑な推進に向けましては、職員一人一人が全体の奉仕者としての自覚に基づき、関係法令等の再確認・再認識に努め、職員一丸となって適正な事務処理に精励することが肝要であることから、引き続き全職員を対象としました各種カリキュラム研修や職階層別の研修を実施してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ４番。池田芳隆議員。

○４番（池田芳隆君） 今回ミスされた方もやりたくてやったというのではないと私は信じたいです。本当皆さん、公務員としての自覚を持って日頃から業務をやってらっしゃると思うんですけども、何かのデススポットみたいな形にホッと陥ったときに、そのミスがカバーができないような状態になってしまったというのが原因なのかなとは思ってるところです。一つ、コミュニケーションの構築ということを今答弁の中でありましたけども、要は、一つは管理職の方がどのように動いてるのかなというのが心配なところなんです。１年で部署を管理職の方が異動したりとか、全然経験をしたことがないようなところに配置されたりとか、マネジメントをやっていく上で、重要なことのスキルというのが抜けてるというのがあるのかなと考えるところです。要は、マネジメント、管理、知らない上司に相談しようにも、相談は、部下としては解決の糸口は見つけるのは難しい。そこでやってくるとやはり、管理職の皆さんの腕の見せどころ、マネジメント能力がどこまできちんと、業務を自分自身は全体の把握はできなかったとしても、業務の長年いる人との連携、コミュニケーションの中でフォローができるというようなものもいろいろあるかと思うんですが、要は管理職の方の在り方というのは、異動云々に関しましてはこれ管理運営事項なので、どうのこうのと言うつもりはありませんけども、管理職の研修、コロナなどでちょっと動けなかった部分があるんですけども、今まで、またこれから、どういうふうにやっていこうという計画があれば教えてください。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

本市におきましては、管理職、いわゆる課長級に昇任した際には、熊本市市町村職員研修協議会が実施します新任課長研修を２日間受講し、組織をマネジメントする課長の意識と行動への理解、管理職に求められる人材育成と職場活性化の在り方などを習得しているところでございます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大や令和２年７月豪雨災害への優先業務により、職員が一堂に会して研修することが困難な時期もございましたけれども、昨年度からは新任課長を対象として、管理職の心構えと行動のほか、人事評価などについての庁内独自の研修を行い、今年４月には、課長級から部長級までを含めました管理職全員を対象に、人材育成基本方針、人事評価職員のメンタルヘルスケアなどにつきまして、グループディスカッション等

により情報の共有と問題点を浮き彫りにして、解決につながる研修会を開催したところでございます。

そのほか、市政の円滑な推進に当たりましては、管理監督職が率先して範を示すことが重要と認識しておりまして、現在外部の専門講師による管理監督職に必要となるリーダーシップやマネジメント力の養成研修を計画しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ４番。池田芳隆議員。

○４番（池田芳隆君） 人事評価であつたりメンタルヘルスであつたりというところを勉強されているというところでもありますけども、一番はこう、去年の一般質問の中で私が聞いたら、人事評価についても給与に反映するようなことを考えてるということを答弁いただいといます。要は、評価する側がきちんと理解してない上で評価をしてしまうことによって、頑張っても、評価を受ける側が納得がいけないとか、説明されても納得がいけない状態になってしまうことによって、またあつれきがということになりますので、人事評価ができる、またメンタルヘルス、その人の様子を見るというのは十分な研修を受けていただいて、指導していただいて、管理職頑張っていただければなと思います。

ある人から言われたんですけども、「あんまり管理職を厳しく言うと管理職になり手がなくなるよ」ということも言われました。でも、それは管理職という責任を求める方もいらっしゃると思います。頑張つてそこを指導して、連携を取りながら、ポジション別のものをしていただければなと思います。それこそ、私があんまり職員のどうのこうのということによって、「人吉市役所自体がブラック企業だと皆さんに悪い印象を植え付けてしまった」という職員からの意見をもらったこともあります。その中で人員不足ということで、今回も試験が終わったみたいですけども、「試験を受けられる方が減ってくるのはやはりあなたのせいだよ」と言われた方もいます。これも冗談抜きに、残念ながら。あまり私が職員のことを「どうなってるんだ」ということによって、「あまり言い過ぎじゃないの」ということを言われた方もいらっしゃるのは事実なんですけども、また今年も職員確保というのは、永遠の課題なのかなと思っているところでございます。熊本県自体もプロジェクトチームを作つて職員・技術者を確保する、そのプロジェクトチームの後で知事がちょっと脱線したことを言われて、ちょっとマスコミをにぎわせたこともあるんですけども、やはり職員の確保というのは、足らないんだつたらば確保、どうにでも引っ張ってくるということ。今、民間と競争しなきゃいけないんですよ、一つは。T SMCみたいなうなぎ登りのところの企業がある、そこと競争しなきゃいけない。また、等級が違ふようなところ、私の近所に、数年前の話なんですけども、公務員志望の高校生がいて、技術系の生徒さんだったんですけども、「役所に受かりました」ということでニコニコしながら私の所に話をかけてくれたんですけど、てっきり人吉市役所を受けて人吉市役所に入ってくれたのかなと思つたらば、そ

の生徒さんは福岡市役所のほうに技術屋として受けて行ってくれました。人吉よりも福岡、こういう、結局、大都市との競争をしなきゃいけない現状の中で、人吉市としては、職員採用のやり方というか、学校訪問とか、何かこう草の根で掘り起こしていかないと、人吉に残っていただく方を掘り起こしていただかないと、残っていただけないと思うんですよ。それに対しては今、総務のほうではどのような対応をやられていますか。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

まず、近年の全国的な公務員採用試験の傾向としましては、民間企業との人材確保競争の影響等もあり、受験者数の減少が目立つ一方で、試験合格者数は微減にとどまっており、結果としましては、以前に比べると受験倍率等は低くなっている状況でございまして、本市におきましても同様の傾向となっております。

そのような中で、本市の職員採用試験の受験者を増やすための対策としまして、まずは多くの方に本市を知ってもらい、応募いただけるよう、採用試験に係る情報発信の強化に努めているところでございます。その内容としましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、人吉球磨に所在しております4つの高等学校のほうに直接訪問をいたしまして、試験等の概要説明もさせていただいております。そのほか、九州に所在します大学や専門学校等への採用試験実施の案内文書の通知、また官公庁・自治体求人サイトへ登録しまして、先輩職員のインタビュー記事や市PR動画の掲載、市のホームページにおきましては、職員採用情報バナーの設置と本市の紹介に加え、働く上での処遇情報や住環境情報の掲載などの取組を行っているところでございます。

採用試験の実施方法につきましても、昨年度から民間企業でも多く取り入れられております性格・特性や、職場への適応力など、個人の資質を重視しましたSPI試験方式を導入しております、今年度は前年度に比べ応募者も20人程度増えているところでございまして、民間企業との併願を検討されている方の応募にもつながるなど、幅広い人材確保に対応できているのではないかと、現時点で考えているところでございます。

いずれにしましても、職員の確保につきましては、引き続き継続安定した職員採用につながる取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） いろいろな方法をとられながら人材確保をされているというところではあるんですけども、前と後ですね、入る前の努力と、入ったら「これだけメリットがあるんだ」みたいなことも考えて動かないと、球磨村の話ではあるんですが、あその場合、地元の貸与型の奨学金をもらった人が、地元に戻ってきてくれたならば、奨学金返済について、企業版ふるさと納税を利用して、その返済のお手伝いをするというのがあるんですよ。今言われてるのは、これちょっとまた別職種なんですけども、昨日の熊本県の獣医師確保の

中の話として、獣医師の方が資格を持ってる方の授業料を負担をしてあげるとか、その代わりに10年間は熊本県の獣医師として働いてもらいたいとかいう、そういうようなニュースがあったわけなんですよね。結局、受かった後のメリットというところも動いていかないと、本当今まで「来てください、来てください」ということで人が集まってない状態、入ってきて、そこで「人吉市役所ってよかったよな、受かってよかった」っていうような環境づくりも考えていかないと、ただただもう一歩も二歩も先に進んでいかないと、人っていうのは集まってこないのかなと、僕は思っています。

奨学金の話につきましてはもう、本当、給付型がどんどん増えてはいますけどもやっぱり、どうしても貸与型を利用していかれる人もいらっしゃるわけなので、これは役所に限らずなんですけどね、人吉に帰ってきて人吉の企業に勤めていただけるような人がいらっしゃるならばそういう支援もやりますよと、またIターン組でも、結局人吉と直接関係ないけども、人吉に行って10年間頑張ってみようとかいう人に対しての支援というのも、十分役所に限らず、人吉市に来るとこういうことがあるんだという一つの方法なのかなと思います。よその自治体でやられている事例ですので、もしできるものであるならば御検討いただければと思います。

最後の質問になるんですけども、頑張る職員が報われるということをお尋ねしております。要は、役所に入っても、頑張っても報われないというのであるならば、やはり人吉市役所は受けたくないなと思います。

市長は、今期当選されて、お給料のほうですね、市長報酬に関しましては削減をされて、元の金額に戻されてます。この間、働く職員は、ラスパイレス指数なんですけども、どんどん下がってるんですよね。中にいる職員は高齢化しているのに、ラスパイレス指数はどんどん下がっている。計算の仕方いろいろあるんですけども、「本当に頑張っている職員が報われているの」と、「そのように対応されてるの」というのが、市長がマニフェストで掲げられたことがきちんと1年半来ましたが、あってるのかなというところでございます。市長として、じゃ、どういうふうに頑張ってる職員には評価をして、動かれるのか、今のお考えがあれば教えてください。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

「頑張る職員が報われる」というフレーズは、私がマニフェストに掲げているものでございまして、令和5年9月議会におきましても池田議員から御質問をいただいているところでございます。

マニフェストの意図するところは、職員が経験を積む中で、新しいことにチャレンジをしたいという向上心が生まれ、またスキル向上として研修等により知識・資格の取得を望んだり、マネジメントを行う立場で能力を発揮したいという仕事に対する意欲に対し、それらに応える仕組みや制度があればさらに職員の力を発揮できるのではないかとこの思いによるもの

でございます。

私たちは4年前に未曾有の大災害を経験し、被災直後は悲嘆に暮れた時期もございましたが、全国から多くの支援をいただき、生活再建や事業再生、そして元の町以上の新たなまちづくりを目指して、市民・職員が一緒になって取り組んでまいりました。近年においては、社会情勢の影響も相まって本市の進める事業だけでなく、職員の働く環境にもかなりの変化が生じていると認識しており、それらの変化に職員が一つのチームになって対応していく中においても、職員各々が目標を持って、本市の未来を思い描きながら切磋琢磨し、頑張ってまいりました。

私は、市議会議員時代を含めると、市政に携わってから17年がたち、その間様々に施策を進める中で、職員との信頼関係を築き、より強固なものにすることを意識してまいりました。そういった信頼関係のもとに、職員が仕事を進め成果が出れば、それを心から労うことも職員に報いているものと考えております。さらには、その頑張りが正当に評価され、人事・給与などの処遇面にも反映される人事評価の制度化ができれば、職員がさらなるやりがいを見出すことや、人材育成にもつながることから、このような取組を通して頑張る職員が報われるということを職員一人一人が実感できるような市役所を目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 長期的な話で、ずっと市長お話されたんですけども、最後に1点だけ。

今年、人事院勧告が出たところであります。かなり採用される新採職員の方の給料も上がると、もちろん現職の職員さんたちも、若い人も年配の方に至っても人事院勧告で給料が上がるということになっておりますけども、お考えとして、僕がここで聞くのもあれなんですけども、人事院勧告につきましてはもう、今回も100%実施するという方向で、少なくとも考えてらっしゃるのかどうか、それもちょっとお尋ねしたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

令和6年度の人事院勧告につきましては、8月上旬に示されております。具体的な内容についての精査と本市における実施の検討はこれからというところになりますけれども、人事院勧告は公務員と民間企業の給与水準の均衡を図る制度でございますので、そのことを受け止めた対応を行うことになろうかと思っております。

以上でございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君） 今まで人事院勧告は100%やられてこられましたけども、過去、職員の給与カットという最悪のケースも1年あったわけなので、多分職員組合のほうから人事院勧告についてはという話が来ると思います。少しでも今回、職員の給料が民間よりも上がっ

たということで、民間の給料が高くなったので職員の給料というのでかなりの差が出てきているところでもありますけど、地方においては公務員の給料ばかりという話も出ますので、その付近、いろいろ配慮されるところもあるかもしれませんが、少しでも職員の方が仕事ができるモチベーションとしてなるように、交渉の席では御回答いただければと思います。

職員採用、本当いろいろありますけども、この10年間で全て決定、人吉球磨のものごとが決まっていくのかなと思っているところです。人口減少もはっきり見えてくるでしょうし、先ほど言ったハードの面、広域で造らなければならない部分ができたりとか、ダムの問題であつたりとか、JRの問題であつたりとか、それなりの解決をするのがこの10年なのかなと私は思います。その10年間の間の礎をつくるのが今からの2年間、要は、私がお仕事を与えていただいたのはあと2年半という期間ですので、それまでに市長と一緒にあって少しでも前に進むように、次世代の方につなげるような2年半にできればと思います。市長とともに頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時07分 休憩

午後2時23分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番、大塚則男議員。

○7番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、こんにちは。7番議員、大塚則男です。本日4番目、最後になりました。お疲れのところ申し訳ございませんが、今しばらく時間をいただきたいと思います。それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、1点目、市長の施政方針から、ヒノキブランド化推進補助金で、市単独での1億円補助について、2点目、市民の声から、台風10号による避難対応などについて、3点目、人吉市が住みよさランキング日本一に指定されたことについてお尋ねいたします。

現在、熊本県菊陽町においては、台湾からの企業である半導体工場TSMCの進出で土地の価格は急上昇、新規雇用拡大、関連企業の進出、さらには第2工場建設も決定し、全国的に大きな注目になっています。これまで地方に向けた企業進出は、大変厳しい状況にありました。そのような中において、今回人吉市に誘致企業として事業展開される株式会社ランバーやまとは大変ありがたく、新規雇用、関連企業の進出、それに伴う地域の活性化に向け、大いに期待するところです。

今回、「大畑町の市有地中核工業用地」、既に一部は工業用地として売却しておりますが、誘致企業である株式会社ランバーやまが事業を展開される中、今議会に支援策として、市単独のヒノキブランド化推進事業補助金を提案されました。6月議会、そして今議会の所信

においても、「株式会社ランバーやまとの本市への誘致を契機として、ヒノキの一大産地という特性を生かすため、交付予定であるランバーやまとの機械設備に対する国の補助金に加え、市独自に上乘せした「ヒノキブランド化推進補助金」により支援することといたします」と述べておられます。

市民皆様の貴重な税金でもありますので、市民の皆様に御理解いただくために、明確な説明をお聞きしたいと思います。

そこで、お尋ねしますが、今回の国の補助金 6 億 7,175 万 3,000 円と、今議会一般会計補正予算に計上してあります市単独の上乗せ分 1 億円の補助金は、貸付けではなく返済の必要がない補助金であるとの認識でいいのかお尋ねいたします。

○経済部長（**淵上聖也君**） お答えいたします。

令和 6 年 3 月議会においてお認めいただきました令和 5 年度人吉市一般会計補正予算（第 11 号）の熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業補助金に協調しまして、市においても補助を行うという趣旨でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7 番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 7 番。大塚則男議員。

○7 番（**大塚則男君**） 3 月議会で認めた補正予算の中で補助金と同様で補助ということのようですが、補助ですから、もちろんこれは返済は求めないということで理解してよろしいんですね。はい。それでは今回の誘致企業、株式会社ランバーやまとへの 1 億円の補助金の根拠についてお尋ねします。

○経済部長（**淵上聖也君**） お答えいたします。

今回の 3 月でお認めいただきました補助事業、国庫補助対象額 14 億 8,610 万円を市におきましても補助対象事業額とし、その事業費の 10% を基本として考え、その算定額によりまして 1 億 4,861 万円となるわけですが、財源となる森林環境譲与税の基金残や地域未来投資促進法による地方交付税の後年度補填額などを勘案し、上限額を 1 億円と定めたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7 番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 7 番。大塚則男議員。

○7 番（**大塚則男君**） ここに、補助金等交付要項とあるんですが、今回はこの人吉市補助金等交付要項、交付規則に基づいて、提案されたものと考えますが、第 3 条に補助金等の種類には、事業費補助金と運営費補助金があるようです。まず、今回の案件はどちらに該当するかお尋ねします。

また、今回の場合、国の補助率は 2 分の 1 以内で 7 億 5,000 万円が上限となっており、6 億 7,175 万 3,000 円が交付されると思います。人吉市補助金等交付要項第 5 条に、補助金等の額は、補助対象経費の 2 分の 1 を上限とするとありますが、これは国と市の補助合わせての

2分の1以内と理解していいのかお尋ねいたします。

また、株式会社ランバーやまに対して、人吉市からの提案なのか、株式会社ランバーやまから補助金要請があったのかお尋ねします。

もう1点は、国からの補助があり、さらに市からの補助となるわけですが、二重補助についてはどのようにお考えかお尋ねいたします。

○経済部長（**淵上聖也君**） お答えいたします。

まず、今回の補助が運営費補助か事業費補助かという御質問でございますが、今回の補助金は設備投資に対する事業費補助となります。

続きまして、補助率でございますが、先ほどの御質問でお答えしましたとおり、補助対象経費の10%としておりまして、この補助対象経費というのは総事業費に対する10%ということで、先ほど申しました補助対象事業費は14億8,610万円の10分の1ということで今回設定させていただいております。

次に、補助金を出すことになった要因でございますが、あくまでも今回の補助対象事業者からの要請に基づくものでございます。

最後に、国と市との二重補助ではないかとの御質問でございますが、あくまでも国の補助金に協調するものでございまして、二重補助ではないという認識でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 7番。大塚則男議員。

○7番（**大塚則男君**） 事業費補助であるということと、二重補助については協調補助は問題ないということで今伺いました。

もう1点ですね、交付要項第6条で補助金の交付申請しようとする者は、交付申請時には事業計画書、当該年度収支見込書等が、市長が必要とするなら提出となってるんですね。これはあくまで事業前に出すようになってるんですけど、これは、今日はともかくとして、私も経済建設委員会委員なんですけど、次の予算審査にはこういった資料は出るのか、それともまだこの議会中にそういった資料というのは出していただけるんでしょうか。お尋ねします。

○経済部長（**淵上聖也君**） お答えいたします。

まず、国への補助金交付申請書については、市を経由していただいておりますので、大まかな事業計画とか収支計画については既にこちらのほうで把握はしてるところでございます。つきましては、予算審査の際には必要に応じて提出したいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 7番。大塚則男議員。

○7番（**大塚則男君**） 今回の返済を求めない1億円補助について、これから事業を開始されていく中で、ヒノキ製材における近年の需要、事業計画や製品加工、流通体制、販路開発や

需要拡大など、今後の事業展開だとは考えますが、市単独の補助金交付について、市民の皆様、地元事業所の皆様は、誘致企業に対しての期待と不安な面も起こり得るのではないかと思うところですが、市長はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まずは経緯から申しますと、令和6年2月に国から補助金の内示があり、併せて同時期に立地企業側から市にも支援要請がありましたことから、支援の必要性や財源の問題を含め、様々に検討を重ねてきたところでございます。その中で、第1期人吉市復興計画の中で、「球磨ヒノキの産地競争力強化及びブランド化」を、さらには第6次人吉市総合計画（後期基本計画）の中で、「製材所誘致等を契機としてヒノキの一大産地という特性を生かすため、ヒノキのブランド化を推進し持続可能な林業・林産業を構築する」という項目を掲げていることを踏まえ、今回の立地企業はヒノキを専門とする製材所であり、この立地が山元をはじめ、素材生産事業者やそこで従事する労働者など、様々に好影響を与えるであろうこと、立地企業は、この立地に当たり、40億円を超える初期投資が発生する上、昨今の急激な円安、建設資材をはじめとする物価高騰など、施設整備に伴う著しい環境変化の影響を受ける中においても、立地していただくことで、地域雇用や周辺地域の活性化に大きな波及効果を生み出すであろうこと、などを総合的に勘案し、何らかの支援が必要であると認識したところでございます。

そして、森林環境譲与税の基金残高の状況や、株式会社ランバーやまが地域未来投資促進法の指定を国から受けられたことで、後年度ではありますが、財政措置が講じられるなど、一定の財源のめどが立ったことにより、決断に至ったところでございます。

1億円という高額な補助金であり、誘致企業とはいえ、支援することについては、私もその判断を下すに当たっては熟慮したところでございますが、先に述べましたとおり、今回の補助を契機としてヒノキのブランド化、素材生産業をはじめとした林業従事者全体、ひいては山を育て守るといった将来の地域の在り方にも大きく波及するものと考えており、市民の皆様にも御理解いただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） ただいま市長から説明いただきました。決して私はこれに対してどうのこの疑問を投げかけるわけじゃないんですけど、言っていたように多額の1億円です。市民の方から、「人吉市は金のなかに言うばってん、あつとたい」という声も出るほど皆さんびっくりされている面もあります。でも、後ほどブランド化について述べますが、やはりやっていただくからにはしっかりと腰を据えて、持続的にやっていただくというのが大事かと思います。この1億円が本当、生きていくならいいんですけど。途中で止まったりしたらこれはまた市民の皆さんにとって大変申し訳ないことになりますので、そこはしっか

りやっていたきたいと思います。

例えば、これ、例なんですけど、平成26年6月議会で人吉市第三セクター経営基盤強化資金貸付条例の制定についての提案がなされました。内容は、球磨川くんだり株式会社に3,500万円の貸付けです。貸付条件として無利子無担保、償還期間は据え置き期間を含め20年以内で据え置き期間は5年以内とするものでした。当時の経済建設委員会は井上議員が委員長でしたが、委員会において球磨川くんだり株式会社の経営状況、事業計画、返済について、将来への展望、経営組織の在り方、貸付けした場合の責任など、様々な意見があり、4日間もかけ慎重審査を行い、結果、賛成多数で可決した経緯があります。当時は貸付けでしたが、市内の事業者からも様々な意見をいただきました。今回の補助金交付と内容的には合致しない案件かもしれませんが、今回は返済を求めない補助金です。地元、球磨川くんだり株式会社に対する補助金貸付けと、今回の返済を求めない補助金交付の取扱いについて、市長のお考えをお尋ねします。

また、補助金貸付けとして支援していく考えは検討されなかったのか、併せてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

球磨川くんだり株式会社への貸付けについては、平成26年と平成30年に実施されており、前者については設備投資のため、後者については経営基盤強化の目的により行われております。また、昨年度は、球磨川くんだり株式会社インフラ再建整備補助金として今回の補助と同様に、国のなりわい再建支援補助金に協調し、8,096万2,000円を交付した経緯がございます。貸付けの検討についてのお尋ねでございますが、支援要請の内容が国の補助事業に伴う協調補助でございましたので、当該要請に基づき、補助を前提に検討してきたところでございます。

また、今回のヒノキブランド化推進補助金は、国の補助事業に伴う協調補助といった点においては、なりわい再建支援補助金に協調して補助した事例と類似すると思われまして、森林環境譲与税が使途として定めている木材の利用促進に資するものであるとの認識のもと、同譲与税を主たる財源として活用した上で支援するものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今回の補助金と少し違いがあるようですが、話をちょっと変えて申し訳ないんですけど、今、市長もおっしゃっていただきました、私が言いました平成26年、その後の平成30年、さらに去年ですか、球磨川くんだり株式会社には様々な貸付けを行ってきたと。しかし、どうなったかと、現状は。大変厳しい状況であるんです。ちょっと余談になりますが、もうそろそろ球磨川くだりの方向性を市長として考えていくべきにあるんじゃないかということを私は思っております。今回のと違いますので、答弁は求めませんが、やはり、これだけ補助金ということを出しても、どうしても改善しない、もちろん自然を相

手の球磨川くだりですから分かるんですけど、そういったときにはもう少し市長、もうそろそろ判断時期かなと私は思います。余談で申し訳なかったんですけど、よろしく願いいたします。

これまでの地元中小・零細企業に対する支援体制は、しっかりとできてきたとお考えでしょうか。現在、地元中小・零細企業は、どのような状況にあるのか、理解していただいていますでしょうか。令和2年7月豪雨災害後、さらに人口減少が進み、生産性は落ち込み、金利は上がる、最低賃金は上がるなど、経営者にとっては三重苦が起こっています。営業継続にも不安を抱えておられます。さらに、農畜産業においても依然厳しい状況にあります。それでも、市民の皆様、各事業主の皆様は、必死で税金を納めていただいています。その税金1億円が補助金として計上されているわけです。

そこで、納税されている市民の皆様、地元企業に対して、今後どのような恩恵が期待できるものとお考えかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

山元や素材生産事業者におかれては、原木の出荷先が地元にあることで、物流コストの抑制による収益率の増加や、安定供給先の確保といった経営面の向上にも資するものと思われます。また、今回の補助は、地域の林業振興を主眼に置いたものではございますが、そのほかにも製材を通じて排出されるおがくずの畜産・酪農家への供給などの話も進んでいるなど、林業関係者はもちろんのこと、地元企業や多くの市民に幅広く恩恵をもたらすものと存じます。また、工場の隣接地には、職員住宅の整備も計画されており、周辺地域の活性化にも大きく寄与するものと期待をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 私もすごく期待を持つわけなんです。あそこに関連企業ができる、あるいはさっきおっしゃっていただいたように職員住宅ができるとかなりますと、そこにまた税金を納めていただく。今回1億円を出すことによってさらに跳ね返りがあるということで、町全体の活力になるのは問題ないと思いますし、私も喜びを感じるところですけど、そうなるためにはこの株式会社ランバーやまとさんが、やはり持続、ずっと継続的にここで企業をやっていくということが第一条件なんですね。で、僕一つ心配なのが、さっき言いましたように、木材というのはやっぱり上がり下がりがあります。これはヒノキに関わらず、そういったときにやはり持続できる会社であってほしいと私は思います。

今回の補助金の支援について、例えば今後、地元企業などから「うちもぜひやってほしい」と要望があった場合、同じような補助金として対応していただけるのか、お尋ねします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

地元企業が新たに投資や起業を行う場合の支援につきましては、企業が工場等を設置する

場合には土地取得額等や雇用人数に応じて補助金や税金の免除などの支援がございます。

また、インターネット関連企業やゲーム・アニメ関連企業などの場合には、投資額や雇用人数に応じた補助金で支援してまいりたいと存じます。このほか、特に創業起業者、先ほどから申している「起こす業」ですね、起こす業、創業起業者、創業して間もない人を支援するための国・自治体によるサポート事業としまして、特定創業支援と事業がございます。これは、国が認定した各自治体の創業支援計画に基づき、実施する創業支援を受け、証明書を受け取ることで税制や融資等において様々なメリットを受けられる制度でございます。このほかにも、行政手続に対するサポートをはじめ、ソフト面でも市を挙げて様々に支援してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今答弁の中で、新たに投資とか新しく企業を起こす場合とかとおっしゃっていただきました。それはそれでありがたいんですけど、やはりこの古い歴史を持つ人吉市、今まで積み上げてきた商店街あたりが人口減少とか、あるいは2020年の水害とかで本当に冷え込んでしまったんです。そこがやっぱり市として救うかということが、私は市長がいつも述べておられる「まちづくり」ですね、考えてくると思うんです。なかなか厳しいんです。今までは確かにありました、制度は。でも貸付けなんですね。災害ではありましたが、普段は商工業というのはほとんど貸付けなんですよ。だからなかなか厳しい。そういったときに手を差し伸べていただける、そういった行政が考えていただけたら私はありがたいなと思います。もう、確かに企業を起こす、今後新規でやるところには応援必要です。でもやっぱり老舗、どうして生かすか。人吉になくってはならない、例えてはあれですけど、鍛冶屋さんどうしようかと。でも人吉の伝統ですよ。そこをどう残すべきかと、そういったことを考えていただけたら、私は本当にいいなと思うんですね。

そこで、私は市民の皆様のほうをもっとしっかり見ていただき、復旧・復興道半ばの中、市民生活に直結したサービス、市民向けの対策、例えば高齢者に優しいまちづくり、ライフラインなどの環境整備、給食費の無料化など、市民が安心安全で住みよい、住んでよかった人吉市、と思っただけするように、市民皆様の至福向上に向けた市税の使い道にも心がけていただきたいと思いますが、この件については市長はどうお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨から4年を経過し、当初の復旧から復興へと新たなステージへ移行する中、国・県の支援を賜りながら、町なかの再生はもとより、避難路や災害公営住宅の整備、緑の流域治水の推進など、本市の目指す未来型復興に向け、官民一体となり全身全霊を傾けて取り組んでおります。

そのような中、ヒノキブランド化推進補助金は、地域の林業振興を主眼に置いたものでご

ざいますが、その恩恵が将来的には幅広く市民や地元企業へ恩恵をもたらすものと存じますし、ヒノキのブランド化・高質化により、素材生産業をはじめとした林業従事者全体に波及するものと考えており、人吉市復興計画及び第6次人吉市総合計画（後期基本計画）に基づく、市民に直結した事業の一つであると認識をしております。

また、さらにヒノキの流通が促進されることにより、伐期を迎えたヒノキが伐採された後に、新たな植林を行うことで、熊本県管内で最も低いとされる人吉球磨における再造林率低下の抑制にもつながります。

このように、貴重な財源である山林を守り、育てるといった緑の流域治水にも資する取組として、長期的なビジョンに立った本市の山林管理の在り方に対し、好影響をもたらすことも、今回の企業立地に対して期待しているところでございます。

また、この件のみならず、住民に直結した支援を行うべきだと、ただいま高齢者支援だったりとか、給食費に関してもやるべきだというような御指摘をいただいたところでございます。当然、そういった課題に関しましても、より踏み込んだ形で今後取り組む必要があると思っておりますし、給食費に関しましては、物価高騰等により食材費等が高騰しましたが、その分に関しては、市のほうで負担をすることとしておりますし、若手の市長でつくります全国青年市長会等においても、子ども・子育て支援のさらなる充実、その中で給食費の無償化を国においてぜひやっていただくべきだという要望を何度も強く重ねているところでございます。本市で行えることはしっかりと取り組みながら、また、県そして国等々の支援も引き続きお願いをしながら、住民生活に直結するような施策につきましても、引き続き精一杯取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 市長には本当しっかり取り組んでいただきたいです。例えば各町内会長会議とか、あるいは私たち議員も要望出します。あそこが傷んでるとか、ここが傷んでるとか。それですね、どうでしょうか、「すぐできる課」みたいなものつくって、もちろんかかる経費もありますので、予算規模もありますので、全部が全部できないんでしょうけど、やはり市民の方から「あそこをどうかしてほしい」と、多額の事業費がかからなかったらすぐやると、そういった施策を出されたらいかがでしょうか。やはり、これは本当に市民向けと思うんですよ。道路が傷んでるとか、そういったときに「すぐやる課」、そういったのを私はぜひ心がけていただけたらありがたいと思います。

人吉がじゃあ、どうなるかと今、どうかという現状は、地域で所得を稼ぐ産業は1位が保健衛生・社会事業なんです。衛生看護、病院関係とかなんです。2位が住宅賃貸業です。3位が小売り業になってます。農業は23位なんですけど、全国平均は超えています。さらに、全産業の労働生産性は全国、県、人吉市と同じ人口規模のいずれと比較しても人吉市は低い

んです。さらに全産業一人当たりの雇用所得は、これも同じなんです。全国・県・人口同規模でも人吉市は低いんです。そんな中で皆さん一生懸命納税されています。やはり身近なことに市長ぜひ目を向けていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

これで補助金について終わりますが、次、ヒノキブランド化についてです。

次に、松岡市長は、ヒノキブランド化推進補助金交付と併せてヒノキのブランド化を進め、事業可能な林産業の構築に向けた取組を推進していくと述べておられますが、ヒノキのブランド化とはどのようなことなのか、お尋ねいたします。

○経済部長（**淵上聖也君**） お答えいたします。

ヒノキに特化した製材所が立地し、かつ地場企業としてヒノキの加工品が、高い付加価値の製品化をされることがまず一つでございます。また、人吉球磨等の木材供給施設から、ヒノキの原木が全国にヒノキ製品を発送している株式会社ランバーやまとに集積されることで、人吉球磨のヒノキの産地としての知名度が向上するものと思われま。

このような契機を捉まえまして、ヒノキの植林の推進やヒノキを使った製品を使った川下の産業活性化を図っていくことがヒノキのブランド化につながる取組であろうという認識でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 7番。大塚則男議員。

○7番（**大塚則男君**） ヒノキのブランド化については、近い所で湯前町・水上村において林業成長産業化地域創出モデル事業として選定を受け、奥球磨みらいのもり創造協議会が設立されています。また、阿蘇南郷檜ブランド化推進協議会、1市3町1村もあります。四国でも5つの森林組合があり、さらにヒノキを植えた人、ヒノキを製材する人、ヒノキで建てる人——無添加の家ですね、ヒノキをデザインする人、ヒノキで家を建てる人、それぞれの方が携わり、「四万十ヒノキ」としてブランド化されています。

お尋ねしますが、松岡市長が考えておられるブランド化に向けた推進とは、人吉市と一企業とで取り組んでいくお考えなのか、お尋ねします。

○経済部長（**淵上聖也君**） お答えいたします。

人吉球磨のヒノキは、通称「球磨ヒノキ」と言われておりますが、熊本県は令和2年度にヒノキの産出量で全国1位となったことある中において、球磨ヒノキの知名度は地元の方でもあまり知られていない状況でございます。

このような中、一企業との連携だけでブランド化による付加価値を創出できるのかという御質問でございますが、私どももそのような認識は全く持っておりません。地元産材のブランド化の先進地においては、関連する事業者等で協議会を設立したり、ホームページや各種イベントでのPRを行うなどの取組を通じまして、付加価値を創出し、さらには地方創生の取組につながるところまで積極的に行われております。

このような中、株式会社ランバーやまとは、既に人吉球磨管内の森林組合や素材生産業者数社とヒノキ材の供給協定を締結されており、今後本市におきましては、ヒノキ専門の製材所の立地を一つの契機といたしまして、球磨ヒノキのブランド化に向けて先進地の取組も参考にしながら、連携した取組を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 一企業とだけは考えてないということなんですけど、さっき言いました四万十ヒノキですね、ヒノキとは、さっき言いました阿蘇南郷檜とか、杉では飢肥杉とか秋田杉とかいろいろあるんですけど、もうそれぞれ先に走ってますよね。しっかりした形つくって。そういった所がほとんどなんです。で、この場合は今から仕掛けていくんです。ですから、これはしっかりとやっぱりやっていただかないとかなり厳しいかなという気がします。さっきおっしゃっていただいたように、なかなか馴染みがないんですよ。例えば農産物だったら結構あるんですよ。農産物、特に食だったら松阪牛とか、あと、熊本はスイカとか、あるいは鹿児島の黒豚とか、いろいろありますがこれは有名ですね。そこまでするには相当な期間と時間がかかると思うんです。その中で、やっぱりブランド化するには、ヒノキが育った環境、自然素材、品質の強度など、さらには地場産という育った土地だと思います。ブランド化することからこだわりになり、逆に割高になってしまうことも考えられます。そうなりますと、顧客の減少につながり、さらにその他の木材と差別化され、非ブランド材の売れ行きが落ちていくことも考えられます。

しかしながら、山主様に利益還元もしなくてはならないことから、木材価格を上げること、山主様への利益還元が薄いと植林への意欲がなくなり、山が荒れてしまうことになります。ブランド化を推進するに当たり、加工製品、そしてコスト削減や流通の仕組みなどを考えますと、地域をまたいだ組織づくりが必要ではないかと考えますが、どのようにお考えか、お尋ねします。さっきも言いましたけど、どのブランド化をされてる地区も必ず加工製品をお持ちなんです。ここまで行かなくちゃブランド化は難しいと思うんですけど、いかがかお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

球磨ヒノキと申しましたけれども、球磨ヒノキのブランド化により付加価値を創出するためには、木を育て切り出すといった川上から、流通から最終消費に至る川下までの関係者が一堂に集い、連携していくことが重要であると考えておりまして、議員おっしゃいました最終的な商品化、高付加価値のあるものを作り出すということが最も重要なことと考えております。

このような中、議員から御提案いただきましたブランド化に向けた方向性や戦略を共有したそういった組織づくりは今後必須だと考えておりますので、そのような認識で取り組みた

いと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） そこで、ヒノキをブランド化するにはヒノキは植林から収穫・再造林、育成林業のサイクルで50年から100年といった長期的な視点が必要であり、林業製品は50年から100年の継続があってこそブランド化になると考えますが、このことについては、どうお考えかお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

ヒノキのブランド化を推進するに当たりましては、議員おっしゃいました長期的な視点は必須であると認識しております。長期的視点を考える上においては、ヒノキの植林の推進という課題が実はございまして、近年、人吉球磨地域で新植される樹種の割合は、圧倒的に杉の割合が高くなっているという現状がございまして、人吉球磨で申しますと、杉が9でヒノキが1というような割合でございまして。

このような現状を変えていくために、本市といたしましては、森林環境譲与税を活用しまして、ヒノキの新植を推進するための造林補助なども検討しているところでございます。

先ほどの市長の答弁とも重複いたしますが、ヒノキの流通が促進されることで、伐期を迎えたヒノキが伐採されたのち、新たに植林することで熊本県管内でも最も低いとされる人吉球磨における再造林率の低下を抑制するなどの効果を期待しております。

貴重な財産である山林を守り育てるといった緑の治水にも資する長期的な取組を進めることが重要だと認識いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） ヒノキの最後の質問になりますけど、次に、人吉市と球磨郡のヒノキ林の面積、占める割合ですね、現況では何年の収穫が可能なのか、また株式会社ランバーやまとに搬入するヒノキは人吉球磨その他の地域も考えられるのか、お尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

本市の人工林の植栽面積における杉とヒノキの比較による樹種の面積の割合でございまして、杉が47.6%で面積が3,289.3ヘクタールに対しまして、ヒノキが52.4%で面積3,616.89ヘクタールと、ヒノキの割合が4.8%現状上回っております。

続きまして、人吉球磨全体についてでございますが、杉が52.5%で面積が3万3,269.18ヘクタール、ヒノキが47.5%で面積2万9,997.9ヘクタールと、杉の割合が5%上回っている状況でございます。

次に、株式会社ランバーやまとに入荷されるヒノキでございますが、現状使用する原木は100%九州産でございまして、そのうちの85%は熊本県産のヒノキとなっております。さら

に、その熊本県産の6割は、人吉球磨のヒノキでございますが、今後株式会社ランバーやまとが本市で操業されることで、人吉球磨産ヒノキの割合は、さらに増加していくものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 本市ではヒノキのほうを上回っていると、しかし、球磨郡になってまいりますと、あんまり変わりません、5%ぐらい違いがあるということなんですね。少しは私も安心したんですけど。さらに、株式会社ランバーやまとさんがお使いになるのが九州産が100%と、85%が熊本県産でその内の6割が人吉球磨と聞いて安心いたしました。やはり地元産が多くないとブランド化に向けなかなか厳しいかと思っていましたので、これだけでしたら十分行けるかなという、私は期待を持つところです。くどいですが、そうは言っても、やはり、ただ製材するだけじゃなくて、加工品にしっかりと目を向けていただきたいと私は思います。

次に市民の声として、台風10号接近に伴う避難所対応についてお尋ねします。

非常に強い勢力で、雨・風とも強く長時間にわたる暴風雨となり、被害の拡大が心配されましたが、幸いにも人的被害など逃れることができました。避難所対応に御苦労いただきました職員の皆様には心より感謝申し上げます。

今回、指定避難所が人吉東小学校から人吉高校へ変更されましたが、変更の理由について、お聞きしておきたいと思います。

9月4日の復興・安全まちづくりに関する特別委員会でも、松村議員、徳川議員から発言がありましたように、空調設備がなかったこと、お手洗いが屋外トイレで、高齢者の方には使用しにくかったとの意見がありました。また、高齢者あるいは一人暮らしの方は、移動するのにタクシー利用になることから、人吉東小学校なら苦にならないが、人吉高校になると往復タクシー利用になることに負担がかかるとの声もありました。このいずれに対して全て対応できると思いませんが、今後の対応についてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

最初に、今回の台風10号の接近に際し、熊本地方気象台から台風外側の雨雲が先行して九州東部から流れ込むことと、台風の色度が遅いことから、長時間にわたって湿った空気が流れ込んで、大気の状態が非常に不安定となり、令和2年7月豪雨に匹敵するような降雨量、8月28日から30日までの3日間に1,100ミリメートルという大雨になることや、猛烈な風が長時間続くことが予報として示されたところでございました。本市における大型の台風の接近としましては、令和4年の台風14号がございまして、そのときには人吉東小学校の体育館を開設しましたけれども、避難者を受け入れる収容人数が足りず、人吉高校体育館を追加で開設いたしておりまして、今回も多くての避難者が見込まれることから、人吉高校を指定避難

所として開設したところでございます。

その人吉高校の体育館でございますけれども、御承知のとおり県立高校の体育館でありまして、エアコンといった空調設備はございません。そのため、第一体育館に備えてありました工場扇のほかに、事前に冷風機・スポットクーラー・工場扇発電機を配備するなど、対応いたしましたけれども、室内の温度を下げる効果までには至らなかったところでございます。また、人吉高校の第一体育館のトイレは、屋外トイレとなっております。そのため、第二体育館の下のプロティに女性用の仮設トイレを2基設置するなどの対策も講じましたけれども、十分な対策とまではいかなかったものと思っております。

今回、人吉東小学校から人吉高校の体育館に指定避難所を変更したことにより、避難された方の中には、移動等に御不便をおかけした方もいらっしゃるものと思っております。今回のように非常に勢力が強い台風の接近など、大規模な災害が予測される場合や、多くの避難者が見込まれる場合、状況に応じ指定避難所の開設場所が変わることにつきまして、御理解いただきますようお願いをする次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 人吉東校体育館ではなかなか収容できない可能性もあるということでも変更になったということです。私思うんですよ。緊急避難なんですよ。ですからこれは、市民の皆様も理解していただきたいと思うんです。常日頃から準備しているところじゃないんですよ、体育館というのは、学校が授業で使うところなんです、本当はですね。そこに避難をお願いするというのは緊急のときなんです。そこに全ての設備を整えてくれというのは、私は大変これは無理があると自分では思っております。やってもらったらありがたいんですけど、実際台風が来る何週間も前からだったらいんですけど、そうはできません。授業もありますし、体育館使いますので。やむを得ないときに放送して避難していただくのが人吉の場合は体育館があるんですよ。でも、体育館というのは避難目的の場所じゃなくて授業目的ですので、そこは市民の皆さんも御理解いただきたい点ではあるかなと私は思っております。ですから、今回人吉東小学校さんに確かにエアコンありました。あれは2020年の7月豪雨災害のときにつけたもらったんです。じゃ、県立高校、人吉高校につけられるか、あそこは県立なんですね、それはなかなかできません。そういったことは理解していただきたいというのが私の考えです。

そうは言いながらも、避難された方へやはり大事なのは、お手洗いと水だと思うんですね。これは何とか、お手洗いについては行政のほうでしっかりと、最近は洋式も利用されるんですよ、すごく。ですから、まず念頭に洋式のトイレと、しっかり頭に入れていただいて、学校のが使えるか、使えなかった場合はちゃんと洋式のトイレを準備するとか。そういったところは僕は第一に考えてほしいと思います。特に御高齢の方は、やはり大変なんです、和式

使うのは。そういったことで、まず洋式のトイレを考えていただきたい。水についてはやはり小さいペットボトルでもいいですから、これは持ってきてもらっていいかなと思うんです。避難される方、自分の命を守るための第一ですから、そこに行って、「あれがない、これがない、あれが足らん」と言われても、本当、お世話する行政の方、大変なんです、少人数でされてますので。それは私、お互いに市民の皆さん、あるいは行政の方と理解し合っていくのが、私はそれが避難所だと思うんですね。ただ、長期になったら話は別ですよ。今のは短期の場合です。1日、2日の場合はやはり避難していただいた方には大変申し訳ないけど、ここは御理解いただきたいと私は思います。ですから、100%満足できないでも、まずは避難していただくということは考えてもらって、それからそれが、長期になるか短期なるかで違ふと私は受けておりますので、そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。もちろん、市民の方にもしっかり考えていただきたい。そういう考えです。まずは、お手洗いと水。お手洗いは行政のほうでしっかりやっていただく、水については避難される方が小さいボトルでいいから持って行くということで、お願ひしたいと思ひます。

次に、避難放送では寝具類・食事は御持参くださいとのことですが、一人暮らしの高齢者にとっては持ち出すことも困難であり、何か改善できる方法はないでしょうかとのお尋ねがありますが、このことについてのお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

指定避難所を開設する際には、あらかじめ防災行政無線または防災ラジオにおきまして、開設の周知と併せ、食料や飲料水、寝具の御持参をお願いしております。食料等につきましては、避難状況が長期に及ぶ場合などは、備蓄物資のほかパン・おにぎり・飲料水等を購入して、提供することになろうかと存じますけれども、それまでの間、対応いただける準備をそれぞれにお願いしているところでございます。

例えますと、夕方からの早めの避難の際は、夕食を取られた後に、翌日の朝食等に代わるものと、飲料水につきましても500ミリリットルのペットボトル1本程度を御準備いただきまして、避難をお願いできればと考えているところでございます。

寝具につきましては、ジョイントマットやタオルケット・毛布を避難所には準備をしているところでございます。しかしながら、避難者の数次第では不足することも考えられます。御高齢の方に、必ず御持参くださいというものではございませんけれども、避難所は環境が変わりますので、使い慣れたものがよいという方もおられるかと思ひます。車で避難される方などにつきましては、御持参いただくことを御協力お願いできればと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 確かに、車で避難される方は移動手段がありますので、ある程度持つ

て行かれるんですよ。逆に若い方はなかなか避難してくれないんですけど。そういった中でもやはり御高齢の方、特にお一人でお住まいの方というのはなかなか厳しい面があります。これが今後考えていただきたいなというところではあるんですけど。中でももう1点は、体の弱い御高齢の方とか障害をお持ちの皆様に対して、対策として、もし学校なら空き教室を検討する、その一つの体育館に皆さん避難じゃなくて、そういった御高齢の方や障害をお持ちの方とかは、できたら空き教室を利用させていただくとか、お手洗いが近い所、しやすい所の確保ができないかと私は思うんですが、これは今後検討できるものか、お尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

障害をお持ちの方が指定避難所に避難された際の対応としましては、トイレの近くのスペースを案内するとか、車椅子の方がお一人で避難された場合は、トイレまでの移動の際に介助を行う、夜中のトイレの際に暗がりを感じた方については、近くまでついていくなどの対応を行っておりますけれども、そのほかにもその方の様子・状況に応じた対応を心がけているところでございます。

しかしながら、私たちの対応が全て満足かという部分はまだこれから改善するところもあるかとは思っております。

次に、余裕教室の活用につきましては、現在考えられるところは、小学校の体育館を指定避難所として開設をしています人吉東小学校、人吉西小学校、中原小学校になろうかと思っております。学校における余裕教室は、児童数や学級数により毎年変更されるということでございまして、今年度の各学校の余裕教室の場所を確認しましたところ、人吉東小学校が校舎の2階と3階、人吉西小学校が体育館から離れた別の棟、中原小学校が校舎1階となっているようでございます。

いずれの場合も、トイレまでの距離や、トイレのサイズが小学校ですので子供用であること、さらに障害をお持ちの方の避難場所を体育館から離れた場所に確保することで、私ども職員の配慮が行き届かないことも十分予測されるなど、新たな課題が出てくるものと考えております。

いずれにしても、現状から一歩進む対応が必要であるということは、認識をしているところでございます。御指摘の部分を含め、対策等に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今ですね、今後対応を考えていきたいということを述べていただきましたけど、実際今回、夜中のトイレの際に暗がり怖いということで、近くの方がついて行ったという例は聞いております。私は、こういったことも全て、そこに待機している職員とかがしなくちゃいけないのかということ、私はそうは思わないんですよ。いつも皆さん、私

ども言いますよね。自助・共助・公助と。共助なんですね。そこに非難された方で元気な方が支え合うということが大事だと思うんですよ。皆さんにこう職員の方をお願いするんじゃなくて、そこにいらっしゃる元気な方が、そこでリーダー的になってしてあげるというのも、私は大事な避難場所の運営じゃないかと思うんです。そういったところがやはり、しっかり私たちも受け止めないといけないし、避難された方も意識してほしいなと思います。できることは自分たちでやると。そういった意識を私は持ってもらったらありがたいなと思います。そうは言いましても、今言いましたように、体が弱い方、障害者の方が、やはりその同一体育館で厳しいという条件は出てまいりますので、今の学校は大変厳しい状況なんですけど、これについてやはりどういった避難方法があるか。これについてはぜひ検討していただきたいと思います。

大局的に言いますと、避難所運営というのは、全てを職員の方に委ねるんじゃなくて、そこに避難された方で元気な方がリーダーとしていろんなことに携わっていくということを、私たちは自覚していく必要があるんじゃないかなろうかと私は思います。

次ですね、近年は異常気象が頻繁に起こることから、行政としても命を守ることを第一に考え、避難放送の発令が多くなっています。このことは常に早め早めの避難に心がけていただく上で大切なことであると思います。

災害にも、地震・台風・水害など、これらに類する様々な災害があると考えます。現在、自主避難では、各公民館の利用となっていますが、段階的にさらなる避難が必要になった場合は、指定避難所となります。ただ、町内によっては、指定避難所まで行かなくても、町内公民館で対応できる町内もあるのではないかと思います。一人暮らし、高齢者、移動手段がない、指定避難所まで距離があるなど、実際厳しい方も見受けられます。

そこで、町内会と連携し、公民館での受入れについても検討するべきと考えますが、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

地区の公民館の避難所としての活用につきましては、現在各町内会のお考えをお聞きしながら、地域防災計画の中で自主避難所として、公民館や近隣のお寺、公共施設等を定めております。ただし、立地場所によりましては、洪水や土砂災害などの可能性がある場合は、開設できない施設も一部あるところでございます。

市では、現在、各校区町内会に対し、地区防災計画やコミュニティタイムラインの作成支援を行っております。町内という単位で防災に向き合いますと、その地域ごとの危険箇所や課題も見えてまいります。住民がどの段階で避難を行うのか、どこに避難を行うのかということを考えていく中で、地域住民が自主的に町内コミュニティ単位で、避難として安全が確保できる施設へ避難することを計画していくことは可能であると考えております。

このように、地域で考える自主避難は、危険な場所にお住まいの方に関わらず、集団で行

動することによって、被害の最小化にもつながるものと思っております。

市としましても引き続き、地域における防災対策について、一緒に考えてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 私、これこそ本当に共助だと思うんですよ。地域の公民館に避難して、皆さんで助け合うという、大事なことと思うんですね。もう、無理、無理という言葉は悪いですけど、その指定避難所に行くよりも地域で安全なら、そこで地域の方が集まって、地域で支え合うというのが私は一番いいかなと思うんです。

そこで、短期だったらそう手をかけなくてもいいかもしれません。でも、地域だと手が届くんですね。町内会が連携して、あるいは場所によっては組織の中で「これをしてあげようか」とか「じゃ、御飯を出そうか」できるんです。細かいことに手が届く、これが町内だと思えます。そこまで私は、できる町内はあると思いますので、やはり公民館の受入れというのはしっかり検討していただきたいと思うんですね。長期になっても、町内でも炊き出しはできるという体制をつくれたら、私は一番いいと思うんですよ。そういったことを私は、今後検討していくべきじゃないかと思うんです。

一つですね、問題なのは、例えば指定避難所に行った場合には、そこに食料が出る場合がありますよね。例えば市の備蓄品を出しましたとかあります。そういったのが公民館まで届かないことがある。今現在あってるんですね。公民館には行きませんよと。指定避難所に来たら上げましょうと。そういったのじゃなくて、地域の公民館に何名避難してるんだと、連携取りながら、その公民館の代表とか誰かがここにいただきに行くと。避難物資をですね。そういったことまでちゃんとできてたら、私は何ら問題ないと思うんです。

現在では、例えば、人吉西小学校に来ないとありませんよとか、だったら無理していかんばんじゃないですか。そうじゃなくて、いや、地域の公民館にいても大丈夫ですよ、ちゃんと届けられます、そういう体制をつくることを私は考えていただきたい。そうすることで、そこで待機している職員の皆さんにも負担をかけなくて済むということも考えられますし、御高齢の方も安心して避難できると思いますので、これはぜひ検討していただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。答弁は求めません。

次に、今回人吉市が住みよさランキング日本一になりました。このことについてお尋ねいたします。

東洋経済新報社が毎年公表しています「住みよさランキング」において、今年6月に本市が日本一の評価を獲得しました。私自身、喜びというより驚きました。市民の皆様もびっくりされたのではないかと思います。失礼ですけど、職員の皆様もびっくりされたんじゃないかなと思ってはいるんですけど。

そこで、なぜ、どこが、どのように評価されたのか気になりましたので、調べてみました。ランキングの算出に用いたのは、安心度・利便性・快適度・富裕度などで、山々に囲まれた盆地で7割以上が森林、人吉温泉と球磨川くだりの観光資源、大型スーパー、ドラッグストアが多くあり、人口当たり小売販売額エリア2位、人口当たり飲食店数が3位と、利便度は1位、人口当たり病院・一般診療所病床数は4位で、安心度も2位ということのようです。

2020年豪雨災害後の人吉市は、災害復旧・復興の課題、肥薩線全線不通、人口減少、高齢化、若者流出、先ほど述べましたが、全産業の生産性低下、水害などに対する危機感など、私が受け止めている人吉市が直面している課題と現実の姿です。今回の住みよさランキング日本一とされたことについて、市長はどのように受け止めておられるのか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

東洋経済新報社が毎年公表しております「住みよさランキング」において、本市が日本一の評価をいただきました。これは、この地域に生きてこられた先人たちが築き上げてきた、安全で便利なまちづくりと、今、このまちに生きる市民、事業者の方々の日々の御努力の賜物であり、そのことに敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる旨を今議会の施政方針にて述べさせていただきました。

議員おっしゃいましたように、今回本市が住みよさランキングで総合1位をいただきましたが、その要因といたしましては、人口当たりの病院・一般診療所病床数や、刑法犯認知件数、いわゆる犯罪の発生件数などが指標となっている安心度が1位、人口当たり小売販売額や飲食店数等が指標となっている利便度が15位という高評価をいただいている点が大きいと認識しております。

その一方で、こちらも先ほどの、前の質問のほうで御指摘をいただきましたように、財政力指数や住宅地平均地価などが指標となっている富裕度が696位であるなど、総合では1位になりましたが、全ての点において優れているというわけではないこと、また、あくまでも他自治体との相対評価であることを謙虚に受け止めなければならないと考えております。

つきましては、住みよさの指標の中で、評価の良いところはさらに強みとして生かしつつも、これからも市民の皆様が、「人吉市で暮らしてよかった」「これからも住み続けていきたい」そう心から思っただけよう、本市が抱える様々な課題の解決に取り組んでいかなければならないと、改めて気を引き締めた次第でございます。

今回の住みよさランキング1位という結果はありがたく、例えば移住・定住促進などにおけるPR等には大変有効かと存じますが、あくまでもデータに基づく相対評価でございますので、本当の住みよさに関しましては、実際に当地で住み、暮らされている住民の方々に主観的に実感していただけることが肝要でございます。

つきましては、引き続き総合計画に掲げるまちづくりの理念である「みんなが幸せを感じるまち、ずっと住み続けたいまち ひとよし」の実現に向かって、市民の皆様と共にまちづ

くりを進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 私も日本一という言葉は本当うれしいんですよね。やっぱり日本一と思うんですけど、実際ここに住んでる方からすると、2020年の水害後のこの2024年の判定ですから、どうなのかなと。地元の方のアンケートというか、そういったものではなくて、人吉市を外から見た方の思いかなと受け止めたんですけど。そうは言いながらも、注目をいただくことは非常にありがたいことであって、今、市長が述べていただいたように、やっぱり移住・定住とか、人吉を皆さんが注目するという意味ではいいかなと、でも、市長、今からです、やっぱり。早くまちづくりしていかなとですね、注目したけど何もないじゃないかじゃ困りますので、そのところは一生懸命よろしくお願いいたします。

また、住みよさから考えた人吉として、例えば、高齢者に優しいまち人吉と考えてみますと、人吉の高齢化率は2020年が38%を超えてるかと思います。近い将来、40%台になっていきます。運転免許が不要になった方や、加齢に伴う身体機能の低下などのため、運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーの方は、危険運転防止、事故防止の観点から運転免許証自主返納推進が進められています。自主返納された方には、予約型乗合タクシーの運賃を半額割引く制度があります。

兵庫県丹後市は、免許返納時に無料クーポン券2万円分を市が提供、高齢者外出支援割引券ですね。これは、8,000円を4,000円で市が半額割引券を販売。障害者の利用として福祉タクシー利用券年間1万2,000円を支給されています。これは利用券ですね。

そこでお尋ねしますが、では、元々運転免許証を取得されてなかった高齢者、最初から免許を取られていなかった方の高齢者に対してのサービスはどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○復興政策部政策統括監（緒方竜二君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

議員おっしゃられましたとおり、本市における65歳以上の方で運転免許証を返納され、運転経歴証明書の交付を受けられた方に対しましては、予約型乗合タクシー運賃の半額を割引く制度がございます。同様の制度は、産交バスが運行する路線バスにおいても実施されておりますが、議員御指摘のとおり、元々運転免許証をお持ちでない高齢の方につきましては、このような割引制度がない現状でございます。

また、他の自治体では、高齢者等の移動手段確保という福祉施策の観点から、タクシーやバスの利用に際して助成を行う事例もございますが、本市におきましては、広く高齢者の助成制度を実施するに当たりましては、財源も含め、慎重に検討してまいりたいと存じます。

一方で、高齢者が安全かつ便利に移動できる環境整備は重要と考えており、バス路線の最適化やバス停の改善、新たなコミュニティバスやデマンド交通の導入、さらには乗り方教室

の開催といった地域コミュニティとの連携など、多角的なアプローチが必要かと存じます。

本市の公共交通計画に基づく、「誰もが暮らしやすい都市の実現」のため、その基盤となる地域公共交通の構築に向け、積極的に取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 今、答弁いただきましたですね、元々免許を持ってらっしゃらない方が同じように年齢重なっていくんですよ。でも、免許証持ってた方は割引があって、でも免許取らなかった方には何もないんですよ。でも、一緒なんです、困られる方は。そういったことを考えますと、やはり何らかの支援策は、私は必要だと思います。今の財源も含め、慎重に検討してまいりますということです。そこは私は早急にお願いしたいと思います。何で早急と言いますと、高齢者の方増えてるんですね、また。あと2050年までは増えます。ですから、早い段階で同じような何か支援策を出していただくように私はお願いしたいと思います。

公共交通、一生懸命取り組んでもらっています。乗合タクシーとかですね、私もこの間お願いしましたら、1か所増やしていただいて、もう市民の方が涙流して電話かかってきました。「ありがとうございました」と。それくらい困ってらっしゃるんです。ですから、さらに、それも分かるんだけど、ドアツードアになってくるとまた違う問題になりますけど、やはりこの交通政策は非常に大切かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そこで、交通弱者の支援策として提案しますライドシェア関係ですが、この件については牛塚議員もこれまで一般質問されています。昨年11月、私ども無会派4人で視察しました京丹後市丹後町のライドシェア型公共交通「ささえ合い交通」の実践について紹介します。観光客、インバウンド客の移動サポートもありますが、まずは住民の移動をサポートすることから、車を持たない方、特に高齢者の通院や買い物の自由な移動手段の確保、乗りたいときに即乗れる、またドアからドアなど、交通弱者対策です。運行区域は区域運行で、乗車は丹後町内で乗り降り自由ですが、病院が遠いため、町外の1病院は可能とされています。最近では、国においてもライドシェアについては規制緩和を見直す方向性にあるようです。実施に向けては様々な課題もあるとは考えますが、都市部だけの取組でなく、地方における交通弱者対策としてのライドシェアについて、どのようにお考えなのか、お尋ねします。

○復興政策部政策統括監（緒方竜二君） お答えします。

ライドシェアには、タクシー会社が運行主体となる日本版ライドシェアと、自治体が運行主体となる自治体ライドシェアがございます。いずれも地域公共交通を補完し、住民や観光客の移動手段を確保する有効施策として認識しているところでございます。

日本版ライドシェアは、令和6年4月から条件付きで解禁され、現在は都市部を中心にサービスが展開されておりますが、この9月に国土交通省から地方部での運行可能な曜日や時

間帯の拡充、供給車両数の上限の拡大など、規制緩和が発表され、タクシー事業者の運転手不足の解消策として期待されております。

一方、自治体ライドシェアは、地方自治体の主導により、地域のニーズに特化したサービス、例えば交通空白地や公共交通機関が不足している地域にお住まいの高齢者や、車をお持ちでない方の移動手段確保のため導入されている事例がございます。

本市における持続的かつ安全快適な移動サービスの提供の実現に向けて、引き続き国会等での議論や他の地域における動向を注視するとともに、地域の交通事業者をはじめ、関係者の皆様と議論を重ねてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君） 先ほど言いました丹後町ですね、車を持たない方、特に高齢者の病院の通院や買い物事由、移動手段確保、乗りたいときに即乗れるとか、料金が最初の1.5キロメートル480円、あとはキロメートルごと120円増すと。ただ、ドライバーの方がやはり御高齢の方で63歳、平均年齢が上ってるんですね。ですから、年齢制限はされているようです。75歳まで。私でしたらあと3年あるんですけど、制限されてます。それからドアツードアですね。高齢者の免許返納の促進にもなると捉えていらっしゃるようです。と、ここは行政からの補助金がないんです。行政コスト負担ゼロ、補助金なく運行されてます。一番金がかかるのが保険らしいです。保険が大変らしいです。そういったのが研修に行ったときにいろいろと学ばせていただきました。

そこで、やはり課題は、民業圧迫にならないことです。富山県南砺市においては、実証実験として運行時間9時から15時30分までを設けて取り組んでおられます。富山県南砺市ですね。いずれにしても、タクシー・バスなどの事業者との調整が不可欠です。言い忘れましたけど、ここの丹後町は、幸か不幸かタクシー会社が撤退して、なかったんです。利用者目線を原点に、利用者、タクシー・バス等の事業者、運行主体の関係者間でウィン・ウィンとなる制度構築、支援策が求められると思います。

先ほど言いましたように、乗合タクシー制度にも、しっかりと取り組んでいただいています。これについては本当感謝しながらも、ますます進んでいく高齢化社会に伴い、交通弱者の増加になります。ぜひ、持続的で安心快適な移動サービスの提供が実現できますよう、強くお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時43分 散会

令和6年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第3号）

令和6年9月11日 水曜日

1. 議事日程第3号

令和6年9月11日 午前10時 開議

- 日程第1 議第60号 令和6年度人吉市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第2 議第61号 令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議第62号 令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第63号 令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第64号 令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第65号 令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第66号 令和5年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第8 議第67号 令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第9 議第68号 人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第69号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第70号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第71号 人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議第72号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第14 一般質問

1. 豊 永 貞 夫 君
2. 徳 川 禎 郁 君
3. 平 田 清 吉 君

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり

3. 出席議員（15名）

- 1 番 川 上 紗智子 君
- 2 番 松 村 太 君

3番	徳川禎郁君
4番	池田芳隆君
5番	牛塚孝浩君
6番	宮崎保君
7番	大塚則男君
8番	平田清吉君
9番	井上光浩君
10番	豊永貞夫君
11番	西信八郎君
13番	本村令斗君
14番	田中哲君
15番	福屋法晴君
16番	宮原将志君

欠席議員（1名）

12番	村上恵一君
-----	-------

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡隼人君
副 市 長	小林敏郎君
教 育 長	志波典明君
総 務 部 長	永田勝巳君
復興政策部長	溝口尚也君
復興政策部政策統括監	緒方竜二君
市 民 部 長	井福浩二君
健康福祉部長	松尾美紀君
経 済 部 長	渕上聖也君
復興建設部長	立場康宏君
総 務 部 次 長	日下部伸樹君
総 務 課 長	那須裕史君
秘 書 課 長	池下英治君
水 道 局 長	羽田野将央君
教 育 部 長	前村洋宣君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	栗原	亨君
庶務係	長	丸尾	亜紀子君
議事係	長	栗須	順也君
書	記	税所	昭彦君

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

なお、12番、村上恵一議員より欠席届が提出されております。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

発言の申出

○議長（宮原将志君） ここで7番大塚則男議員から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。大塚則男議員。

○7番（大塚則男君）（登壇） おはようございます。

一般質問の前に時間をいただき、誠に申し訳ございません。

昨日の私の一般質問のヒノキブランド化推進補助金についての項目で、「大畑町の市有地中核工業用地」と申し上げましたけれども、正しくは「上漆田町の中核工業用地」でございました。

訂正をお願いできればと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮原将志君） ただいまの発言訂正につきましては、許可することといたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。10番議員の公明党の豊永貞夫です。

今回は、3つの項目で一般質問を行ってまいります。

1つ目はリチウム蓄電池等の小型充電式電池の回収について。もう1つは高齢者支援について。3つ目は男女共同参画社会の推進についてと女性防災担当職員及び女性・子供・高齢者の備蓄用品についてであります。

まず初めのリチウム電池等について質問をいたします。

本市は9月4日から資源ごみの出し方で、プラスチックごみを分別して出すモデル事業が開始されました。脱炭素社会へ向けて2022年3月にゼロカーボンシティ宣言を行っている本市は、令和7年度から市内全町内の実施を予定されています。環境破壊防止の一環としてリ

サイクルするために現在はモデル町内だけの取組ですが、私も分別は賛成で来年度からは実践していきたいと思います。ただ、現在の各家庭から出るごみの分別作業でさえ煩雑で燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみを分別せず、少しならいいだろうと混在して出してしまう家庭も少なからずあるようです。ほとんどの家庭が分別して出していますが、来年度からのプラスチックごみ分別に対して理解を深める今後の啓発、情報発信が大切になってくると思います。ここ近年の問題として、モバイルバッテリーなどに使用されるリチウム蓄電池の発火による火災事故があります。リチウム蓄電池を使用した電化製品を廃棄物として処理する上で、収集運搬時や処分時にパッカー車や廃棄物処理施設等で衝撃が加わった際に発火する事故等が全国で多発しています。環境省によりますと令和4年度にごみ処理施設やごみ収集車でリチウム電池が原因で火が出たと疑われるケースは4,260件、発煙、発火を含む件数は1万6,517件に上りました。令和2年、埼玉県上尾市で起きた火災では、不燃ごみの処理施設が9か月余り使えなくなり、他の自治体や民間ごみの処理を委託する必要が生じ、修理費用と合わせて損害は5億3,000万円余りに上ったとの報道もあっています。

現在リチウム蓄電池は多くの電化製品に使用されています。スマートフォンやワイヤレスイヤホン、携帯扇風機、加熱式たばこの本体など、充電式の電子機器に幅広く内蔵されるようになり、ごみ収集車や処理施設で押し潰されたり、破断したりすると発火するため火災につながりやすいことが分かっています。各自治体による取扱いも様々で、リチウム蓄電池使用製品については、市区町村による回収をする場合や資源有効利用促進法に基づく製造事業者等による回収、また小型家電リサイクル認定事業者による直接回収が行われている自治体が多いようです。

現在本市のごみの出し方としてモバイルバッテリー等に使用されているリチウム蓄電池の取扱いはどうされているのか。ごみ収集所に出されていた場合の対応と回収はされていないと思いますが、確認の意味でお尋ねいたします。

○市民部長（井福浩二君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

リチウム蓄電池及びその使用製品、こちらにはモバイルバッテリー等も含まれますが、以下リチウム蓄電池等と申し上げます。このリチウム蓄電池等につきましては、本市としましては発火等の危険性を認識しておりますので、火災事故等防止の観点からも市の収集対象とはしておりません。そのためリチウム蓄電池等を廃棄する際は、排出者が自ら適正に処理していただくために、まずは購入店や家電量販店にお尋ねいただくよう、市ホームページやSNS、衛生員連合会だより等で周知啓発に努めてきたところでございます。

また、ごみ集積所に出された場合は、排出者に対し収集できない旨を注意シールでお伝えし、ごみを出し直していただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 出されていた場合は収集しない旨のシールを貼ってリチウム蓄電池等を分別して出し直させる対応、リチウム蓄電池は回収していないので、電器店等を持って行くようにしていく必要があります。ごみ収集業者に訪問し、リチウム電池の状況をお尋ねしました。最近燃えないごみの中にリチウム蓄電池使用の電化製品が紛れ込んでいることが多くなったそうで、目視で確認できるものはシールを貼って収集はしないそうですが、気づかずに収集してしまうことがあるそうです。本来ごみの集積所には出せないはずのモバイルバッテリーなどを含むリチウム蓄電池製品が出されている現状があるようですが、クリーンプラザとしては、本市を含む10市町村分のごみが集まりますが、リチウム蓄電池等の収集はされていないと記憶していますが、確認のためにお尋ねします。取扱いについてお尋ねします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

本市と同様にクリーンプラザにおきましても、施設における火災や爆発等の重大事故につながる恐れがございますので、リチウム蓄電池等につきましては、搬入できないものとして取扱いをしております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） リチウム蓄電池使用の電化製品が燃えないごみと一緒に出されている場合、クリーンプラザに搬入されてしまう場合が少なからずあるようですが、クリーンプラザでのリチウム蓄電池製品などの処分はどうされているのか。また、年間どれくらいの量がこれまで搬入されているのかお尋ねします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

ほかのごみに紛れて搬入された場合、まずはクリーンプラザにおける選別作業により使用製品の中からリチウム蓄電池が取り外されます。その後資源有効利用促進法に基づきリサイクル活動を行う一般社団法人 J B R C を通して回収、再資源化が行われます。J B R C を通した処理につきましては、令和5年度から開始されており、それ以前は別の再資源化事業所により他の乾電池等と合わせた形で回収、再資源化が行われてきた経緯がございます。

年間の搬入量でございますが、クリーンプラザで選別作業を行う時点で、人吉球磨管内の他町村のごみが混入しておりますので、本市のみの数量を確認することは困難でございます。またほかの乾電池等と合わせて処理されていましたが令和4年度以前は内訳の把握がされておられませんので、現在把握できている数量といたしまして令和5年度の選別後のリチウム蓄電池の数量が人吉球磨全体で約250キログラムとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 令和5年度分で250キログラム、相当な量だと思います。先ほど J B R C と言われましたけれども、それだけだとちょっと分からないと思うんですよね。ちょっ

と調べました。J B R Cというのは、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき小型充電式電池の再資源化に取り組む一般社団法人ということであります。そこにクリーンプラザは出されているということでもあります。先ほど250キログラムかなり多うございます。クリーンプラザに聞いたんですね。人吉分は大体どれくらいか分からないと言われましたけれども、大体4割から5割は人吉分だということで、人口比にしてそういった答えが出てきました。一番心配されるのは火災の発生であります。埼玉県で発生したような火災になった場合、大きな損害が発生してしまいます。これまでリチウム蓄電池等が原因で発煙、火災など発生したことはあるのかお尋ねします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

収集時におきましては、令和2年度にパッカー車の回転部分から発煙した事例が1件ございます。このときは発見が早かったため車両火災までには至っておりません。クリーンプラザにおきまして令和5年度にリチウム蓄電池等が原因とみられる発火及び発煙の事例が2件ございますが、施設内の消火設備により火災までには至っておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 2件というふうに答弁がありました。大ごとにならなくて良かったんですけれども、先ほど事例として埼玉県の上尾市で火災が発生して9か月稼働できなくなって、5億3,000万円ほどの損害が出たということがありましたので、やはり火災が一番怖いということでもあります。

現在ですね、ごみも名前を出してごみ出しをされていますけど、燃えないごみの中にリチウム蓄電池の電化製品を知らずに気づかずに入れて出されてしまって、もし火災が発生した場合、損害が出る大きな火災の場合は、法的な責任は個人にはあるのでしょうか。お尋ねします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

廃棄物の処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例におきまして、排出者は廃棄物の適正な処理に関し市の施策に協力しなければならないことが規定されております。

したがって、本市が収集対象としていないリチウム蓄電池等を不適切に排出し、それが原因で火災事故等が発生した場合、排出者は責任を問われる可能性がございます。しかしながら、発火及び発煙等につきましては、パッカー車や破碎機にかけたときに発生するケースがほとんどであり、その時点で排出者を特定することは困難であるため、火災等が発生しても責任を追及できていないのが現状と認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 責任を問われる場合があるということでもあります。処理時点では誰のか分からないということでもありますけれども、そうした場合はかなりの損害をやはり市としては、こちらだとクリーンプラザですけれども、損害が出てくるということでもありますので、市の持分もまたその分が出ていくということでもあります。そういう責任が問われることがあるということであるならば、ごみに出さないように啓発して、一人一人が出さないという意識を変えていくしかないと思います。令和5年4月8日に、環境省より都道府県へリチウム蓄電池等に起因する廃棄物処理施設等における発火事故等の防止についてという事務連絡が発出されております。分別廃棄の重要性を訴える啓発動画やポスターなどの広報素材が提供されています。自治体によって回収方法が異なるリチウム蓄電池の分別回収には、これまでに以上に強力な周知・広報が必要と考えますが、本市の考えをお尋ねします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

近年リチウム蓄電池等を使用した製品の普及が進む一方で、不適正な処理による火災事故等が全国で多く発生していることから今回議員のほうから御指摘いただきましたが、自治体による周知がいかに重要であるか改めて強く認識したところでございます。これまで市としてもホームページ等で周知してきたところでございますが、今後につきましては、国が提供する普及啓発ツールの活用や、人吉市衛生員連合会との連携による啓発看板等の設置、出前講座を利用した啓発活動、新聞等のメディアも活用するなど多角的な情報発信に努めてまいりたいと存じます。また、収集業者やクリーンプラザとも連携した周知の強化に取り組み、不適正な排出者に対する指導も強化してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 広報は大切だと思います。先ほど発出された環境省からのやつですね。リンクが貼ってありまして、そこに飛ぶと1分から4分程度の動画があります。これは児童向けの動画と大人に向けての動画、リチウム蓄電池等に関する動画で危険防止あるいはどういう出し方、どういう取扱いかが分かりやすく出ておりますので、そういったものをちょっと利用して啓発に取り組んでいただければと思います。

ちょうど今月の広報ひとよしの中に衛生員連合会だよりで、ごみの出し方として資源ごみとして出せないプラスチック類の中に発火による危険性があるということでモバイルバッテリーとかも図が入って書いてありました。また特に重要として囲んであるんですね、
「リチウムイオン電池が使用された製品は、発火する危険があります。集積所には絶対出さないでください。」というチラシが入っておりましたので、こういうのを見た方は気づかれると思いますので、これを見られてない方に対しての広報というのは、やはりぜひ強く情報発信をしていただきたいと思いますので、これは強く要望をしておきます。この件については終わります。

次に、軟骨伝導イヤホンの導入についてであります。ちょっとがらっと話題変わりますけれども、現在高齢化の進行に伴い、耳が遠くなり会話が聞こえづらい難聴者の方が年々増加している現状があるようです。実際聞こえづらくなると人や社会とのコミュニケーションを避けがちになっているのではないかと思います。また、耳から脳に伝達される情報量は極端に少なくなり認知症発症のリスクは高まると言われています。そこで今回耳の聞こえづらい方への市役所窓口対応の新たな施策として、耳の周囲にある軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導イヤホンの導入を提案するものであります。今から15年前の2009年に提案して設置していただいた耳マーク以来の全難聴者支援についての質問です。今回も提案したいと思います。

まず市役所での来庁者の中で高齢者で耳が聞こえづらい方も来庁されているため、窓口で大きな声での対応となってしまうこともあるのではないかと思います。そういった耳の聞こえがよくない、聞こえづらいといった来庁者に対して、現在窓口ではどのような対応をされているのか、筆談等はされていると思いますが、現在の対応をお尋ねします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） おはようございます。お答えいたします。

耳が聞こえづらい高齢者に対する窓口での対応でございますが、平成19年9月議会の一般質問で、議員から耳マークを御紹介いただき、その後本市窓口へも設置をしているところでございます。

また市民課におきましては、令和4年度から窓口案内システムを導入しており、難聴者に限らず全ての方に対しまして、受付時に発券機で出力しました呼出し番号を音声での案内に加えまして、呼出しモニターで表示をし、窓口へ御案内をしているところでございます。

現在の窓口での対応といたしましては、議員おっしゃいますようにゆっくり、大きな声での対応でございますが、それでも聞き取りが困難な方に対しましては、筆談で対応しているところでございます。来庁者への対応につきましては、相手の立場に立った親切、丁寧な対応ができるよう接遇の向上を目指して取り組んでいるところでございます。今後も来庁者に御満足いただける対応ができるよう取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 様々に対応はされているようです。今回提案する軟骨伝導イヤホンとは、どういったイヤホンなのかというと、従来の補聴器や骨伝導型のものとは異なる仕組みの新しいタイプの補聴器であります。骨伝導のものよりは、音が大きくクリアに聞こえる特徴があります。軽く当てるだけで利用ができるため、骨伝導型と比べると装着時の痛みが少ない。通常のイヤホンのように耳穴を塞がない上、左右のイヤホンの音量を個別で調整できるようになっており片耳でも使えます。また、イヤホンは集音器とセットになっている上、雑音を取り除く機能があり、小さな声もはっきりと聞こえることができます。耳の穴に直接

挿入しなくていいので、比較的清潔で音漏れせず、プライバシーも保てます。6月から導入されている八代市では、耳が聞こえづらい来庁者の対応をするために軟骨伝導イヤホンを障がい者支援課と市民課の窓口へ配置されています。宇土市でも4月から市民課へ導入されています。私は先週、八代市役所へ行き、軟骨伝導イヤホンを体験させていただきました。耳に入れ込むのではなく、耳の軟骨へ当てただけで小さな声もクリアに聞こえました。音量も調整できるので、聞こえの程度に合わせて調整ができます。普通のイヤホンみたいに耳に当てるんですけれども、ちょっと担当の方が小声で話してもらったんですけども、クリアに聞こえたんでびっくりしたんですけれども、そういった機器が今度出たということでやはり人吉でも入れてほしいという思いがあります。これまで八代市では、本市の対応と同じで耳が聞こえづらい方には、耳元での会話や筆談等で対応されていましたが、筆談は時間がかかり大きな声では個人情報や周囲に聞こえてしまう恐れがあったりということでありました。このイヤホンを使うと大声を出さずに会話が進み、プライバシーも保てるということでもあります。費用は1台で1万円から3万円程度ということでもあります。利用された方の声としては、相手の声がよく聞こえるという感想が寄せられたそうです。本市窓口にも老眼鏡と同じように、まずは高齢者支援として試験的に軟骨伝導イヤホンを設置し、必要な方に使っていただくようにしてはどうかと考えますが、導入についての考えをお尋ねします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

大きな声での対応になりますと議員がおっしゃいますように、個人情報をはじめとするプライバシー保護の観点から課題があるのも事実でございます。御提案いただきました軟骨伝導イヤホンの設置につきましては、軽度26デシベルから40デシベル、もしくは中等度41デシベルから55デシベルの難聴で補聴器を使用されていない方にとりまして、有効な方法であり期待できるものと考えております。先行して導入をされております自治体の状況など情報収集を行いながら、まずは高齢者支援課窓口への試験的導入につきまして検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 今の答弁は試験的に入れるというふうに受け取っていいかと理解はしました。ぜひですね、高齢者支援に対してこういった機器を使用することで窓口の利便性を高めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この件については終わります。

次に、男女共同参画社会の推進についてと女性防災担当職員及び女性・子供・高齢者の備蓄用品についてであります。

男女共同参画社会とは男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社

会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会です。これは男女共同参画社会基本法第2条で1999年、平成11年6月23日に公布、施行されております。

また、これを基に本市では、平成22年6月25日付で人吉市男女共同参画推進条例を制定されました。基本法から25年、本市の条例から14年が経過しましたが、そこでまずお尋ねしますが、本市の男女共同参画推進についての基本的な考えをお尋ねいたします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

我が国の日本国憲法におきましては、基本的人権の一つとして個人の尊厳と男女の平等がうたわれております。しかしながら、家庭や職場における固定的性別、役割意識や家庭と仕事の両立の難しさ、性別による差別の制約など、社会全体においていまだ多くの課題が残されており、さらには昨今の少子高齢化や地域社会の変化をはじめとした社会の急速な変化への対応が求められております。さらに世界中で猛威を奮った新型コロナウイルスのパンデミックは家庭内の役割分担や仕事と家庭の両立といった課題を浮き彫りにし、男女共同参画の必要性を再認識させました。このような状況におきましては、男女がお互いの人権と多様性を尊重し、あらゆる分野において性別にかかわらず対等に協力し、その個性と能力を発揮することができる社会の実現が重要であると考えております。また今後本格的な人口減少社会に突入することによる将来の労働力不足への懸念、多様な人材の確保に対応するためにも、女性のあらゆる分野での活躍が求められております。国及び県におかれては、女性の活躍を主要施策として位置づけ、働き方改革、防災、復興分野における女性の参画拡大などを促進するとともに、人権の尊重と健康に配慮した社会、女性に対する暴力の根絶などの施策も推進されているところでございます。本市におきましても、これが国・県の動向や社会情勢の変化を踏まえ、第6次人吉市総合計画後期基本計画へその趣旨を位置づけるとともに人吉市男女共同参画推進条例に基づき、市民・事業者の皆様と一体となって男女共同参画社会の実現に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 基本的な考えはすばらしい内容だと思います。そういった意味では、この基本的な考えを基に、これまでの男女共同参画を推進するために、本市としてはどういった活動をされていたのかをお尋ねいたします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

本市では平成22年に人吉市男女共同参画推進条例を制定し、平成30年には人吉市男女共同参画基本計画の第3次基本計画を策定しております。この第3次基本計画におきましては、個人が尊重されるまちづくり、社会と家庭をつなぐまちづくり、市民との協働で開くまちづくりの3点を基本目標に掲げ、全46項目の主要施策を定めまして、これまで男女共同参画社会づくりに取り組んでまいりました。

今年度の具体的内容の中から申し上げますと、男女の人権尊重の分野では、去る7月8日に西瀬小学校の家庭教育学級において、多様な性を考えるをテーマに性の多様性の正しい知識と理解を目的とした講演会が実施されました。当日は児童及びその保護者の方など幅広い年代の方が参加され、男女共同参画の視点に立った人権教育及び啓発につながったものと考えております。

また、仕事と家庭その他の活動の両立支援の分野では、毎年10月に市内小中学校を学校休業日とした「家族の時間づくり」プロジェクトを実施しておりまして、市民や事業所に対しワーク・ライフ・バランスの定着を目指す取組を平成24年から行っております。今年は10月9日に実施することとし、園児や児童・生徒の保護者の方々への周知とともに各事業所等に対しましても従業員等の有給休暇取得の奨励につきまして御理解と御協力を呼びかけているところでございます。

さらに暴力、虐待、ハラスメント等の根絶の分野では、広報ひとよしや市ホームページを活用し、職場や地域、家庭等あらゆる場面でのハラスメント等の防止及び相談窓口の周知に努めているところでございまして、その他、各課、局が所管する事務事業に男女共同参画の視点を盛り込みまして全庁的に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 様々な取組でですね、講演取組をされているのが分かりました。答弁でも男女共同参画の視点でということを強調されておりましたけれども、これまでの開催された各会議、審議会等で、女性委員の参加率というのはどれくらいなのかをお尋ねします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

本市の地方自治法に基づく審議会等の附属機関における女性の登用状況は、令和6年3月末現在で約18%でございます。第3次人吉市男女共同参画推進基本計画におきまして審議会等委員に占める女性の割合の目標値を30%としておりますが、現状では目標値を下回っている状況でございます。審議会によっては目標値の30%を大きく上回るものもございますが、特に防災や防犯、農林業、土木分野等におきましては、審議会の性格上、専門機関や学識経験者など推薦を依頼する団体において代表者を含め全体に占める女性の比率が低くなっており、女性が推薦されにくいことが要因の一つであると推測されるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 18%でですね、やはり低いように感じました。「先日行われた全員協議会の中で」人吉市復興まちづくり推進体制の説明を受けましたけれども、推進会議のメンバーの選任について各議員から厳しい意見や様々な質疑がありました。その中で私は女性のメンバーが一人しかいないので、その理由をお尋ねしましたが、答弁では「本来男女共

同参画の視点から女性のメンバーもある程度の人数を入れなければと考えますが、今回は各団体からの推薦をいただいてのメンバーです。」という答弁だったと思います。私が感じたのは審議会等でメンバーを選任する際、男女共同参画推進を意識して選任していないのではないかと感じました。断っておきますけども、今の復興まちづくりのメンバーの方がだめだと言っているわけではありませんので、御承知おきください。

先ほどの答弁では男女共同参画の視点での取組をされているとの答弁もありましたけれども、様々な審議会の中で女性の視点での意見を取り入れることは大切だと思います。各会議等の内容によっては、先ほど答弁もありました目標の30%を超える会議もあるようだけれども、今回の選任についてはその視点が見られません。選任について前例を踏襲しているのではないかと考えますけれども、その点についてお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） 皆さん、おはようございます。お答えをいたします。

今般設置をいたしました人吉市復興まちづくり推進会議は、本市の復興事業に関わる意思決定機関として、人吉市復興まちづくりデザイン会議から提案をされる公民連携の復興事業に対して、地域の意見や様々な専門的見地を踏まえて御審議、御承認をいただく機関と位置づけております。このような趣旨から当推進会議はできるだけ多様な各種団体の代表者等に御参画いただく必要があると考え、地域団体代表や防災関係者、公民連携により民間頭首を呼び込む観点から商工観光関係者、地域の歴史文化に識見を有する方々、将来のまちづくりを担っていただく観点からPTA関係者や青年会議所などに御参画をいただいたところでございます。

なお選任にあたりましては、各団体の代表者等へ御依頼をし、御推薦いただいた方を委員として選任をさせていただいたところでございます。議員御指摘のとおり男女共同参画を推進するために、女性委員の割合を増やし女性ならではの視点を復興まちづくり事業に取り入れていくことが重要であると認識をしておりますが、各団体の役職者等に占める女性の割合がそれぞれ異なり、今回のような選任結果になったものと認識をしております。

つきましては、委員の均等な性別構成に苦慮しておりますことへの御理解をお願いする一方で、結果として男女共同参画推進の趣旨に沿った構成となっていないことにつきましては、重く受け止めさせていただきたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 今回はですね、各団体からの推薦ということで、やはり代表者の中に女性がいなかったというのもあるんでしょうけれども、私は復興まちづくり事業だからこそ様々な分野の方が選任されて、女性の方も、女性の視点も必要だと思っております。今からでも女性の委員を追加してもいいんじゃないかと思えますけれども、追加できるのかをお尋ねします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

人吉市復興まちづくり推進会議の役割や設置の目的などを踏まえまして、幅広く様々な分野の団体から御推薦をいただいた代表者等に御参画いただいた経緯とともに当会議自体が発足間もなく、まだ第1回会議を開催したばかりという状況でもございます。そのため現時点においては、新たな団体等の追加もしくは構成団体から追加で委員を御推薦いただくことは考えてはおりませんが、一方で男女共同参画推進の重要性は十分に認識しておりますので、次回改選時における検討課題として女性委員の割合を増やすことにつきまして、できる限り配慮してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 理解しました。これ以上は言いません。次回にはぜひ検討していただきたいと思います。要望しておきます。男女共同参画社会において、お茶の水女子大学名誉教授の石井クンツ昌子先生が男女共同参画が進まない理由と題してコラムを出されていしました。

紹介しますと抜粋ですけれども、多くの自治体で男女共同参画社会についてパネル展や講演をしているが関心度が低い。また、世界経済フォーラムのグローバル・ジェンダー・ギャップ・レポートで2024年版の日本のジェンダー・ギャップ指数は、世界146か国中118位で低い。ちなみに韓国は94位、中国は106位でした。

日本の男女共同参画が達成されない理由として、社会全体において男は仕事、女は家庭という固定的な性別役割分担意識、つまり無意識の偏見、これを英語でアンコンシャスデバイスというふうに先生は紹介されております。が、根強く存在しているからだと言われていします。男女共同参画を実現する上で最大のハードルになっていると思うというコラムでございました。

私も同感で、根底には無意識的に男女共同参画の視点では見ていないのではないかと思います。そうであるならば、意識的に男女共同参画の視点で会議等の人選も決めてははいかがでしょうか。

ちょっと視点を変えまして質問をしたいと思います。

今年元旦に発生した能登半島地震でも避難所の環境が問題となりました。避難所生活の中で女性や高齢者から困ったことなど様々な御意見があり、特に女性ならではの視点から避難所生活の改善点など多く要望が寄せられました。内閣府の避難所運営ガイドラインでは、避難所運営委員等を設置し、女性がリーダーシップを発揮しやすい体制を確立することや避難所の運営において女性の能力や意見を生かせる場を確保することが示されています。男女共同参画の指針では、避難所運営のリーダー、サブリーダーを3割にすることを目標としております。また、自治体職員の防災担当職員に女性を積極的に登用することが示されてお

すが、全国では現実的にはなかなか進んでいない状況のようです。この件については昨年徳川議員も女性登用について要望されておりました。国は2011年12月に防災基本計画を修正し、避難所での女性への配慮も盛り込まれました。さらに2013年には、防災に関する男女共同参画の指針を策定し、2020年にはその改訂版となる男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインを作成しました。

取組のポイントとして、1つは避難所で男女別の物干し場や更衣室を設ける。2つ目が避難所運営のリーダー・サブリーダーの3割以上を女性にする。3つ目が自治体の防災担当職員への女性の採用、登用を促進するなどが挙げられています。

最近の国の調査で、2023年12月31日時点で全国1,741自治体中、1,738市町村の防災危機管理部局における女性職員の比率は11.5%にとどまっており、5割を超す966自治体では女性職員はゼロであります。また、地域防災計画を審議する都道府県の防災会議に占める女性委員の割合は平均で22.2%、2012年の4.6%からは大きく改善されましたが、国が目標とする30%には届いていない現状が公表されています。本市では、本年の5月に人吉市防災会議と水防協議会が開催をされましたが、会議に女性は何名参加されたのかお尋ねします。また、本市の防災課の職員で女性の職員はおられるのかお尋ねします。

○総務部長（永田勝巳君） 皆様、おはようございます。私のほうからお答えをいたします。

令和6年度における人吉市防災会議、人吉市水防協議会の委員のうち女性の参画はそれぞれ2名となっております。次に、防災課に配置されている女性職員につきましては、令和2年度には1名配置をしておりましたけれども、現在は配置がないところでございます。それから先ほど災害対応関係でのところで、議員のほうからもお話ございましたけれども、災害対策は当然組織として行ってまいります。それぞれ支部等を設置する場合には、現在支部長の中にも女性はおりますし、また救護関係のほうも所管の責任者は女性が務めているということで所要所所の職員の配置には努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 最後に答弁いただいたのは、昨年徳川議員の質問の中でも答弁をいただいて、数値的にはちょっと理解をしているところです。そういった面は女性の登用というのは、人吉市は進んでいるというふうには思いますけれども、先ほど答弁ありました女性の職員はゼロということで、いろんな理由があるとは思いますが、先ほど全国の調査の中で防災危機管理部局での女性職員の調査で、今答弁でありました人吉市はゼロでした。本市を含む自治体、29自治体、熊本県ですね。本市を含むほかの自治体29自治体がゼロ人、13自治体が1人ずつ配置、熊本市でも職員数24人中3人が女性、熊本市でさえ3人です。一つの市では8人中2人が女性ということでありました。ただ、その調査の中で山江村だけが職員7人中4人が女性の職員が配置されています。そういった調査結果でありました。

調査項目で職員に対して、男女共同参画の視点からの防災をテーマにした研修・訓練を実施するにあたり、どのような取組を行いましたかという問いに対しまして、本市はしていないという回答、山江村では取り組んだに丸をされていて、具体的には男女共同参画部局、防災危機管理担当部局以外の災害対応を行う部局、福祉、教育、保健担当等の職員が参加した。また災害対応本部となる防災担当班に積極的に女性職員を配置し、男女共同参画の視点を意識した防災訓練を実施、ということでありました。そういった調査がされております。

先ほど答弁ありました本市でも、現場においては女性を登用されているのでその辺は安心したんですけども、先日山江村に訪問して担当者に状況をお伺いしました。山江村では総務課7人全員が、先ほど言った防災危機管理も兼ねているということで、総務課全体がそういった部署だということで、その中に女性が4人いらっしゃるということであります。つまり会議等にも参加されて、女性の視点で意見を出されているということでもあります。防災の責任者は男性でしたけれども、男性では気づかない部分をその女性職員の方が発言されて非常に助かっているということも言われておりました。女性の視点は災害への備蓄用品にも影響します。2022年の国の調査では、防災担当の女性職員が1割以上の市町村はゼロの女性職員の市町村に比べ女性や乳幼児向け用品、介護用品の備蓄割合が高い傾向が見られました。避難所においては女性が避難所運営に関わることによって、今回の能登半島地震の避難所になっている珠洲市内の小学校では、女性看護師の提案で下着や紙おむつといった支援物資を保健室に置き、女性民生委員を交代で常駐する対応をとった結果、女性避難者から人目を気にせず用品を取りにいかれたという声があったそうです。令和2年7月豪雨を経験し様々な要望に対して丁寧に対応されていますけれども、現在、女性や子供、高齢者が必要とされる備蓄用品の状況についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

災害時における現在備蓄している物品でございますが、女性や乳幼児用の備蓄品といたしまして粉ミルクや液体ミルク、ベビーランチ、白がゆ等を消費期限に応じて入替えをしております。また、紙おむつ、生理用品、大人用・子供用の下着、授乳される際に使用できる授乳用チェアなどを備蓄しております。高齢者が必要な備蓄品といたしましては、健康管理に必要な血圧計や体温計、ポータブルトイレなどを備蓄しております。また、授乳やポータブルトイレを使用する際に、プライベートな空間が確保できるようなテントを備蓄しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 最後に市長に質問したいと思います。

これまで質問した中で、女性の視点での考えというのは大体分かったんですけども、その意見を取り入れるためにもまた男女共同参画推進を加速させる必要があると思いますけれ

ども、最後に市長のお考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えをいたします。

男女共同参画の観点から様々な施策等の決定過程において、男女が共に参画することは男女共同参画社会の実現に向けた第一歩であり、多様な視点や価値観を反映した社会の実現につながりますことから、特に審議会等の附属機関における女性委員の登用は必要不可欠であると認識をしております。

内閣府によりますと全国自治体の地方自治法に基づく審議会等附属機関の女性登用状況は、全国的に年々増加しているものの依然として男性に比べて低い状況が続いており、全体として女性の比率は30%前後にとどまっていることが多いようでございます。国は第5次男女共同参画基本計画において、審議会等における女性の比率を40%以上にすることを目標としており、この目標は男女共同参画社会の実現に向けた重要なステップと位置づけられております。

先ほど本市の女性登用の比率が低い状況が報告されましたが、今後各所管課における審議会など附属機関の委員の改選に際しましては、各団体へ女性委員を御推薦いただけるよう要請することや、公募による女性委員の募集等の検討を行うなど多種多様な施策等の決定過程において、効果的に女性の参画が確保され、またリーダーシップを発揮いただける環境を構築することで、男女共同参画社会の実現に向けた施策をさらに推進してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君） 今市長が答弁していただいたとおり実施していただければ、男女共同参画推進も進むと思われますので、ぜひその点についてはよろしく願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） おはようございます。3番議員の徳川禎郁です。

今回の台風10号は、非常に遅い速度で日本列島を縦断、時には横断する形となり各地で甚大な被害が発生しました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。本市においても球磨川のライブカメラから目が離せない状況が続きましたが、幸いなことに大きな被害はなく安堵しております。災害対策本部や避難所運営など御尽力いただきました職員の皆様には、心から感謝を申し上げます。

今回よりこれまでの福祉避難所7か所に加えて、新たに聴覚障害者、視覚障害者のための避難所が開設されました。この設置に至るまで障害をお持ちの方々や、またそのサポートをする方々と福祉課との直接の意見交換会や話し合いが幾度となく行われ、今回の避難所開設となりました。偶然にも台風10号による避難所開設の前日にサポートの方々への生活支援に関する説明会が開催され、翌日には実際に避難所が開設されました。8月28日には、聴覚障害者の方々、6名が避難され手話通訳者も常駐するという体制が整いました。このような体制は熊本県では初めての取組であり、日本全体でも前例がほとんどないのではないかと考えられています。これまで迷惑をかけるからと避難所への避難をちゅうちょされていた方々が、避難所へ行こうという気持ちに変わられたことは本当に大きな一歩です。これまでに頂いた御意見を具体的な形にくださった福祉課の皆様、執行部の皆様、そして避難所で対応していただいた職員の皆様に心より感謝を申し上げます。今後も引き続き避難される方々の御意見を受け止めていただき、一層充実した人吉ならではの避難所となるようお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回の質問は2項目です。

1項目めは市道の安全確保及び災害対策について。2項目めは子育て支援についてです。

今回の台風10号では大きな被害はなかったものの倒木や枝葉が原因で、側溝が詰まるなど道路に倒木するなど様々な問題が発生しました。特に道路沿いの民有地から市道に向けて茂りすぎた樹木に関して、被害が発生してから対応する事例が見られます。こうした樹木は通行の妨げとなるだけでなく、電力供給などのライフラインをも危険にさらす恐れがあり、市民の皆様から不安の声が多く寄せられております。本日の熊本日日新聞の朝刊に、先日の熊本市議会での一般質問の記事がありました。「民有地500か所で倒木の恐れ確認」と題して、市が道路沿いなど500か所に近い民有地で倒木や車の走行に危険を与える恐れがある樹木を確認したと書いてあります。2017年6月には、倒木が原因となり男性が死亡されるという事故が起きており、市に4,996万円の支払いを命じる判決が確定している。危険樹木を把握する道路パトロールを強化、パトロールや住民からの相談を通じて、約2年間で市内の民有地482か所の危険樹木を把握したと記事がありました。

そこで本市での対応についてお尋ねしていきます。民有地から市道へと張り出し、建築限界の範囲に侵入し交通の妨げとなっている竹や樹木などの支障木及び危険木の現状把握とその情報収集の方法、本市の現状と管理に関する取組についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） 皆さん、おはようございます。それでは、お答えいたします。

御質問は民有地に生えている立竹木が道路の建築限界の範囲——道路の建築限界の範囲とは道路の安全な通行を確保するため構造物等を配置してはいけない空間として車道で、高さ4.5メートル、歩道で高さ2.5メートルと道路法第30条及び道路構造令第12条で定められております。この範囲に立竹木が侵入し、通行に支障が生じている箇所に対しての市の取組につ

いてでございますが、こういった立竹木の管理につきましては、土地の所有者が管理者でございますことから、土地所有者に適切な管理を行っていただく必要があります。そのため通行に支障が生じている立竹木があった場合には土地の所有者を確認し、樹木を剪定いただくよう依頼文書をお送りし、適切な管理についてお願いしているところでございます。また令和元年から毎年、広報ひとよし5月号に道路に張り出した樹木の管理をお願いする内容の記事を掲載し、市民の皆様に周知を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 広報に掲載されることは、拝見しておりました。さらに個別に文書での依頼を行っているということですが、具体的にどのような方法で道路への支障となっている状況を把握されているのでしょうか。また、文書での通知件数について令和4年度から令和6年度までの具体的な数をお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

土地所有者への支障木伐採の依頼につきまして、職員による道路パトロール及び道路通行時に支障木等を発見された道路利用者からの通報や町内会長並びに近隣住民の方からの御相談などにより、現地確認を行い伐採の必要があると判断しましたら依頼文書の送付を行っているところでございます。

また、文書の送付に当たっては、土地所有者が遠方にお住まいの場合もでございますことから支障となっている現場の状況写真を添付してお送りしているところでございます。文書送付の件数でございますが、令和4年度が14路線で19件、令和5年度が11路線で17件、令和6年度本年度が8月末時点で9路線で19件でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） すでに今年は19件把握をされているということで、やっぱり道路を私たちも通っていて、目に見えて道路にかかっている樹木があるなということは本当に実感しております。それでは、市から依頼文書を送付した後、所有者からの返答状況また市はその後どのような対応をされているのか、具体的な手順を教えてください。併せて文書を送付しても対応いただけない場合や所有者が人吉市外に転出されたり、所有者不明となった空き家や空き地についてどのような対応がとられているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

市からの文書に対しての所有者の方の対応状況でございますが、内容の確認、伐採の対応を行っていただけている状況はこれまでの実績ではおおむね3割から4割程度といったところでございます。

次に、支障木伐採の依頼文書を送付しても御対応いただけない箇所への対応につきまして

は、通行に支障が生じるような緊急性の高い立竹木については、職員もしくは委託業者により除去を行い、道路空間を確保しているところでございます。御対応いただけない所有者の方に対しては重ねての伐採依頼を行っているところでございます。

また、空き家や所有者不明と思われる箇所につきましては、文書を送付いたしましても御対応いただけていない状況でございます。このような場合、御親類や知り合いの方で連絡が取れる方がいらっしゃれば御相談をさせていただき、御対応いただいた案件もございますが、実際には相談できる方も見いだせないことがほとんどでございます。空き家につきましては、所管の地域コミュニティ課と情報共有を図り対象案件がございましたら連携して対処することといたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 人口減少が進み、また高齢化が進む中、伐採の必要があっても機械などの扱いが困難で実行できない方が多く存在されるのではないのでしょうか。どんなに個別依頼をしても対応はなかなか難しい、進まないという現状は理解ができます。そうすると結局度々職員の皆さんが伐採等の対応をされるということになりますね。空き家や所有者不明な土地や水害後特に増えてきているのではないのでしょうか。年々対応は困難になるばかりではないかと思います。

お隣の錦町では、平成29年度から交通安全上支障となる樹木の伐採に対して、上限10万円の補助制度が設けられており、平成29年度は7件の申請で令和3年度が16件、令和5年度が6件、令和6年度はもう既に9件の申請があっているそうです。住民の皆様が積極的に伐採に取り組んでおられることが分かります。

また岐阜県の下呂市や鳥取県倉吉市では、伐採経費の4分の3、上限が20万円だそうです、を補助する制度があり、さらに全国には補助額が10万円から最大75万円に及ぶ事例も見受けられます。これらの自治体では土地所有者だけでなく自治会への助成も行われている事例もあるようです。このような背景を踏まえ、本市でも伐採に対する補助制度を導入することで、土地所有者も自己負担が軽減され、積極的に伐採に取り組むよう促進できるのではないかと考えます。この補助制度の導入についての考えをお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

繰り返しになる部分もございますが、民有地に生えている立竹木につきましては、所有者により適切に管理されておられる方もいらっしゃいますことから、平等性の観点からその土地所有者により適切に管理していただく必要があるものと考えているところでございますが、現実問題として日常の道路利用に支障を来している箇所もございますし、今後高齢化等に伴い敷地の管理が行き届かなくなるケースが増えてくるとも予想されますし、樹木が大きくなると災害の拡大も懸念されるところでございます。

近年、県内自治体におきましても、倒木により災害時の通行に支障が生じる恐れのある立木等の伐採に対して補助金、助成金の交付を行っている自治体がありますことから、平等性の観点、他自治体の交付要件等を把握するとともに財政的な面についても整理をいたしまして、補助制度の採否について今後検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ３番。徳川禎郁議員。

○３番（徳川禎郁君） 樹木の支障木や危険木はすぐに災害につながってしまうということが今の部長答弁でもありましたが、やはりぜひ早急に検討していただきたいと思います。

そこで支障木及び危険木の事前伐採を通じた災害対策について質問してまいります。

今年の台風10号もやはり倒木などの被害があっており、去年の台風13号でも大きな被害が発生しました。これらの災害は台風に限らず、日本全国で頻発しており、その規模がますます激甚化しています。特に台風や大雨の際には、倒木や枝の落下などにより道路が寸断される。あるいは電力供給が途絶するなどの２次災害が多発している状況です。錦町においても今回の台風10号による倒木の影響で８月29日には、朝８時から夕方６時半まで停電が続いたということでした。この暑い時期での停電は住民の命に関わる重大な問題となります。このような事態を踏まえ、支障木や危険木の事前伐採は２次災害を未然に防ぐための極めて重要な対策であり、その重要性が一層高まっていると考えます。

では、送配電事業者、人吉市の場合は九州電力さんになります。災害や停電を未然に防ぐためにどのような連携を取られていますか。また令和３年12月の私の一般質問において人吉市公共施設等総合管理計画の中で道路については、人吉市道路パトロール実施要項に基づき週１回の定期的なパトロール及び異常気象時後の道路パトロールが行われているとのことでしたが、パトロールの際に電線等への影響が見込まれる竹や樹木を発見した場合の本市の対応についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

まず送配電事業者においては、電線近くの枝などが電線に接触する恐れがある場合は、電気事業法に基づき離隔距離の範囲内の伐採を行っているところでございます。市におきましては、道路パトロールの際に立竹木が電線に接触及び接触する恐れがある状況が確認された場合は、速やかに送配電事業者に連絡し対応をお願いしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ３番。徳川禎郁議員。

○３番（徳川禎郁君） パトロールからの送配電事業者との連携は取れているようですが、実際市民の方から情報提供や苦情も多く届いている現状もあります。今年の６月下旬による大雨では、戸越鹿目線において倒木が原因として、電柱の崩壊により全面通行止めとなり鹿目町では停電が発生しました。幸いにも落石防護柵が設置してある箇所であったため倒木及び

電柱の撤去をしていただいたおかげで速やかに通行止めは解除されましたが、このように倒木により電柱が倒壊すると道路の通行止め、停電ということになり、即周辺住民への影響は甚大です。

台風10号による停電は九州全域では18万戸という報道がありました。経済産業省産業保安グループが2021年4月21日に発表した災害対応についてという資料には、各地域における連携を通じた災害対応力の強化が掲げられており、地域における災害対応力を強化するため、都道府県や市町村と電力会社で災害対応に係る連携協定の整備を進め、産業保安監督部が当該連携協定の作成を支援していると記載されています。この連携協定の一例として停電の原因となる倒木の処理や樹木の事前伐採が挙げられています。そこで本市においても事前伐採の重要性をもう一度認識し、一般送配電事業者などとの間で事前伐採に関する協定を結ぶことについてのお考えをお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

倒木に伴う停電、通行止めの発生はその地域にお住まいの皆様にとって大変重要な問題であると認識しているところでございます。現在本市では、令和4年度に九州電力送配電株式会社人吉配電事業所と災害復旧に関する覚書を締結しており、災害発生時には、ライフラインの早期復旧を目的とした道路啓開作業などの対応について取決めをしているところでございます。この覚書において事前伐採に関する事項についての取決めは行っていないところでございます。送配電事業者と地方公共団体の事前伐採についての協定締結の状況でございますが、データが古く申し訳ございませんが、経済産業省の資料によりますと令和2年11月末時点で、協議中の案件を含めて152市町村で全市町村の約1割とのことでございます。総務省が令和6年6月に公表しております資料によりますと、倒木による停電予防のための樹木の事前伐採につきましては、送配電事業者と地方公共団体の役割分担や費用負担が課題となりなかなか取組が広がっていない状況のようでございます。

今後総務省において事前伐採に係る役割分担や費用負担の内容について、調査及び結果の公表等が行われることと思われますので、その動向を見守りたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 2020年12月24日の経済産業省の停電対応の強化に向けた取組の資料に、確かに市町村と電力会社等の連携は全市町村の約1割と書いてあります。多分同じ資料を見ているのではないかと思います。しかしその取組状況の最後に引き続き国としても事前伐採に係る連携事例や送配電線を含むインフラ施設周辺における森林整備等の他省庁との取組を周知し、植物の所有者や地方自治体、電力会社等との関係者間で地域性等を踏まえた事前伐採の取組を推進と書いてあります。また事前伐採の進捗状況には先ほど部長もおっしゃい

ましたが都道府県や市町村と電力会社で連携して行われている事前伐採について開始済み、開始めどが立っているエリアは都道府県と電力会社の連携は5県、市町村と電力会社の連携は40市町村、また開始めどは立っていないが具体的な協議中のエリアは都道府県と電力会社の連携は5府県、市町村と電力会社の連携は112市町村です。県単位では、九州は宮崎県だけが事前伐採開始済み、または開始めどが立っているエリアになっています。九州ではほかは協議は行っているが具体的な協議には至ってはいないエリアだそうです。

やはり県と市町村と電力会社が協定を結んでいるところが多いようです。先ほどの復興建設部長の答弁の最後に総務省の発表の動向を見守りたいと考えておりますとの答弁をいただきましたが、ほかの自治体の取組状況の関係があるのでしょうか。誰を守るための政策なのでしょうか。災害発生時、発生後のための協定はもちろん重要です。それと同時に事前の予防に重きを置くべきではないかと私は考えます。災害により倒木や停電等で影響を受けるのは人吉市民です。影響を受けてからの対応よりも、平時に防災対策を講じることのほうが住民への影響を軽減できることは明らかなです。もちろん予算が伴うことも十分理解しています。この問題は道路河川課だけで解決できるものではないですし、各課が横断的に連携を取り国や県といった行政機関のみならず、配送電事業者などの民間事業者と協力しながら進めていただく必要があると思います。大難を小難に、小難を無難にという視点から支障木や危険木の伐採に対する補助事業の導入を検討するとともに、倒木による停電予防を目的とした樹木の事前伐採を含めた一般送配電事業者との協定を提案し、要望いたします。

では、次に、子育て支援についての質問へ移ります。男女共同参画局の婚姻・離婚件数の年次推移によりますと、令和2年婚姻件数、再婚も含まれますが52万6,000件に対し離婚件数が19万3,000件、令和3年の婚姻数が51万4,000件に対し18万8,000件の離婚件数という報告があります。3組に1組が離婚という現状です。そこで本市での離婚の件数についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

本市に住民票がある方の離婚件数につきましては、集計データがございません。そのため他市町村に住民票がある方が含まれる情報となりますが、本市の市民課窓口で戸籍の離婚届を提出された令和3年度から令和5年度の件数についてお答えをさせていただきます。令和3年度49件、令和4年度43件、令和5年度39件でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 今健康福祉部長がおっしゃったように戸籍での把握ですので、実際に人吉市にお住まいの方の数とは少し違いがあるかもしれません。子ども家庭局家庭福祉課の報告によりますと、離婚前後の相談支援の重要性についてこのように書かれています。子供の心情の理解、離婚後の生活や子育てに関する不安、軽減、同じ境遇にある当事者との交流

などによる孤立感の解消、また養育費や面会交流に関する取決めの促進。一人親になって間もない段階からの必要な支援の提供、養育費の履行の確保などが挙げてあります。いかに離婚前後の相談体制がその後の生活の安定につながるかということです。

そこで、本市における離婚前後の相談体制の現状についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

離婚前後の相談体制につきましては、本市ではこども未来課内のこども家庭センターに相談窓口を設置しております。女性福祉相談員を一人配置し各種相談に応じております。離婚に関する相談の実績でございますが、令和3年度5人、令和4年度7人、令和5年度7人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 相談に来られる方が少しでもおられて安心しました。法務省が未成年時に両親に離婚・別居を経験した20代から30代の男女1,000人を対象に、生活に与えた影響や当時の気持ちなど約80項目を尋ねた初の調査結果では、別居後の生活は金銭面で苦しくなった。若干苦しなくなったが計40.5%という数字が示されております。

子供の権利の確保や行使のために、当事者の負担や利便性と安全性を十分に図りつつ、各段階で適切な離婚前後の相談体制を強化する必要がある一方で、この問題は非常にデリケートですので、相談しやすい体制を整えることが重要だと考えます。そこで、本市においてやむを得ず離婚の選択をされた方々に対する、離婚後の相談窓口や支援体制はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

女性相談窓口の案内につきましては、市役所窓口パンフレットを常備するほか、各所にポスターを掲示しております。また、市広報やホームページ等を通じまして広く周知を図っております。相談支援につきましては、離婚は精神的な負担が大きい問題でございますので、相談者の気持ちに寄り添い、情報提供を的確に行いながら共に考え必要に応じて無料法律相談や法テラス等につなげるなどして相談者が適切に自己決定ができるようサポートしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 相談に来られた方が適切に自己決定できるということが本当に重要だと思います。2020年の7月に、政府のすべての女性が輝く社会づくり本部は女性活躍加速のための重点方針2020を公表され、さらに子供の養育費が適切に支払われているかの効果的な法的支援や解決の在り方等について分析を行うため、地方自治体との連携したモデル事業の実施等の実証的な調査研究が行われました。その中で法務省の令和3年度の委託事業、養育

費不払い解消に向けた自治体における法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する調査研究業務が行われ、全国1,718の市町村の中から5市がモデル自治体として選定され、その5市の中に人吉市が選定されました。ちょうど令和2年7月豪雨災害の後と重なり、モデル自治体としては大変な調査だったと思います。そのモデル事業の中で、養育費不払いについてインターネットを利用した弁護士とのオンライン相談を実施されていたようですが、現在の状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

令和3年12月15日から令和4年2月末日までの間、法務省の養育費不払い解消調査研究事業のモデル事業を実施しております。弁護士による無料法律相談のほか法的支援及び紛争解決支援についての検証を目的といたしまして、関係機関による意見交換会を実施いたしました。現在はモデル事業が終了しておりますので、実施していないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） なかなか市役所で対面での相談がしづらい状況もあると思います。そのような中でインターネットによる相談窓口の設置というのはとても有効だと考えます。法務省の調査研究の報告書には、本市の取組の中でオンラインでの相談窓口、また熊本県弁護士会所属の弁護士複数名がSNS上で情報共有用の専用グループを作成されていたことがとても評価されています。

しかし、どちらもモデル事業終了とともになくなったのはとても残念です。相談実績がなかったから終了したのも理解できますが、それが本当の実態なののでしょうか。では、次に先ほど申し上げました養育費不払い解消調査研究事業においてアンケートが実施されています。当時のその結果についてもお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

令和3年度に実施しました法務省の養育費不払い解消調査研究事業のアンケートでありますが、469人の児童扶養手当受給者にアンケート用紙を送付し、147件の回答がっております。その概要でありますが、養育費を取決めているが71件でございます。取決めの方法につきましては、裁判所の調停によるものが25件、口約束が22件、法律家の関与なしでの書面作成が12件、公正証書によるものが12件、裁判によるものが2件でございました。取決めをしていない理由につきましては、相手に支払う能力がないが41件、どうせ相手は支払わないだろうと思うが41件、相手と関わるのが嫌だが37件となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 回答があった147件のうち養育費の取決めをしていない方が76件、口約束、法律家の関与なしでの書面作成12件を合計すると109件が法的な取組ができていない

状態です。この情報を持った上で、本市におかれては現在養育費に問題を抱えられている方の把握についてどのような方法をとられているのでしょうか。お尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

養育費に問題を抱えられている方の把握につきましては、主に相談窓口を通じた情報収集が大変有効と捉えております。そのため年1回の児童扶養手当の現況届の提出の際に対面により御家庭の状況を確認しておりますので、聞き取りの中で対応が必要と思われる案件につきましては、相談に結びつけられるよう努めております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 相談に結びつけられるよう努められておられるということは、先の調査報告書の中でもとても人吉市は評価していただいています。このように書いてありました。人吉市の場合、本事業の打合せには毎回福祉課と市民課で必ず一緒に参加しており、情報共有はできていたように思う。コミュニケーションの中で連携はできていた。離婚届の提出に來た方への児童手当、児童扶養手当などの手続の案内は、ラインとして構築されており市民課に養育費に関する相談がきたら、福祉課に当然つながる仕組みになっていると評価されておりました。とてもうれしい評価でありがたく思います。

しかしながら、全国で離婚届さえほかの自治体から提出をされる事例があることを踏まえると、市役所での対面のそのような相談はしづらい状況だということは容易に理解できます。では、先の法務省の養育費不払い解消調査研究事業モデル事業として、本市が行っていた事業内容はどのようなものだったのでしょうか。またその実績についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

まず初めにモデル事業の4つのメニューにつきまして御説明いたします。1つ目がオンラインによる無料法律相談の実施、2つ目が調停申立書や強制執行申立書、公正証書などを司法書士が作成する際の費用の補助、3つ目が公証人手数料の費用補助や調停申立てに係る費用の補助、4つ目に家庭裁判所への付添い支援となっております。本市での実績でございますが、利用の希望はございませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） モデル事業のときのチラシに養育費で悩んでいませんか。一人で悩まず相談してみませんかという、こういったかわいらしい黄色いチラシが入れてありました。その中に今部長が言ってくださったメニューが書いてあるんですけども、当時モデル事業への申請まで至らなかった理由は様々に考えられると思いますが、離婚直後の方への事業案内ではなかったことも要因の一つではないかと思います。やはり潜在的に養育費不払いの問題があると考えます。こども家庭庁令和3年度全国ひとり親世帯等調査によりますと、全国

のひとり親世帯の状況は母子世帯119.5万世帯、父子世帯14.9万世帯でともに85%以上が働いているにも関わらず、その平均年収は母子世帯が272万円、父子世帯は518万円であり母子世帯の収入が低いのが現状です。養育費を受け取る世帯については、母子世帯が93%、父子世帯が7%と多くの世帯で父親から母親に養育費が支払われており、その平均額は5万円となっています。また令和4年国民生活基礎調査では2021年の日本の子供の相対的貧困率は11.5%なのに対し、ひとり親世帯の子供の相対的貧困率は44.5%であり、ひとり親世帯の子供の貧困が深刻な状況にあります。要因の一つに男女の賃金格差に加え、養育費の不払いが挙げられます。子供の貧困を防止するためにも養育費をより多くの子供たちが受け取れる、子供最優先の原則である、子供の権利条約を守ることが最も重要だと考えます。公正証書等作成費用に伴う助成について、今後検討していく必要があると答弁をいただきました。ぜひ併せて先ほども部長の答弁にもありました、やはり離婚した後に相手方と会いたくない、顔を合わせたくないというお声がたくさん届いている中で、保証会社が立替払いと相手方への督促を行う養育費保証契約の締結に係る初回契約料への助成など早急に公的に支えることへの協議をお願いいたします。今後は受け取れない側が頑張らなくていいように幅広い制度の見直しを要望いたします。

では、最後の質問にまいります。令和6年5月に民法等の改正が行われ、共同親権が導入されることになりました。そこで共同親権が導入されたら何が変わるのか。共同親権導入後の本市の対応、計画についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

親権に関しましては、離婚後に父と母のどちらか一方が子供の親権を持つ現在の単独親権に加えて、離婚後も父と母双方に親権を認める共同親権について民法等の改正が行われており、令和6年5月24日の公布の日から2年以内に施行されることとなっております。共同親権導入後の相談業務に関して、現時点で国から通知やガイドラインなどが示されておきませんので、今後国からの示される情報を待って対応を検討してまいりたいと存じます。

議員御質問の共同親権に関する民法等の改正は、子の利益を確保するための改正でございますが、円滑に施行されるためには適切な周知が必要であると思いますので、その点につきましても十分に検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君） 新しい制度ですので、本当に十分に検討を周知の部分についてですね、検討をお願いしたいということを強く思います。令和6年6月12日に全国市長会において、国に対して子ども・子育て施策の充実強化に関する提言が出されております。その中のひとり親家庭の支援施策についての項目の最後に養育費債権への優先権——先取特権と言いますが。の付与や法定養育費制度等、養育費の履行確保に向けた制度の見直しについて、国民に

対し周知徹底を図ることとあります。やはりまず制度の周知を行い、その後理解を深めていただき、選択や判断が適切にできるように支援が必要だと思います。民法改正から施行までに既に2年を切っています。導入時にはしっかりと周知徹底を行い、相談窓口の体制拡充が確実に整っている状態であるようお願いいたします。現行の第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画の中の経済的支援にはひとり親家庭等医療費助成はありますが、ぜひ令和7年度からに向けての策定をされる、人吉市こども計画にはぜひひとり親家庭の養育費確保への支援も盛り込んでいただけたらありがたいと思います。全ての人は生まれたときから平等であり、一人一人がかけがえのない価値を持った人間です。子供の権利が守られ、健やかな成長のために安心して子育てができる環境の整備が必要です。そのため相談支援の充実、公正証書等による金銭的また人的支援、そして困っている側が自らアクションを起こさなくても支援が受けられる仕組みづくりをお願いいたします。7月に視察研修に行きました静岡県戸田市の戸ヶ崎教育長がおっしゃったお言葉をお借りすれば、誰一人取り残さないではなく、誰一人取り残させない取組をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

発言の申出

○議長（宮原将志君） ここで10番、豊永貞夫議員から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。豊永貞夫議員。

○10番（豊永貞夫君）（登壇） 午前中の私の一般質問の本市の男女共同参画推進についての考えの項目で、「先日行われた全員協議会の中で」と申し上げましたけれども、正しくは「先日行われた復興・安全まちづくりに関する特別委員会の中で」でございました。訂正をお願いできればと存じます。

よろしく願いいたします。

○議長（宮原将志君） ただいまの発言訂正につきましては、許可することといたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番。平田清吉議員。

○8番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。8番議員の平田清吉でございます。本

日最後の質問者となりますが、今しばらくの間、私の一般質問にお付き合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問の通告項目は市民の声からの1項目です。

質問の要旨は3項目、一つは人吉市の農業政策について。一つは人吉市復興まちづくり計画について、一つは人吉市市有墓地の整備管理についてを通告しております。

では、通告に従いまして質問をしていきます。

第1項目め、人吉市の農業政策について質問していきます。第1回目。本市の直近の総人口と農業従事者数についてお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） 皆さん、こんにちは。それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

人吉市の総人口は、令和6年8月末現在で男性1万3,863人、女性1万5,979人、合計2万9,842人でございます。次に農業従事者数でございますが、2020年農林業センサスの自営農業に従事した世帯人数でお答えさせていただきますと、男性680人、女性528人、合計1,208人となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番。平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 農業従事者数につきましては、現在の総人口に比べて1割にも満たない人数になっておりますが、本来であれば本市の直近の本年8月末の総人口の回答を得ましたので、農家の農業従事者数についても2020年農林業センサスからの農業者数ばかりでなく、本当に直近の従事者数の回答を得られるのではないかと期待しておりましたが、直近の農業従事者数に関しては、農業振興課でも農業委員会でも把握されていないとのことでした。本市でも現在進行中の少子高齢化の影響が、農業従事者数の変化にどれだけ影響を与え続けているのか。また本市の農家、農業の将来像がどのように変化しているのかをかいま見ることができるのではないかと期待して質問したところです。

続きまして、第2回目。本市の農家振興組合の役割と農家振興組合の構成条件についてお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

人吉市農家振興組合は、農村の振興と農業経営の発展・向上を図るために設置しております。農家振興組合長の所掌事務といたしましては、市からの通達・回覧、その他広報に関する事項、各種調査に関する事項、その他農業の振興において必要と認める事項の3つについて振興組合長に行っていただいております。

次に農家振興組合の組合委員の要件でございますが、市内で農業に従事する者、及び市内に農地を所有する者の2つがあり、この2つの要件のどちらか、あるいは両方を満たしている方で組合が構成されている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ８番。平田清吉議員。

○８番（平田清吉君） 農家振興組合とは、イコール農地所有者、農地地権者の数と思っていたのですが、現在では農地の所有者、地権者ではあるが、高齢化により所有農地を耕作できない。農業に従事できない。また農地中間管理機構を通して農地を貸出しており、農業に従事していないなどの理由により、農家振興組合委員を辞められる方、また辞めておられる方が多くおられます。そのため今さらながら農家振興組合とは何かと考えさせられる今日この頃です。

続きまして、第３回目。本市の最新の農家振興組合数及び組合員数についてお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

令和６年度の農家振興組合数は、７９組合でございまして、組合員数はちょうど１,０００人でございます。また、そのうち最も多い組合の組合員数は３５人、また最も少ない組合の組合員数は１人となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ８番。平田清吉議員。

○８番（平田清吉君） 現在、農業の環境等の整備をする役割を担っておられる農林整備課における原材料支給の手続におきましては、各々の農家振興組合組織の一つ一つの組合において申請できる制度となっているため、地域によっては活用性が高い制度となっているのは事実であります。

続きまして、第４回目。本市農業振興課におきましては、本年度当初において農家の今後の農地利用と農業経営に関するアンケート調査をされたかと思いますが、そのアンケート調査の進捗状況についてお尋ねいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

現在農業委員会におきまして令和６年４月現在で、主に農業振興地域内に農地を所有されている方に対しまして、今後の農業経営の意向及び農地の意向に関するアンケート調査を実施しております。現在の進捗状況でございまして、８月３０日現在、１,７３３人に発送しております。うち６９５人から回答がっております。回収率は約４０％となっております。また、今後でございまして、約５００人に対しまして、また発送を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ８番。平田清吉議員。

○８番（平田清吉君） 本市においてこれからの農業政策や農家振興策を推し進めるためには、本市の農家数や農業従事者数及び農業従事者の年齢構成、そして農業従事者の今後の農業経営に関する意向の確認並びに農業従事者の継承の有無等の実情を確実に把握していかなけれ

ば、しかも全ての農家からのアンケート調査の回答を待っていたのでは、農家のこれからの農業経営の意向結果の把握はなかなか先に進まないのではないかと思います。現在約40%の回収ができていますのであれば、現在の回答の集計により農業従事者の将来の意向がつかめるのではないかと思います。いかがでしょうか。

続きまして、5回目。農業振興地域の農地の売買条件についてお尋ねいたします。

○経済部長（**淵上聖也君**） まずアンケートの回収状況でございますが、まだ内容について集計しておりますので、集計の内容につきましては、今しばらく時間を頂戴できればと思います。

続きまして、農業振興地域の農地の売買条件ということで御質問でございますが、農業振興地域内の農地を農地として売買したい場合は、農地法第3条の許可申請が必要となります。許可の要件としましては、買い手側が農業に必要な機器を所有しているか。常時全ての農地を使用できるかなどが要件となります。

次に農地を農地以外の目的で使いたい、利用したい場合、いわゆる転用でございますが、農地法第4条もしくは農地法第5条の許可申請が必要となります。許可の要件としましては、農地の位置や周辺の状況に基づいて判断される立地条件と転用の確実性や周辺農地への影響などを審査する一般基準を満たすことが要件となります。また、農業振興地域内にある農用地区域内の農地は、市町村が農業用の利用を確保すべき農地として定めた区域内にある農用地区域から除外された場合のみ農地転用が可能となります。しかし、よくいう農振除外につきましては、様々な諸条件がございますので、事前に農業委員会事務局か農業振興課へ御相談いただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（**宮原将志君**） 8番。平田清吉議員。

○8番（**平田清吉君**） 現在、農業振興地域内の農地で、特に優良農地と言われている農地の売買契約に当たっては、既に農業に従事をしている者か、新規に農業に従事する予定の者でないと農地の売買契約は結べないと聞いておりました。国の遊水地整備事業内の農地の売買契約は、地権者自身が農業委員会や農業振興課へ優良農地の売買契約申請を提出することもなく売買契約が成立しております。この農地の売買契約は農地の転用に該当したのか確認したいところです。

続きまして、6回目。人吉市と人吉土地改良区及び人吉地域広域協定運営委員会との関係についてお尋ねいたします。

○経済部長（**淵上聖也君**） お答えいたします。

人吉土地改良区は土地改良事業を行うための団体として、土地改良法によりその成立を認められている公法人で熊本県知事の認可を受けた組織でございます。土地改良事業を行政に代わり実施している組織で、主に農業用施設の整備や維持管理を行っております。また、地

域内の農業者などが共同で取り組む地域活動を支援する多面的機能支払制度におきましても、施設の管理者として組織に参画するほか、技術指導などの役割も担っておられます。

人吉地域広域協定運営委員会は、人吉市長の認可を受けた集落の団体の代表者から構成される組織であり、熊本県から人吉市を通じて交付される多面的機能支払交付金を活用し施設の補修や環境保全活動などを実施しておられます。土地改良事業や多面的機能支払制度などの活動におきまして、本市、人吉土地改良区及び人吉地域広域協定運営委員会が連携を図りながら様々な活動に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ８番。平田清吉議員。

○８番（平田清吉君） 本市におきましても、農業従事者の高齢化や農業従事者の継承がおぼつかず、農業資材の高騰ばかりが続き農業生産受益率の低迷が続く中、まだ土地改良事業を必要とする農地が本市に存在するのでしょうか。この辺りについても理解しておきたいものです。

続きまして、第２項目め、人吉市復興まちづくり計画について質問をしていきます。

第１回目、中神地区及び大柿地区の遊水地整備事業の進捗状況と今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

中神遊水地につきましては、事業主体である国において地権者との用地協議が進められており、現在７割ほどの契約が進んでいると伺っております。大柿遊水地につきましては、今年６月に説明会が行われ、現在国による地権者との用地協議が進められているところでございます。今後のスケジュールにつきましては、現時点では未定と伺っておりまして、改めて国から地元説明がなされるものと認識をしております。

以上、お答えをいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ８番。平田清吉議員。

○８番（平田清吉君） 続きまして、２回目。売買契約が締結された遊水地整備事業内の農地の管理について売買契約金の払込みが完了した土地については、国のほうで管理していくとの説明を受けておりましたが、現に一部の農地で耕作されず、草が繁茂し、耕作放置されている状態の農地が存在しますが、国の管理体制はどのようになっているのか知りたいものです。

また遊水地整備事業計画内の農地では、今年まで耕作可能とのことで耕作されておりますが、来年以降はどのようになるのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

売買契約が締結された遊水地整備事業内の農地の管理につきましては、地権者であります国が適切に行うと伺っております。もしそうでない農地等ございましたら引き続き適切な管

理が行われるよう国にお伝えをしていきたいと存じます。また、来年以降の耕作につきましては、国から改めてお知らせをすると伺っております。

以上、お答えをいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番。平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 実際に耕作されずに繁茂状態にある農地が存在しますので、国のほうにお伝え願えればと思います。

続きまして、3回目。大柿地区遊水地整備事業内における文化財と墓地の整備計画についての質問をする予定でしたが、文化財の整備計画につきましては、質問しない旨議長の了解を得ておりますので、墓地の整備計画についてのみの質問とします。

本市からの説明では、大柿地区遊水地整備事業内に存在する墓地の移転先として本市において墓地の整備を検討しているとのことでしたが、今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） それでは、お答えをいたします。

大柿地区遊水地整備事業内における墓地についてでございますが、令和5年度に国が遊水地内の墓の調査を行い、所有者を特定されております。それを受けまして今年7月に所有者に対して市が移転先の意向調査を行ったところでございます。それを踏まえまして、現在移転先の造成に向けた大柿地区内での用地候補選定や関係機関等との協議を進めているところでございます。その後墓地関係者間での合意形成、移転先用地の購入、造成工事などが必要となってまいりますので、現時点では最短で令和8年度以降に現在の場所から墓地移転先への移転が可能となるのではないかと見込んでいるところでございます。本市としましても関係者への丁寧な説明を心がけるとともに町内会長、大柿地区の住民及び関係者の方々にも随時相談をさせていただきながら事業を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番。平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして、4回目。人吉市復興まちづくり計画に基づき道路の復旧や避難路整備等の道路整備を進めておられますが、新たに整備される道路、避難路に設置する道路側溝設計では、今後の異常気象による大雨、雨水の排水対策はなされていないように思います。今後の道路側溝整備において、さらにグレーチング蓋の設置個数を増やすことはできないのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

市道側溝におけるグレーチングは、道路排水機能の向上及び側溝の維持管理を目的として設置しております。しかしながら、グレーチングはコンクリート蓋の数倍の材料費がかかるほか、特に雨天時においては通行時に滑りやすいことや反り返りによる事故等、設置については諸条件を総合的に判断し、道路整備の一般的な設計方針としまして、側溝延長10メート

ルに1か所程度の設置としているところでございます。この設置間隔についてはグレーチングに加え、コンクリート蓋における排水機能を見込んだものとなっており、基本的な道路排水対策としては十分な機能を有しているものと考えております。一方で局所的な大量の排水に対応する必要がある場合等はグレーチングの追加設置も視野に入れながら道路排水機能の有効性を確認した上で対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番。平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして5回目。避難路整備以外の市道等におきましても道路側溝の劣化により、側溝蓋にがたつきや破損がある箇所が多くみられるため、避難の際には支障を来す可能性もあると考えます。また実際に側溝蓋が跳ね上がり、車の損傷事故も発生しているようです。今後どのように対応していかれるのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

道路側溝の劣化により割れやがたつきがある側溝蓋の対応につきましては、市民からの通報を受けて現地確認を行うとともに、職員による道路パトロールにおいても異常を把握しているところでございます。そのような箇所におきましては、簡易的に補修が可能な場合は、職員による補修作業をすることもございますが、蓋そのものの交換や側溝本体に異常がある場合には工事や道路維持補修委託等で対応をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番。平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 続きまして3項目めに入ります。

人吉市市有墓地の整備管理について質問をしていきます。第1回目。人吉市市有墓地の数と過去3年間の墓地利用の廃止、墓じまいの状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

市有墓地は願成寺墓地や瓦屋墓地など市内に14か所ございまして、現在の墓石数は2,674基でございます。また、過去3年間の市有墓地全体の墓じまい申請件数につきましては、令和3年度が1件、令和4年度が13件、令和5年度が15件と増加傾向にあります。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番。平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 平成22年4月1日施工の人吉市市有墓地の使用に係る公募及び許可に関する要項では、市長は市有墓地の使用に関し、公募の期間、公募する市有墓地の名称及び所在地、公募する区画数、申込方法、その他市長が必要と認める事項を告示し公募を行うものとする告示の日から施行されていますが、人吉市市有墓地の整備管理状況と新規受付はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

本市では平成24年度から墓地に関する許可権限が県から市に移譲されたことに伴い、平成24年度から平成25年度にかけて緊急雇用創出基金事業補助金を活用し、市有墓地や民有墓地の調査を実施しており、市内墓地の全体像などの把握に努めております。しかし、無縁墓など管理者不明の墓もあり所有者の把握ができていない墳墓も少なくないのが現状でございます。市有墓地の整備管理状況につきましては、使用者から管理料を徴収せず無償で貸与しているため墓石とその周辺については使用者に管理をしていただいております。市としましては墓地内の支障木の除去や願成寺墓地公園等の維持管理を行っております。

また、市有墓地の新規受付につきましては、空き区間の新たな整備が必要となり多額の経費がかかります。またその費用の捻出のため使用料を墓地使用者から徴収する場合、先ほど申し上げましたとおり管理者不明の墓なども多く、全ての使用者からの徴収が困難で費用負担の公平性を保つのが難しいなど解決すべき課題も多く、現在新規受付を行っていない状況でございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 8番。平田清吉議員。

○8番（平田清吉君） 一部市民の中には市有墓地での墓じまいの実情を確認されており、できれば空き市有墓地の使用の許可を願っておられる方もおられます。人吉市市有墓地の使用に係る公募及び許可に関する要項に基づき、市有墓地の使用許可を受け付けられる手立てを講じられますようお願いして私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時42分 散会

令和6年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第4号）

令和6年9月12日 木曜日

1. 議事日程第4号

令和6年9月12日 午前10時 開議

- 日程第1 議第60号 令和6年度人吉市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第2 議第61号 令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議第62号 令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第63号 令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議第64号 令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議第65号 令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議第66号 令和5年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第8 議第67号 令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第9 議第68号 人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第69号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第70号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第71号 人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議第72号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第14 一般質問
1. 井 上 光 浩 君
 2. 松 村 太 君
 3. 川 上 紗智子 君
- 日程第15 議第73号 令和6年度人吉市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第16 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり

3. 出席議員（15名）

1番	川 上 紗智子 君
2番	松 村 太 君
3番	徳 川 禎 郁 君
4番	池 田 芳 隆 君
5番	牛 塚 孝 浩 君
6番	宮 崎 保 君
7番	大 塚 則 男 君
8番	平 田 清 吉 君
9番	井 上 光 浩 君
10番	豊 永 貞 夫 君
11番	西 信八郎 君
13番	本 村 令 斗 君
14番	田 中 哲 君
15番	福 屋 法 晴 君
16番	宮 原 将 志 君

欠席議員 (1名)

12番	村 上 恵 一 君
-----	-----------

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	小 林 敏 郎 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復興政策部長	溝 口 尚 也 君
復興政策部政策統括監	緒 方 竜 二 君
市 民 部 長	井 福 浩 二 君
健康福祉部長	松 尾 美 紀 君
経 済 部 長	渕 上 聖 也 君
復興建設部長	立 場 康 宏 君
総 務 部 次 長	日下部 伸 樹 君
総 務 課 長	那 須 裕 史 君
秘 書 課 長	池 下 英 治 君
水 道 局 長	羽田野 将 央 君
教 育 部 長	前 村 洋 宣 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	栗原	亨	君
庶務係	長	丸尾	亜紀子	君
議事係	長	栗須	順也	君
書	記	税所	昭彦	君

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

なお、12番村上恵一議員より欠席届が提出されております。議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行い、一般質問終了後、議第73号に対する議案質疑を行います。その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（宮原将志君） それでは、ただいまより質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、おはようございます。9番議員の井上光浩です。通告に従いまして一般質問を行ってまいります。今回の質問項目は、3項目、通告をしております。まず、災害対策より、大規模災害発生時における緊急輸送道路の「ルート確保」について。次に、防犯対策より、防犯カメラの設置事業推進について。3点目は、農業振興策より、特用林産物「椎茸」等の栽培農家支援策についてであります。

まず、1項目めにつきまして、質問に入る前に、8月24日土曜日、熊本日新聞社の朝刊に、「能登地震初動対応が難航」との臨時掲載がございました。記事の抜粋ではありますが、紹介をさせていただきたいと思います。「元日の能登半島を襲った巨大地震、現場の状況把握、早期の救出活動開始といった初動対応が極めて重要とされる大災害だが、今回は特殊な地理的条件が大きな壁に。被害は半島の先端に集中し、幹線道路は相次ぐ土砂崩れで寸断。警察も、初日は情報入手が難航し、本格的な救助、捜索活動の着手は二日目となった。改めて浮き彫りになった災害発生時のルート確保の重要性、教訓をどう生かすのか。」と掲載をされておりました。この大震災でございますけれども、これを特殊な地理的条件等々を鑑みまして、本市に置き換えて質問をさせていただきたいと思います。

まず、大規模災害が発生した場合、本県の緊急輸送道路はどのように確保されているのでしょうか。人吉球磨管内に関連するルートを、まず、お示しさせていただきたいと思います。

○復興建設部長（立場康宏君） 皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、対象地域の社会状況や自然条件、道路・交通条件など諸条件を総合的に評価し、災害時のネットワークが機能するよう位置づけられた道路でございます。

また、地域間相互の連携や初動体制の確保、及びアクセス拠点の重要度などを鑑み、1次

緊急輸送道路と２次緊急輸送道路に区分されております。

御質問の、人吉球磨管内における熊本県が指定している緊急輸送道路でございますが、全部で14路線指定されており、そのうち、１次緊急輸送道路が４路線、２次緊急輸送道路が10路線でございます。

まず、１次緊急輸送道路でございますが、九州縦貫自動車道をはじめ、湯前町から八代市を結ぶ国道219号、錦町からえびの市を結ぶ国道221号、市内の願成寺町から下薩摩瀬町を結ぶ国道445号の一部の４路線になります。

次に、２次緊急輸送道路でございますが、人吉球磨管内10路線のうち、人吉市を通るルートは５路線ございまして、市内から西大塚町を結ぶ国道267号、市内から相良村を通り五木村を結ぶ国道445号、市内から球磨郡を東西に横断し、水上村を結ぶ県道人吉水上線、人吉インター出口から五日町を結ぶ県道人吉インター線、市内から山江村を結ぶ県道相良人吉線になります。このほか、人吉市は通りませんが、球磨郡内で指定されている２次緊急輸送道路は、国道388号、県道宮原五木線、県道錦湯前線、県道多良木相良線、県道皆越免田線の５路線になります。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君）　　９番、井上光浩議員。

○９番（井上光浩君）　　ただいまルートをお示しいただきました。ここに県のほうから球磨地域振興局土木部総合管内図をいただいておりますけれども、この地図に目を落としてみますと、先ほどお示しいただきましたルートにつきましては全部記載をされておりますし、一般国道、そして主要地方道路、そして一般県道ということになります。

先般ございました４市合同市議会議員の研修会におきましても、先ほど部長から説明がございましたけれども、お示しいただきました国道267号につきましては、４市合同で市議会の会合の中で決議文を採択され、また宮原議長も同行されておりますけれども、国においての陳情をされている状況にあります。

しかしながら、お示しになりましたルートの中にも不通になっている箇所があると思います。この点につきまして、不通になっている緊急輸送道路に指定されているルートがあるのかお示しをいただきたいと思います。

○復興建設部長（立場康宏君）　お答えいたします。

道路管理者である熊本県にお聞きした内容を基に、御答弁をさせていただきます。

現在、全面通行止めを実施し、一般車両の通行規制を行っている箇所は、国道219号の球磨村神瀬、大野大橋から八代市豊原上町までの区間となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君）　　９番、井上光浩議員。

○９番（井上光浩君）　　ここにいらっしゃる皆さん方も、国道219号、御利用になると思いま

すけれども、途中から、通称芦北回りという方向に回りますけれども。

先般、九州自動車道において、トンネル内で起きました車両火災が発災いたしました。その際に起きたことにつきまして、7月26日の人吉新聞「瀬音」には、上下線とも通行止めとなり、解除されたのは上り線が約11時間後、下り線は約6時間半後、人吉市や球磨村の国道219号は迂回車で渋滞が続いたと記載をされておりました。このとき、相当渋滞をいたしました。こういったことに起因して、この一般質問を行っているわけです。

そこで、緊急輸送道路になっている国道445号、市内のほうで、今、改良工事の計画が進められておりますけれども、主要地方道路等における現在の整備計画、これは五木村振興計画に係ると思います。緊急輸送道路の関連もございまして、お答えをいただきたいと思っています。主要道に対して、今後の整備計画、国道445号に関する件でございまして、お答えをいただきたいと思っています。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

こちらの御質問につきましても、道路管理者である熊本県にお聞きした内容を基に、御答弁をさせていただきます。

国道445号では、五木村の九折瀬工区、相良村の上下坂の四浦東工区及び役場北側の相良バイパスで事業を進めておられます。

また、主要地方道宮原五木線では、五木村椿工区において事業に取り組んでいるほか、両路線で落石対策等の事業を進めているとのことでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） ただいま御答弁いただきました。

令和6年度実施計画もいただいております、「光り輝く新たな五木村振興計画」に基づいて進められているようでございますけれども、先ほど御答弁がございましたけれども、国道445号につきましては、この中に、施策「道路ネットワークの強靱化、リダンダンシーの確保」が445号、後ほどお聞きしますけれども、県道宮原五木線、これは県道25号と呼称されておりますけれども、これにつきましてもリダンダンシーの確保と、このリダンダンシーとは何ぞやということもお聞き置きしていただきたいんですが、リダンダンシーとは災害発生時などに一部区間の不通により大きな影響が生じないよう、道路ネットワーク等を多重化するという意味と記載されております。こういったことも含めながら、広域的に進めていく。人吉球磨管内ということでルートをお聞きしましたのも、今後、陸の孤島となり得るような大災害が起きたとき、例えば台風であるかもしれませんが、近年よくありますが、線状降水帯での被害、大雨、そして、先般、人吉球磨管内も揺れましたけれども、大地震の可能性を秘めている。明日かもしれない、1年後かもしれない、10年後かもしれないというおそれがある地域でもありますので、この質問をさせていただいております。

熊本県は平成28年熊本震災が発生しております、2016年4月ですね、2011年には大変大きな地震に見舞われました、東日本大震災の発災でございます。その点につきまして、今回も能登地震、初動対応が難航したということにおきましては、ルートの確保がなかなか難しかったと。東日本大震災の後に、警察庁は即応部隊を編成し、人力的な援助、そして物資等の輸送ということに力を入れておりましたけれども、なかなか道路の寸断により難航したと。実は私どもは珠洲市には研修に行かせていただいております。実際、健全なとき、その道路を運転を私もさせていただきました、レンタカーでまいりましたので。一本道でした。それが寸断してしまって、そして港もない。まさに、私どもの人吉球磨が似ている環境にあります。

そこで、「光り輝く新たな五木村振興計画」以外にも、五木村の住民の方からは県道宮原五木線へのトンネル整備を要望されているようであります。皆さん方、通られたことはあるとは思いますが、昭和59年あたりに大災害がございまして国道219号は通ることができませんでした。私も学生でしたので、帰省する際に非常に遠回りして、宮原から五木村を抜けて、そして人吉市のほうに帰ってきたわけですが、非常に整備がまだ始まったばかりの頃でございましたので時間がかかりました。今は、相当整備をされてよくなっておりますけれども、現在もありますトンネル以外にも、やはりもう一本トンネルを掘ってほしいという要望が上がっております。

先般、業界の懇親会、意見交換会がございました。その際に、市長も同席されておりましたし、同僚議員もいらっしゃいましたが、その席上での来賓の方の御挨拶の中に、ネガティブな意見を話す方もいらっしゃるけれども、やはり前向きの、夢のあるような事業を進めていく、これが必要だというような趣旨をお話をされました。私も同僚議員とお聞きしておりまして、ネガティブなことを言うことも必要じゃないかなと、しかしながら、今回のこのことにつきましては、非常に将来的に重要な事業になります。これは広域的に進めていかなくちゃいけない事業であると思いますので、五木村だけではなくて、緊急時における輸送道路の確保という観点から県道宮原五木線、県道25号へのトンネル整備について、本市としてどう考えていらっしゃるのか、県事業でありますけれども、お聞きをしておきたいと思います。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

本市から県央・県北方面への移動や物流などの視点で見ますと、多くの方が九州縦貫自動車道、国道219号を主交通として利用されておりますが、時には自然災害や事故等により、その利用が制限される場合もあります。現在、国道219号がまさに災害により通行止めになっているところでございます。そのような場合は、国道445号や県道宮原五木線につきましては、本市にとって県央・県北方面へのルートとして代替機能を有する道路にもなります。

熊本県にお伺いしましたところ、五木村から要望された県道宮原五木線においては、斜面対策や冬期の凍結抑制対策とともに、道路改良に向けて設計や用地取得を進めているとのことでございます。

また、トンネルについては、長期的な課題として検証を進めており、現在、地形やトンネル勾配等を考慮して考えられるルート案の検討を行っているとのことでございます。

県道宮原五木線が改良され、安全性が向上することは、本市にとりましてもメリットがあるものと認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 五木村振興策、これも大事でございます。大切なことでございますけれども、やはり全体の人吉球磨の地図を見ていただくということで、今お聞きをしたところでは、県においても、計画の俎上に乗りかけているということで理解をしておきたいと思っております。

そこで、松岡市長に、この全体の総括としてお聞きをしておきたいと思っております。

一般国道445号の期成会がございましてけれども、それにも名を連ねていらっしゃる。これには人吉球磨の市町村の首長さん方に加え、美里町の首長さんも入っておられます。こういったことで、国道445号の重要性は非常に認識をしておりますけれども、これに加えて新たな想定外の災害が起きた場合の対応として、県道25号の整備推進につきまして、人吉球磨のリーダーとして牽引していただきたいという気持ちも込めて、市長のお考えをお聞きしておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えをいたします。

先ほど部長の答弁でもありましたように、道路は自然災害や事故などによりしばしば利用が制限されることがあります。実際に、熊本地震や令和2年7月豪雨災害の際には、九州縦貫自動車道や国道219号をはじめ、多くの基幹的な主要道路が不通となり、一時的ではありましたが地域の孤立や物流の寸断が生じた経緯がございます。

また、今、議員から御紹介がありましたように、今年1月に発生した能登半島地震においても緊急輸送道路が寸断され、様々な復旧支援活動への影響が生じたことが連日報道されました。

災害時、道路は救援活動において最も重要なインフラの1つであり、応急活動時の動線、被災者の避難、物流の輸送など、道路が利用できるかどうかで災害対応の成否を分かつこともございます。そのような中で、主要な交通機能としての道路確保のみならず、適切なリダンダンシーの確保、いわゆる予備の手段や代替機能を有した道路の確保は、災害時のリスク軽減に大きく寄与するものと考えます。そのような観点から、県道宮原五木線につきましては、災害時などにおいて、本市にとっても有益な路線と認識しているところでございます。

で、今後、五木村から整備促進の御相談がありましたら、どのような形での御支援ができるか、近隣自治体と相談しながら、できる限りの協力を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） この質問項目につきましては、総括してお聞きをいたしましたけれども、先ほど御紹介いたしましたように、一般国道445号道路整備促進期成会、会長は五木村長でございます、木下丈二村長がお務めをされております。こういったことも連携は取られていると思いますが、どの道路、私どもの地元では国道221号になるわけですが、先ほどお示しになりましたルートの整備また管理と合わせて、今後、推進そして維持に努めていただきたいと思います。今、松岡市長から、県道宮原五木線、県道25号についての協力のお考えもお聞きしましたので、この項目につきましては終わりたいと思います。

次に、防犯カメラの設置事業推進についてであります。

近年、犯罪抑止という観点で防犯カメラ、また、皆さん方、御自分のお車にドライブレコーダー等をお付けになっていると思います。いつも思いますのは、事故、事件が起きた場合に、残っている映像は非常に有効な手段であるという観点から、この質問をさせていただきます。人吉市に、現在、防犯カメラの設置はどのくらいあるのでしょうか。民間所有の部分も分かれば、お答えをいただきたいと思います。

以上です。

○市民部長（井福浩二君） 皆様、おはようございます。お答えいたします。

本市の防犯カメラの設置状況でございますが、市の管理施設で8か所、小学校に1か所設置しております。その施設は、人吉市役所本庁舎、城見庭園、人吉インターチェンジバス待合所、MOZOCAステーション、まち・ひと・しごと総合交流館、人吉駅前広場駐輪場、人吉城跡公園トイレ、鍛冶屋町公園、最後が人吉西小学校となります。

また、民間企業や個人で設置されている防犯カメラの設置状況につきましては、本市では把握しておらず、警察署におかれましても公的資料は持ち合わせていないとのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 今、答弁をいただきましたけれども、やはり設置をされているというお答えでございました。民間の事業者さん、また民間家屋についての把握はないと。これは、やはり民間の所有物でございますので、そこは難しいところと理解をしております。

では、他の自治体ということで、球磨郡内の他の町村においては、設置をされているという事実もあるようですので、球磨郡内の町村の防犯カメラの設置台数、各町村で分かればお答えをいただきたいと思います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

球磨郡の各町村にお尋ねしましたところ、自治体で所有しております防犯カメラについて、一部に防災兼用のカメラも含みますが、お答えいたします。

錦町は、公共施設、道路等で26か所。多良木町は、公共施設、道路、学校等で50か所。湯前町は、公共施設、学校等で5か所。水上村は、河川、道路等で9か所。相良村は、公共施設等で5か所。五木村は、公共施設、道路で3か所でございます。山江村は、公共施設、道路等で13か所。球磨村はございませんでした。あさぎり町は、道路等に18か所、所有されております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 球磨郡内の各町村においても、設置をされているようでございますし、これを受けて、では、私、先ほど触れましたけども、今回は防犯カメラということで通告をしておりますので、犯罪の抑止につながることで、そして映像によって事実関係が判明するという観点があると思っています。しかしながら、厳しいハードルもあるのではないかなと思います。

そこで、防犯カメラの設置により、私自身は犯罪防止につながると思っていますけれども、この点について、人吉市においてのお考えをお聞きをしておきたいと思います。今後のことも含めてになるかもしれませんが、お答えをいただきたいと思います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

防犯カメラを効果的に設置することで、犯罪の抑止や未然防止、事件・事故の早期解決など、安全・安心なまちづくりに寄与することが期待されます。

しかしながら、設置する箇所の選定基準の設定、個人情報保護に関する法律などの関連法令の遵守等、記録しました画像の取扱い方法、設置・維持などに関する費用面など様々な課題があると認識しているところでございます。

既に他町村で道路等に設置されている事例もございますが、まずは、管理運用に関する規程の整備など、先進事例の情報収集も含めて総合的に調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） ハードルも高いようですということで、先ほどの質問をさせていただきました。やはり、こういった画像の取扱い方法、それから維持費用に関する課題があるという答弁でございました。これは私も理解をするところでございますけれども、やはり凶悪犯罪や、なかなか難解な事件等が起きた場合に、非常に有効な手立てであるということとは間違いはないのじゃないかなと私自身は理解をしております。

そこで、今後、総合的に調査研究を進めていただきたいをお願いをしておきたいと思います。人吉市内にも設置をされているという答弁でございましたが、防犯カメラの設置により、例えば人吉市内管内で事件解決につながった事例はあるのでしょうか。警察当局との情報提供等があったのかどうか、お尋ねをしておきたいと思います。

○市民部長（井福浩二君） お答えいたします。

具体的な事例につきましては、捜査情報や個人の特定に関わる可能性があることから、警察署からの回答は差し控えられているところでございます。なお、事故等の捜査目的のため、警察機関からの提供依頼に対し、本市が所有する防犯カメラの映像提供の実績は、これまでもあっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ９番、井上光浩議員。

○９番（井上光浩君） 映像の提供はあっているということでございます。個別の案件につきましては、お聞きはしません。もちろん、先ほど御答弁がありましたように、守秘義務等もございますから。

しかしながら、これにつきましては、今後はやはり、調査研究を進める中では、例えば令和２年７月豪雨災害の際、火事場泥棒といわれるような方も見受ける話も聞いております。火事場泥棒とはよく言ったものですけど、災害時の時にもやっぱりこういった画像等が残っておれば、今後の検証としては生かせるのではないかと私は考えます。

防犯カメラでございますけど、その点につきまして質問をさせていただきたいと思います。そこも含めながら質問をさせていただきます。令和２年７月豪雨時の、民間所有でも結構ですし、公的な防犯カメラ等の映像があれば、次に来るであろう水害、そして検証に役に立つのではないかと思います。どちらの方面から市内に水が入ってきたのか、避難経路の解明等にも役立つのではないかと思いますので、こういったことを含めながら検証等ができるのではないかと思います。お尋ねをいたしたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君） 皆様、おはようございます。私のほうからお答えをさせていただきます。

市が設置しました防犯カメラの画像情報の閲覧につきましては、画像の内容次第にはなりますけれども、個人情報保護に関する法律などの関係法令を遵守した上で、議員がおっしゃるような災害時における検証、調査研究等も含まれるかと思いますけれども、そういったところでの利用は可能ではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ９番、井上光浩議員。

○９番（井上光浩君） ただいま総務部長が申されました、そのことの検証に生かされるのではないかとということで、防犯、そして災害時の検証、また改めて申し上げますけれども、や

はりそういったことも管理運用に関する規程の整備等の中にも、利用規程の中にも盛り込まれるような調査研究を進めていただきたいとお聞きをしておきたいと思います。そういったところまで視野を広げていくということも大事ではないかと、私自身は考えております。

そこで、この項目につきまして、市長に総括的にお聞きをしておきたいと思います。人吉市は約40%に届こうかとする高齢化率に上がってまいりました。そのことも含めながら、見守りカメラという観点も含めて、本日は防犯カメラと表現をいたしますけれども、設置事業推進に取り組むべきではないかという立場から、市長のお考えをお聞きして、この質問を閉じたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市の防犯体制につきましては、警察機関を中心に、各校区で実施されております防犯パトロールや、青少年育成市民会議、暴力追放協議会など、多くのボランティア団体の皆様の献身的な活動により安全・安心なまちづくりに寄与していただいているところでございます。

安全・安心なまちづくりの一環として、防犯カメラを新たに整備し、推進していくことについては、市民のコンセンサスの形成や個人情報の取扱い、費用面など様々に課題がございます。しかしながら、これまで事件、事故の解決に至った事例や、行方不明者の捜索に活用できたという事例もお聞きしており、犯罪抑止の一翼も担っている事実もあるものと認識しております。

将来的に様々な課題が整理され、防犯カメラを適切に運用できれば児童・生徒の通学時や高齢者の方への対策など、市民の皆様が安心して生活できるまちの実現に向け、地域の見守りを担う手段となり得るのではないかと考えるところでございます。

今後とも、地域の安全と福祉を、より向上させるため、議員御提案の方法も含め、様々な調査研究を進めながら、引き続き、市民の生命・財産を守る、官民が一体となった防犯活動の推進に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 今議会の一般質問の中でも、検討、検証という言葉がよく出てまいりましたけれども、前向きな検討ということで受け止めておきたいと思います。市長の見解も理解できましたので、次の3項目に移りたいと思います。

今回、特用林産物椎茸等ということで、栽培農家の支援策ということで通告をいたしております。椎茸、キノコ類の中に入るわけですが、支援策の内容に入る前に、我が人吉市、相良藩の歴史にちょっと触れさせていただきたいと思います。人吉の相良藩の椎茸栽培は、江戸時代末期に相良藩が、豊後、大分県から茸山師（ナバヤマシ）、椎茸の栽培の技術者を招聘したと。これは財政難を救うための措置だったと歴史の文書には書いてございますけれども。現在、ふるさと納税の返礼品としても定着をしておりますけれども、不安定な要素が多

い椎茸栽培でございますが、相良藩の財政立て直しのために取り組んだ政策の中で、ある飢饉が起き、その際に茸山（ナバヤマ）に入山禁止令が出まして、なぜかというと椎茸農家も中に入って飢饉をしのごうと、食べるものがないから山菜を採りに行く、それを取れなくなってしまったわけです。それに不平不満を持った農民の方が一揆を起こしたのが、後にいう茸山（ナバヤマ）騒動につながるわけです。これが1つの歴史文書にも載っておりますけれども、間違えておれば、また御指摘をいただきたいと思います。

そこで、それだけ歴史がある椎茸栽培でございますけれども、皆さん、一致団結して納税額も上がってまいりましたけれども、ふるさと納税制度返礼品における特用林産物椎茸の過去5年間の実績を、まずお聞きをしておきたいと思います。

○経済部長（淵上聖也君） 議員の皆様、おはようございます。それでは、私からお答えいたします。

本市のふるさと納税返礼品における椎茸の過去5年間の実績、これは品目名に椎茸の表記のあるものの実績でございますが、令和元年度が1,787件で、寄附額は2,166万4,000円、令和2年度が3,199件で、寄附額は3,862万7,000円、令和3年度が2,272件で、寄附額は2,653万8,000円、令和4年度が1,856件で、寄附額は2,192万2,000円、令和5年度が1,764件で、寄附額は2,173万6,000円。5年間の合計でございますが1万878件で、寄附額は1億3,048万7,000円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 皆さん、御理解いただくとと思いますが、なぜ過去5年間で申し上げましたのは、令和元年の数字と令和5年の数字については、ほぼ同じぐらいに戻っておりますけど、令和2年度、3年度においては上がっております。これは令和2年7月大水害において、全国の皆さん方からの御厚情の賜物だと理解はしております。

そこで、椎茸返礼品についての実績は、金額もお聞きしました、トータル1億3,000万円を超えていた。返礼品としましてはトップクラスではないかと思いますが、このランキングは、順位が重要なわけではありませんが、どのくらいの実績が、5年間で1億3,000万円ありましたので、実績を上げていращやるのかという点をお聞きしておきたいと思います。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

椎茸に限らず、ふるさと納税返礼品の各商品につきましては、納税額によりグラム数や個数など様々な種類がございますので、返礼品として登録された約900品目のうち、各年10位以内にランク入りした椎茸関連品目を御紹介させていただきます。

令和元年は、原木栽培椎茸家庭用どんこ400グラムが、全品目、これは先ほど申しました900品目のうちでございますが、4位。人吉球磨産椎茸どんこ500グラムが5位、人吉球磨産椎茸業務用椎茸300グラム×2袋が8位にランクインしております。

次に、令和2年、令和3年は、原木栽培椎茸家庭用どんこ400グラムがそれぞれ4位。令和4年は原木栽培椎茸家庭用どんこ400グラムが3位。似た名称でございますが、人吉球磨産原木栽培椎茸家庭用どんこ400グラムが5位。令和5年は、原木栽培椎茸家庭用どんこ400グラムが4位となっております。

また、椎茸関連の他の品目につきましても、毎年50位以内に多数ランク入りしており、市のふるさと納税返礼品として高い人気がある商品の1つであると認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） これだけの実績があるということで示していただきましたけれども、そこで、これから本題に入りたいと思います。

現在、椎茸栽培における種駒の価格高騰が報告をされております。種駒の価格高騰の要因をお尋ねしておきたいと思います。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

椎茸栽培における種駒の価格高騰の要因につきましては、世界的な異常気象による天候不良や、ウクライナ情勢の悪化などによる小麦や油脂類などの流通停滞、また中東情勢などの影響による世界情勢の不安定化など様々な要因により、世の中に存在する原材料が高騰している中、種駒につきましても同様の原因で高騰しているものと思われます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） ただいま御答弁いただきました。その中に、種駒の原木の仕入先の変化もあるわけですよ。これについて盛り込まれておりませんでしたけれども、御紹介したいと思います。これもやっぱり大災害が関連しております。東日本大震災を起因にして原発事故が発生をいたしました。が、原発事故前は福島産を御利用されておったんです。事故後は北海道産に移ります。しかしながら、現在は伐採規制がかかって、北海道産もそろわない。そうすると、今度は海外産原木の輸入に頼らざるを得ない。それがコストの上昇につながっているわけです。

そこで、椎茸栽培における生産環境の変化、自然環境も要因だと思いますが、先ほど申し上げました経済的な要因もあると思います、これをどのように捉えられているのかお答えをいただきたいと思います。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

椎茸栽培における生産環境の変化についてでございますが、キノコ、山菜、木炭などの特用林産物の産出額は年間2,000億円と、林業全体の産出額の約4割を占め、山村地域における貴重な収入源となっており、また、その生産は地域の労働力を支える大きな役割を果たすことが期待されているところでございます。

この中で、国内における椎茸の生産量については、乾燥椎茸は平成30年度2,635トンから令和4年度2,034トンで、約22.8%の減。生椎茸は平成30年度6万9,754トンから令和4年度6万9,532トンで、約0.3%の減と、横ばいで推移しております。

この要因としましては、生産者の高齢化や減少、生産における機械化の遅れなどに加え、生産拠点が山林や中山間地など不利な条件下にあることや、小規模生産者が多いこと、輸入品や代替品の増加による価格低迷、国産品同士での競合などが考えられます。さらに自然環境要因としまして、近年は地球温暖化などに起因する極端な小雨や大雨の影響による生育不良や質の低下、有害鳥獣などによる原木及び椎茸の食害など、また、経済的要因によるものとして、先ほど答弁させていただきました原材料などの高騰などが上げられるところでございます。

いずれにしても、農畜産品や他の特用林産品と同様に、椎茸生産農家にとりましては、現状、厳しい環境下にあると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 自然環境等もございますけど、今の中で、経営者として最低賃金の上昇という観点もございます。また、合わせて、温暖化によりまして散水設備を設置しても、これが大きな負担になっている。もちろん、これだけ温暖化に対応しているんですけども。そういった要因もあるということで御理解をいただきたいと思います。

そこで、今まで質問を進めてまいりましたが、熊本県内における椎茸栽培の種駒購入に対して補助を行っている自治体がございます。これについて、こういった対応をされている自治体があり、どのくらいの費用を支援されているのかお尋ねをいたします。

○経済部長（淵上聖也君） お答えいたします。

熊本県内における椎茸栽培用種駒購入に対する補助の状況でございますが、県内の45自治体中、4自治体の状況を御紹介させていただきます。

まず、球磨村が椎茸種駒及び菌床の購入費の50%以内。菊池市につきましては、種駒の1駒につき1円。産山村につきましては、種駒1駒につき、同じく1円で、上限額は購入額の3分の1以内ということでございます。また、御船町につきましては、種駒1駒につき2円となっております。また、熊本県の事業としまして、特用林産物施設化推進事業補助金がございます。事業規模は30万円から300万円が対象となり、補助率は事業費の10分の4以内となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 部長の答弁の中に、特用林産物施設化推進事業に触れられましたけれども、これも3戸以上の組合を組織していただかないと補助も受けられない。個人では難し

い。しかしながら、人吉球磨を見ていただきますように、農林業は基幹産業の1つであります。新しいものを生むために支援する、これも大事なことです。しかしながら、これだけの実績のある、今回は椎茸、特用林産物について質問をいたしましたけれども、やはり維持、そして守ってあげる、その支援策ということも必要であると思います。両方とも進めていくのは大変難しいとは思いますが、やはり農林業は基幹産業であるということの観点から、この質問をさせていただいております。他の自治体も取り組んでおられるところは実際ございます。球磨村については半分出されているということでございますので、今後、担い手育成も含めながら進めていただきたいと思います。先ほどもございましたけれども、調査研究をしていただいて、何かしらの支援策を見いだしていただきたいと思います。

この点につきましても、最後に総括的に、松岡市長のお考えをお聞きしておきたいと思っております。やはり、新しい取組についても育てることも大切、大事。しかしながら、こうやって頑張っていらっしゃる生産農家のことを守るのも大切であり、大事だと思います。その点も含めて、総括して松岡市長のお考えをお聞きしておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

特用林産物の椎茸につきましては、部長の答弁でも御説明しましたとおり、ふるさと納税の返礼品等においても、本市の主力特産品となっております。しかしながら、先ほど議員から御指摘ありましたように、また、部長が述べましたように、自然環境要因及び経済要因ともに厳しい状況にあることも十分認識しているところでございまして、今後とも地域の資源を生かした特産品として積極的に育成していくべきものと考えております。

つきましては、今後、他の業種における諸状況や他の特用林産物、一般林産物、農畜産物に対する既存の補助制度なども考慮しながら制度設計を含め検討を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 9番、井上光浩議員。

○9番（井上光浩君） 今回、3項目につきまして通告し、一般質問をさせていただきました。時期を見まして、また、確認の意味も含めて、3項目ともございますけれどもお聞きをする機会があると思いますので、それまで調査研究、検討等を進めていただきますことをお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時12分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）
2番、松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 皆さん、こんにちは。2番議員の松村太です。

今回の質問項目は、市民の避難行動について、高齢者の社会活動参加への支援について、来年戦後80年を迎えるにあたって、人吉のこれからについての4項目です。

今年も、多くの水害のニュースが流れていました。もはや、これまでの気象状況とは全く変わってしまったということに異論を唱える方は少ないのではないのでしょうか。雨の降り方も、しとしとと、とめどもなく続く五月雨ではなく、南国のスコールのような土砂降りが続き、台風の進路も、九州直撃の台風銀座とは遠い昔のことのよう、東北で激しい雨が降り続いていました。山形県では7月の大雨の時、救援に向かわれた29歳と26歳の警察官お二人が濁流の中でお亡くなりになりました。9月3日には、警察庁長官が現地を慰問で訪れ、ライフジャケットなどの整備を全国に指示されたそうです。また、殉職されたお二人は、救援に向かいながら、浸水道路への一般市民の車の進入が続いているのを見て交通規制の要請もされていたと報道されています。また、同じ7月、島根県ではアンダーパスで水没した車から、交通規制中の警察官3人の方が、肩の高さまで水の中に入り、水没した車から運転手を救出されたという報道もあっております。

このように、避難者も、そして救援に向かう方たちも大きなリスクを負う水害が頻発しています。本市の水害対策は十分なのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

本市の災害対策につきましては、改めての確認となろうかと思っておりますけれども、令和2年7月豪雨災害以降、市民の方々に避難行動を周知する情報発信手段といたしまして、それまでの防災行政無線に加え、全世帯に配布しました防災ラジオや、災害情報をまとめた防災ポータルサイト、市公式LINEなどの開設のほか、球磨川の氾濫危険度を知らせるライティング防災アラート、避難所運営支援としまして、避難所受付システム「ポケコム」などを整備しているところでございます。

また、市民の方々と一緒に防災意識の向上を図ることを目的としまして、5月に、避難所までの経路を確認する自主避難訓練を、10月には総合防災訓練を実施しているところでございまして、昨年度実施しました大畑校区の訓練では多くの方々に積極的に御参加をいただいております。市民の皆様の防災意識も高まってきているものと感じているところでございます。

併せまして、誰もが水害に対する危機意識を持つことができるよう、実績浸水深の標識の設置、それから避難を促す対策としまして、町内会単位の地区防災計画やコミュニティタイムラインの作成について支援を行っているところでございまして、地域全体で防災情報を共有し、早期の避難行動を起こしていただけるような体制づくりに努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 本市からの情報提供体制も、数多く備えてあり、避難訓練を通じてや、地区ごとのタイムラインで早期避難行動への支援体制強化を、現在、継続されているということで、市民の皆様の防災意識も高まってきているという感想をお持ちだということだったと思います。

先日の台風10号は、過去最大級の猛威を持って大雨と強風を、ゆっくりとしたスピードで九州を直撃し、各地で甚大な水害、突風の被害をもたらしました。そうした中で、実際、市民の避難行動は、そして、その結果はどうだったのかお尋ねをいたします。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

8月末に本市に接近しました台風10号は、先ほど議員から御紹介いただいた部分と重なる場所もございますけれども、速度も遅く、進路も定まらない中にも非常に強い勢力を保ち、大雨をもたらすとの予報でありましたことから、球磨川等の河川の水位は低位でございましたけれども、台風の接近に備え、避難指示を発令し、指定避難所8か所を開設し、早期の避難を呼びかけたところでございます。その避難の状況としましては、210世帯307名の方々が避難されたところでございます。

今回の避難に際しましては、大型の台風の接近に伴い、多くの方々の避難が見込まれましたので、避難所を人吉東小学校から人吉高校へ、また、体育館改修のため、中原小学校を人吉第二中学校へ変更して開設いたしました。その周知につきましては、防災行政無線や防災ラジオに加え、町内会長の皆様へ事前に連絡を行うとともに、避難所変更を知らず避難所へ来られる方を想定しまして、人吉東小学校と中原小学校には変更をお知らせする職員を配置し、対応したところでございます。

今回の台風10号接近に伴う市の想定としましては、初日の大塚議員への答弁と重なる場所ではございますけれども、熊本気象台の予報では、台風10号は台風外側の雨雲が先行して九州東部から流れ込むことと、台風が遅いことから長時間にわたって湿った空気が流れ込んで大気の状態が非常に不安定となり、令和2年7月豪雨に匹敵するような降雨量となることや、猛烈な風が長時間続くことが発表されておりましたことから、市としましては、この気象台の発表を受けて、令和2年7月豪雨と同規模の大雨と、併せて暴風による被害を想定したところでございます。

避難をされた方々は、浸水想定区域にお住まいの方や、暴風による飛来物等の住宅への被害などを心配されたと思いますけれども、総じて身の安全の確保を第一として指定避難所へ避難してこられたものと認識をしているところでございます。

一方で、前日から早めの避難を呼びかけましたものの、その後の気象情報で避難のタイミングを考えられていた方の中には、刻一刻と変化していった台風の進路や勢力等の情報のおり、避難を呼びかけた時点の気象予報と実態が異なっていたことなどから、結果として避

難をされなかった方も、一定いらっしゃるのではないかと感じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 部長からも、今、御答弁がありましたように、非常に強力で、しかもゆっくりとしたスピード、しかも進路が定かでないというような、非常に緊迫した状態の中で適切に避難所の再配置を行っていただき、また、職員の方にも、より細やかに避難者対応をしていただいたということで大変感謝しております。ありがとうございました。職員の皆様もお疲れさまでした。

近づいてくる台風は、連日、各地で猛威を振るい、風速に至っては毎秒60メートルと非常に強いものと予報され、古い建物は倒壊の危険があるということも報道されておりました。また、速度がゆっくりだったために、線状降水帯同様、同じところで長時間降り続くことも予報され、実際、お隣のえびの市、えびの高原では、27日の午前0時から30日の正午までの総雨量が902ミリと発表されております。

御答弁にありましたように、令和2年7月豪雨同規模もしくはそれ以上の被害が予想できる状況で、早めに避難指示を出されたことだと思います。しかし、それにもかかわらず、部長もおっしゃったように避難者が307人にとどまったということは、非常に、その台風の規模や進路が定かでない部分も含めて、そのリスクの高さからすれば少なかったのかなと私は感じております。そうした中で、307人の避難者の皆さんは、どうやって避難スイッチを押されたのか、人吉市の情報ポータルサイトがどれぐらい皆さんのお役に立ったのか。そういったところの検証も、ぜひ、避難された方に伺ってみたいと思うところです。

人吉市で、実際、今、部長もおっしゃったように、雨の様子を台風接近中に見てみれば、ニュース報道ほどはないなという印象も確かにございました。しかし、人吉地点を流れる球磨川の集水域全体の雨の降り方については、大きな地域差と時間差があり、その影響を人吉地点だけで推測するのは非常に難しいものだということは、令和2年で経験済みだと思います。

そうした中、多くの専門機関が連携して、人吉市は避難指示を出していると思います。その予測の確率は、非常に高いもので、市民の皆様の避難行動スイッチをしっかりと押すものでなくてはならないと思っております。今回は幸いにして大きな空振りで終わりました。ぜひ、細かな検証をされ、さらに市民の早期避難行動にどうやったらつながっていくのかということの検証を進めていっていただきたいと思います。

それでは、その一方で、早期避難しなかった市民には、今回のことを踏まえ、どう考えていただくことが必要か、お尋ねをしたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君） お答えいたします。

熊本県では、マイタイムラインの作成を推進されておりまして、市におきましてもマイタ

タイムラインの作成などを通じて御家族で災害に対する備えから避難行動の時期の確認などを促しているところでございます。

その一方で、先ほどの答弁と重なる部分にもなりますけれども、校区や町内会を核とした地域として早期に避難行動を起こしていただく体制づくりにも取り組んでいるところでございます。具体的には、地域で発生する危険度が高い災害を想定し、そのための準備と災害時の行動計画となる地域防災計画やコミュニティタイムラインの作成支援を行うものでございまして、地域全体で過去の水害の教訓や情報を共有することで、その地域として早期の避難行動につながる取組を推進しているところでございます。

既に地域防災計画書を作成されております町内では、今回の台風接近に伴う対応としまして、地域の安全が確保できる公民館などの施設へ自主的に避難されたところもあると聞き及んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） ２番、松村太議員。

○２番（松村 太君） 地域でつくられている地域防災計画が、地域の皆さんと共有できたことで避難行動のスイッチが入ったという地域もあったということで、非常に地域防災計画が有効であるということが証明されたんだと思います。これを確実に全ての町内に広げていただきまして、有用な支援策として市民の皆さんに活用をしていただけるように、またいろいろな御指導をいただければと思います。

先ほど、冒頭でも御紹介があった避難所受付システムのポケコンの市民の活用も非常に、避難者が増えてきた場合は必要になってくると思いますので、次回の総合防災訓練等のときには、ぜひ実証実験を重ねていただいて、地域の皆様にも避難所運営の一端を御理解・御協力いただくように、よい機会にしていいただければと思います。

そして、早期避難について、地域防災計画等の成果が出ている一方で、避難行動支援として、道路の浸水深、どれぐらい道路が水に浸かっているかという深さが一目で分かるように表示できないかという質問を、令和３年度から毎年一度は質問を続けてまいりました。これまで、毎回、各関係部署と検討するという御答弁をいただいてきましたので、今回は四度目の正直ということで、検討の結果を伺いたいと思います。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

これまでの松村議員からの御質問を受け、浸水深の表示につきましては検討を進めてきたところでございますが、議員御提案のとおり、浸水深といった予見が難しい情報を視覚的に表示することは、市民の安全な避難行動に資するほか、平常時からの防災意識の向上につながるものと考えているところでございます。

しかしながら、設置にあたっての全体数や、有効な設置箇所など、まだ方針を定めることができない部分もございましてことから、現在、進めております避難路整備事業で整備する路

線や、既存道路で冠水の頻度が高い市道などに道路浸水深が確認できる水位表示を、まずは試行的に設置していきたいと考えております。

今後、関係部局と連携し、市民へのフォローアップや効果検証の上で、令和2年7月豪雨等で浸水した、ほかの地域への設置も検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） これまで検討を重ねていただいた結果、そういった浸水深表示を試行的に設置いただけるということ、現在進められている避難路整備事業において、そういったものの実施箇所等も具体的にお決めいただいて施工するという、本当に私の長年の懸案事項がそのような形でやっていただけるということですが、間違いなくそれはやっていただけるということで間違いのないのか、もう一度、念を押して、確認をいたします。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

避難路整備事業におきましては、避難路整備事業の中でも浸水エリア内の路線において試験的に設置してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） もちろん、避難路全体が浸水エリアにあるわけではございませんので、設置場所の選定をしっかりと確認いただいて、市民の皆様の避難行動にお役に立てるような表示を付けていただきますようお願いをして、それがかなうということは私も安堵し、肩の荷が1つ下りるような気がしております。

令和元年12月に、堤防を越水した場合に備え、浸水レベル予想の情報提供はできないかという一般質問をしております。そのときは、技術的にできないとの御答弁をいただき、そのままにしていたことを、私はずっと後悔しておりました。越水したとしても、避難行動が遅れ、道路が浸水したとしても、少しでも安全に安心して避難経路を、市民の皆さんがその場で選び、避難所までしっかりと避難していただくことがかなうならば、車を水没させて不自由な避難生活が続ける必要もなくなりますし、また、冒頭でいろんなリスクを御紹介しましたが、救援に向かう皆さんが不要なリスクを負うこともなくなります。ぜひ、市内一円にそういった検討を重ねていただいて、広く避難路の安全度を高めていただきますように重ねてお願いを申し上げたいと思います。

では、次に、高齢者の社会活動参加への支援についての質問をしてみたいです。

早期避難が自分の生命・財産は自分で守る第一歩だとすれば、先日も、自分の健康は自分で守ることが大切だというお話が出ておりました。それでも寄る年波には勝てないことも出てくるのは、本当の話でございます。

この夏、最近久しぶりにお会いした方と、「最近あまりお会いしなくなったですね。お変

わりないですか」とお声を掛けて話をしましたところ、耳が聞こえにくくなって会合に行かなくなったとおっしゃいました。耳の聞こえにくさは外から全然分かりませんので、非常に驚きました。いろんなお困りごとが高齢者の方にはあるものなんだと、それを外部の者はなかなか気づかないこともあるものだなと感じましたので、まずは、このような困りごとについて調査をされているのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） こんにちは。お答えいたします。

本市の高齢者施策を定めた介護保険事業計画・高齢者福祉計画は、3年ごとに計画を見直し策定することになっております。

計画の策定に当たり、生活の状況や社会参加、今後の生活についての御意見、サービスの利用意向などの潜在的なニーズ等の調査となります介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を、65歳以上の中から2,400名を無作為に抽出して実施しております。

また、高齢者の地域社会活動への参加状況や課題等を把握するため、令和5年度には各町内会長に対し、町内の高齢者に関するアンケート調査の実施や、地域の中で支え合う生活支援体制整備事業の中で、高齢者の困りごとアンケート調査を実施している校区もあるところでございます。

地域で暮らす高齢者の方々には様々な困りごともございますが、生活支援体制整備事業におきまして、ごみ出し、室内清掃、買い物支援、草取りなど、各校区の実情に応じた取組を行っていただいているところでございます。

また、日常生活の困りごと対策といたしましては、地域包括支援センターの機能の1つであります総合相談支援窓口におきまして、高齢者を介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的に支援をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 地域包括支援センターの皆さんをはじめ、各地域で生活支援体制整備事業に関わる多くの方が、それぞれのお困りごとについてしっかりと相談対応していただいているということだと思います。

ただ、今回、私がお話した方の聞こえにくさは、最初にも言いましたように、外からなかなか分かりづらいですし、だんだんと変化していくものなので、御本人も生活上、何が自分に不自由さとして降りかかってくるのかということ、周りの家族もなかなかその変化に気づかないということも出てくるかと思うんですが、そういった高齢者の外出頻度の変化など少しずつ変わっていく中で、そういったアンケートを取られていると思うんですが、一瞬を捉えたアンケートではなくて、そういった変化について何か調査をされているのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

先ほど御質問でお答えいたしました、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の中で、外出についての質問項目がございます。「週 1 回以上の外出をしているか」の問いに関しましては、「週 5 回以上」が40.9%と最も高く、次いで「週 2 回から 4 回」が38.4%、「週 1 回」が10.3%の順でございます。

また、「昨年と比べ外出回数が減ったか」の問いに関しましては、「減っていない」が38.3%と最も多く、「あまり減っていない」が29%、「減っている」が24.4%の順となっております。

「外出回数を控えているか」の問いに関しましては、「控えていない」が67.1%、「控えている」が29.7%の順でございます。

外出を控えている理由といたしましては、「足腰などの痛み」が43%と最も多く、「ほかに交通手段がない」や「外での楽しみがない」などが上げられております。

これら外出に関する対策としましても、第 9 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画におきまして、健康づくり、介護予防の推進や生活支援体制の整備を施策に掲げ、例えば運動機能や認知機能の維持・向上を目的とした通いの場や、地域住民が集う場としてのカフェ、サロンなどの取組を推進し、外出機会の創出を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2 番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2 番、松村太議員。

○2 番（松村 太君） 今回の質問の趣旨からして、あえて地域の民生委員さんや暮らし見守り相談員さん、そして認知症サポーターの皆さんのデイサロンですとか朝デイなど、いろんな形で高齢者の方の社会参加や、そういった促しをやっていただいていると思いますが、今回の質問は、外出控えについてどういう政策が必要か、どういうことをされてあるかということですので、あえてマイナスのほう、「減っている」、週 1 回以上の外出が減っている方、24.4%、外出回数を控えているか、控えていないという方が大多数ではあるんですが、「控えている」という 3 割ぐらいの方、そういった方たちにスポットライトを当てて考えていきたいとも思っております。

例えば、今、御紹介いただきました、足腰の痛みで外出を控えているという皆さんに、保健や福祉の関わりとして、どうアプローチをすれば、多分、一人での外出が難しいということでの答えだと思いますので、一人ではないという形での地域社会との接点を減らさなくても済むような、どういったことが地元でできるのかという一歩踏み込んだ施策になるヒントを、生活の変化というところのマイナス面に目を向けていただいて、その実情を図っていただければと思います。

そして、現在行っている運動機能の維持・向上を目的とした通いの場を積極的に展開しているということですので、逆に言うならば、外出回数が減っていないとか、控えていないという方が、どれぐらい通いの場実際に参加されているのか。そういったことも、本当にやっ

ている事業と健康を気にして健康を維持している方とが合致している率といえますか、そういったものの検証も必要ではないかと思っておりますので、そういったところまでは聞き取り等が必要になってくるので大変かと思いますが、その実態をしっかりと把握いただいて、より充実した施策につなげていただくようお願いしたいと思います。

昨日、豊永議員からも、聞こえにくさについて、軟骨伝導イヤホンを窓口業務に導入されないかという御要望がっております。まさに聞こえにくさの日々の進行が、日常生活に不便さを伴っているということの一例だったんじゃないかなと思います。私も、軟骨伝導イヤホンについては、すぐネットで調べました。数千円のものから、やはり3万円ぐらいまでのものまで多様にあって、どこかで実際付けてやってみたいなと思うんですが、八代市役所に行って迷惑がられてもいけないので、どこかで試せればなと思っております。

そして、昨日は役場での対応についての、そういうことをしたらいいんじゃないかというお話でしたが、聞こえにくさから来る日常への影響をどういうふうに捉えていらっしゃるかお尋ねをしたいと思います。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

耳の聞こえが低下している状態は、言葉の聞き取りに苦勞するため、家族との会話が難しくなり、テレビやラジオの音が聞こえないなど生活の質に直接影響を及ぼします。また、自信をなくし、家庭やコミュニティーでの孤立が進み、外出や社会活動が減少し、心身の健康に悪影響を及ぼす可能性も指摘されております。さらには、危険を察知する能力が低下したり認知症の発生リスクが高まることなど、日常生活に多大な影響を与えると認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） ただいま、健康福祉部長から、耳の聞こえにくさによる生活の不便さについて様々に御提示をいただきましたし、ひいては認知症の発生リスクも高まるのではないかという可能性についても御言いただきました。本当にその入り口になるということをししっかりと受け止めて、いろんな対策が必要になっていくのではないかなとも思った御答弁でございました。

つい先日、私の実家でも、私の母が庭にいるときに、道を通られている方から母に御挨拶をいただいたんですが、母からは応答がないようでした。離れたところに私は立っておりまして、御挨拶をいただいた方に「ちょっと最近、聞こえづらくなっていますすみません」とお伝えしてお声がけをしたら、その方は、「では、次からはもう少し大きな声で挨拶します」と言われて、通り過ぎて行かれました。私は何とも温かいお言葉をいただいてありがたい気持ちになり、通り過ぎていく背中に改めて頭を下げました。本人に、最近ちょっと聞こえづらいんだよねという自覚は確かにあるんですが、本人にも、周りからも、その聞こ

えにくさの程度は視力検査のように数値化されるものではありませんので、非常に分かりにくいといった部分かと思います。

これまでに、聞こえにくさに特化した実態調査などを、サンプリング的なものでもいいので、したことがあるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

聞こえにくくなったことで社会生活にどのような影響が出ているかなど、聞こえに特化した調査に関しましては、現在のところ実施したことはございません。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 加齢による聞こえ方の変化などで有名なのは、モスキート音の聞こえ方というのは皆さんもいろんなところで話を聞かれたかと思います。私も50歳を過ぎた頃から、「最近、蚊が少なくなったよね」なんて、家内とも話していたんですが。息子に、単純にモスキート音が聞こえなくなっているだけじゃないのというふうな指摘を受けました。そのときは、かなりがっかりいたしました。日常生活にはほとんど影響がございませんので、それが聞こえにくさだという自覚もない中でのそういう話でしたので、非常に驚きました。先ほどの私の母や、私もモスキート音が聞こえないということの自覚がないまま生活をしている。御挨拶をされても、それに返さない。本人は、いつも会う方に挨拶されなくなったと感じているかもしれません。そして、静かに電気で走る車が背後から近づいてきても、部長もおっしゃったように、恐らく追い越されるまで気づいていないんじゃないかと思っております。

こうした自覚のないコミュニケーションの減少や、危険の判断ができなくなっていくリスクが、社会生活の中でかなり弊害として出てくると思います。聞こえにくさへの対応策などをどう考えているか、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

3回目の御質問と重なる部分もございますが、議員がおっしゃいますとおり、他人との会話がうまくつながらないと、自分の気持ちを伝えられないなどコミュニケーションが円滑にいかなくなり、社会から離れてしまう要因になると考えております。

このような問題に、本市で取り組む予防策といたしましては、聞こえ方の変化に気づいたら、まずは医療機関を受診し、適切な治療や処置を受けることが大切であるということを知っていただくことが重要であると考えております。このことから、高齢者を支える側の人や、何らかの支援が必要な高齢者を対象に、難聴に関する情報提供などを目的としたリーフレットを作成しまして、周知啓発を図ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） この質問の冒頭に、私がお話した方も、とてもふだんウイットに富んでいて、いつもいろんな場で盛り上げられている方でございます。その方が聞こえにくくなり、何人かでの話になると、余計会話に入りづらくなり、何度も聞き返すのも相手に気の毒だし、かといって適当に頷くのも、時に変な顔をされると気まずいと、とても残念そうに、その時お話をされていました。補聴器などお持ちですかとお伺いすると、家族の方が買われたということなのですが、なかなか使いこなせていないということも言われておりました。

御答弁にあったように、医療的に、自分の聞こえにくさの程度をしっかりと理解することが、まず最初にやるべきことだと思います。しかし、中には病院とか、病気であるということへの苦手意識を強くお持ちの方もいらっしゃると思いますので、聞こえにくさの自己診断方法や、最近こんなことにお困りではありませんかというような生活上の注意点をお知らせするリーフレットなど、御本人はもとより、御家族など周りの方にとっても安心の材料になると思いますので、作成と配布をよろしく願いしておきたいと思います。

それと同時に、聞こえにくさの調査はしたことがないということでしたので、実態調査をやっていただきたいし、聞こえにくさの生活上の注意点、周囲の見守りの仕方など、どこかサンプル的に町内会や老人会を選んでいただいて、そういった調査のお願いや勉強会などやってみてはどうだろうと思うのですが、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

聞こえに関する実態調査につきましては、調査方法など先進地事例を参考にするなど、調査研究を行い、課題や住民ニーズの把握に努めてまいりたいと存じます。

また、難聴高齢者への支援の方法につきましては、厚生労働省から、令和6年3月に、「難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する手引き第1版」が出版されておりますので、こちらを参考に加えて、補聴器などの医療器具の対応につきましては、医療機関等に御相談させていただきながら支援体制の仕組みを検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 非常に前向きな御答弁をありがとうございます。厚生労働省からも、聞こえにくさ、難聴ということで、地域連携を図って支援体制を図るようにと通達が出ているということですので、ぜひ、それを基にした、聞こえにくさの住民ニーズの把握をしていただき、さらに踏み込んで、そういった支援体制も検討いただけると、地域共生社会の真ん中に地元の先輩方がいつまでも楽しく生活していただけるようになりますので、どうぞ、よろしく願いをしておきたいと思います。

では、次に、来年、戦後80年を迎えるにあたっての項目について質問をしてみたいと思います。本市の戦後80年を迎えるにあたっての取組についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

まず初めに、本市におきまして例年実施しております取組をお答えさせていただきます。
10月に太平洋戦争で亡くなられた人たちを追悼する戦没者追悼式を、人吉市遺族会の皆様と協同で開催しております。今年も、10月5日土曜日に、カルチャーパレスの小ホールで開催する準備を行っているところでございます。

また、8月6日と8月9日に、広島と長崎に原子爆弾が投下された時刻に、原爆死没者への追悼と世界恒久平和を祈るため、そして、8月15日には終戦記念日に戦争による全ての戦没者に対し追悼の誠をささげるため、サイレンを鳴らして市民の皆様に黙禱の呼びかけを実施しているところでございます。

来年度、戦後80年という節目を迎えるにあたりまして、現時点で具体的な行事の計画はしていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 確かに、8月6日、8月9日、そして8月15日のサイレンの吹鳴のときには、心なしか周りの事業所も静かになりますし、車の往来も少なくなるような気がして、全国の皆様が気持ちを1つにして平和を願われている貴重な時間を過ごしているのだなと思っております。

ただ、来年にはなりますが、戦後80年ということは終戦時10歳だった方が90歳に、20歳で終戦を迎えられた方は100歳になられます。実際に戦争の混乱の中を生き抜いてこられた皆様方、そのときの思いや、そのお考えをうかがえるチャンスは少なくなっていくのではないかと心配しております。戦争の教訓を風化させ、いつの間にか消えてしまうことのないように、しっかり受け継いでいかなくてはいけないと強く思っております。

ここで、人吉市での戦争による被害を把握しているかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

本市で従軍された方、戦死された方、御健在の従軍経験者、御家族を戦争で亡くされた方につきましては、相当年数を経過しており、根拠のある数字をお示しすることはできませんが、戦没者につきましては、戦没者追悼式における資料において1,441柱となっていることから1,441名の方が太平洋戦争において亡くなられている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 人吉市での戦没者の方がこれだけいらっしゃるということをしっかり覚えておかなくてはいけないと思います。そして、決して本や教科書の中の出来事ではないということを受け継いでいく必要があるとも考えます。

今回は、私の父の話になりますが、錦町にある海軍基地で予科練卒でございます。宮崎県

都農町の海岸を二人で歩哨として出ていたときに、海岸線でアメリカの戦闘機から機銃掃射を受けたことを時々話してくれました。そこからたった今帰ってきたかのように、身振り手振りで語ってくれました。幸いにしてけがすることもなく済んだそうですので事なきを得たわけですが、もし、そのとき父が死んでいれば、当然、私はここにいないということになりますし、また、父は、あと半年早く生まれていれば特攻に出ていたかもしれないとも語っておりました。そうなっていたら、やはり私はここにはおりません、この世にいないわけです。私の子供たちも、二人おりますが、この世にいないわけです。今の世代にとっても大きな意味を残す戦争だったと私は思います。

私の父には、もう話してもらうことは非常に難しくなっていて、とても残念ですが、貴重な戦争の証言を直接伺う機会は限りなく少なくなっていくと思います。これを後世に残す必要があると私は思いますが、どのようにお考えか、本市に戦争に関係するものがどれぐらいあるのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

議員が危惧されているとおり、戦争を経験した世代の方々からお話を伺う機会は年々減少しております。これらの証言を後世に残していくことは、戦争の悲惨さや当時の生活の厳しさを理解し、二度と同じ過ちを繰り返さないための教訓として大変重要でございます。

このようなことから、本市におきましても、平成21年度から平成22年度の2か年にかけて、戦争体験と平和への思い緊急調査事業といたしまして、体験談集「戦争体験と平和への思い」を製作し、太平洋戦争時における人吉市マップも、本の附属品として製作しております。この体験談集は、昭和16年生まれ、終戦当時に4歳だった方から、大正6年生まれ、当時28歳の方まで、本市在住の50名を超える方に当時の貴重な体験を語っていただいたもので、小学校高学年版と中学校一般版の二種類を製作し、学校などにも配付しております。なお、貴重な資料としまして図書館に所蔵しております。

また、戦争遺構につきましては、本市市内にも防空ごう跡地などがあるようでございますが、現存する遺構については詳細な確認ができておりません。しかしながら、先ほど御説明しました体験談集の戦時下マップには、さきに述べました防空ごう跡やグライダーの訓練場、製鉄所跡地、敵の飛行機を打ち落とすために設置されていた高射砲の跡地など、当時の本市の戦争遺構の場所が記載されておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 既に、貴重な証言や戦争遺構をまとめたものがあるということです、安心をいたしました。

そういった貴重な資料を、来年80年を迎えるにあたり、デジタル化などしてホームページなどで一般に広く見ていただくような取り計らいも検討いただければと思います。

また、今年になって、九日町でも戦時中、アメリカの戦闘機による機銃掃射があり、死傷者が出ていたというお話を、直接それを見聞きした、その場にいた方からお伺いすることがありました。そういった記録があるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松尾美紀君） お答えいたします。

先ほど御説明いたしました体験談集によれば、人吉市内で複数回の機銃掃射があったことや、その場所としては人吉駅、当時の人吉中学校、当時の人吉貯木場木炭倉庫、球磨川近辺でも機銃掃射があったとの記載がされております。そのときに亡くなられた方がいたのかということと、詳細な場所につきましては、史実として事実を確認できる資料を見つけることはできませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 機銃掃射はこのような山の中でも、ごく普通のまちの中で行われていたということは、やはり、戦争というものは怖いものであり、日常の中に起こしてはならないものだとして強く、改めて考えるところでございます。

私の子供の頃は、原爆の投下された日、夏休み中に平和教育のため登校日がありましたが、現在はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○教育長（志波典明君） こんにちは。松村議員の、午前中の最後の御質問、松村議員が子供の頃は、夏休みに登校日があり平和教育が行われていたが、現在はどうなっているのかというお尋ねだったかと思います。それにつきましては、議員が言われるとおり、昭和50年代頃は、人吉市の小中学校では夏休みに登校日がありました。学校によっては、平和に関する学習があったようですが、現在は、全校児童・生徒が集まる登校日を設定して平和に特化した学習は実施していないという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 現在、ロシアとウクライナやイスラエル、ガザ地区で非常に凄惨な戦争状態が続いているわけですが、現在行われている平和教育に関することには、どのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

平和教育は、平和を築く民主的主権者を育てる教育であり、戦争や、それに関わる貧困、

抑圧、差別問題を解決する行動につなげる教育と、人権、仲間意識などの平和意識や人間関係から平和教育の土壌をつくる教育の両面から進められております。

具体的に紹介いたしますと、教科の学習におきましては、学習指導要領に即して、主に戦争に関わる内容が、小学校6年生の社会科、中学校の歴史、公民分野等で扱われており、日本の歴史や国際関係に触れる中で学んでおります。

行事では、小学校では長崎への修学旅行を、平和教育の1つの機会として設定しております。社会科における事前学習に加え、長崎原爆資料館や被爆地の見学、語り部の方々の戦争体験・被爆体験の講話など様々な体験活動により、戦争によってもたらされる惨禍や核兵器の脅威、平和や命の尊さを学んでおります。

また、国語科、道徳科、特別活動等の人権学習、総合的な学習の時間においても学習をしております。例えば、小中学校の国語科では、戦争や平和を題材にした教材文の主題や作者のメッセージを読み取ることを通して平和や命の尊さについて学んでおります。

人権学習におきましては、戦争をはじめ、暴力、いじめ、差別のない社会の構築に向けて、小中学校で様々な題材を元に学習をしております。

加えまして、本市の小中学校では、青少年赤十字に加盟して活動を行っており、国際平和と人類の幸福のために活動したアンリ・デュナンの功績に学び、その精神を児童会、生徒会活動においても学校生活に生かしております。

教育委員会といたしましては、このような平和を求める学習を含め、各学校で行われる様々な特色ある活動を通して、戦争によってもたらされる惨禍や核兵器の脅威を理解し、平和を構築するために様々な国の歴史や文化を学び、世界平和と人類の福祉につながる自分の役割について考える機会を大切にしていきたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 当然、我々政治家にとっても非常に考えなくてはならない事案だと思いますけれども、戦争に至る道に自ら足を踏み出さないための学びや気づき、そしてしっかりと考える。その上で、社会での自らの役割や行動へとつながる教育を学校でしていただいているということだったかと思います。

実際、子供たちが平和についてどういった意識を今持っているのか、そういった調査、アンケートなどしたことがあるのか。子供たちの平和の意識についてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

平和に関する子供たちの意識については、調査はしておりません。

次に、子供たちが考える平和とはどういうもののかの御質問でございますが、平和は戦争のない社会と考える子供も含めまして、その捉え方は発達段階や経験によりまして様々なあると思います。平和な社会を子供たちの日常生活に置き換えて考えてみますと、子供たちの身

近な社会は学級でございます。平和な社会は暴力などの争いのない学級、不公平のない学級、いじめのない学級、そして、みんなが楽しく笑顔でいられる学級などと捉えることもできるかと思います。

全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙調査には、子供のそのような身近な社会に関わる調査項目が幾つかございます。その項目の例を7つほど挙げてみますと、1項目めが、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」、2項目めが、「人が困っているときは進んで助けていますか」、3項目め、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」、4項目め、「普段の生活で幸せな気持ちになることはどれぐらいありますか」、5項目めとして、「友達関係に満足していますか」、6項目めが「学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見の良さを生かして解決方法を決めていますか」、最後、7項目めが「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」、このようなものでございます。

この調査項目は、学級が規範意識や自己肯定感、幸福感、人とのコミュニケーション、社会貢献への意識について支えられているかどうかを評価することもできるかと思います。本市の調査結果は、約8割から9割の児童・生徒が「当てはまる」と回答しております。

教育委員会といたしましては、平和を築く要素の1つが、戦争のない社会であると認識しておりますが、子供の身近な社会に置き換えて考えてみますと、平和への第一歩は身近な学級の中にあり、その中で自分の役割を理解し、できることを模索し実行していくことだと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 学級という社会の中で、子供たちが平和ということに直接関係なくても、学級の中での友達同士や、自分のクラスの中での貢献といったものについて考え、学び、実行していくということは、大人になって様々な社会の中でも実践できることですので、しっかりと学び取ってもらえたらと思います。

今回の私の質問の要旨であります、来年戦後80年を迎えるにあたってということでございますので、あえて、今の子供たちからすればおじいちゃんの世代、もしくはそれ以上になりますかね、曾祖父といったような年代の隔たりがございますけれども、最初のほうに申し上げましたように、90歳や100歳に近い先輩方のお話を直接伺える貴重な少ないチャンスの1つが、戦後80年という時期につくれるのではないだろうか私、個人的に思っておりますし、本などで読む、ビデオなどで見るということ以上に、やはり生の体験者の方にそういったお話を聞くということは、それぞれの子供たちにとっても大きな記憶に残る財産に、ぜひ、してほしいという思いもございます。そういった機会をつくれないうか、お尋ねをしたいと思います。

○教育長（志波典明君） お答えをいたします。

議員言われましたとおり、2025年には戦後80年を迎える今、戦争の実体験を聞く機会が少なくなることはとても残念なことでございます。戦争は最大の人権侵害であると言われます。無知や無関心であることは人権問題を悪化させるとも言われております。議員が言われたとおり、未来を築く子供たちが、語り部の方からお話をいただく機会をつくることはとても大切なことだと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、人吉球磨では長崎への修学旅行を平和学習の1つの貴重な機会としておりますが、この人吉球磨でも空襲や食糧難、徴兵による家族離散などの苦しい生活があったことも事実でございます。そのことを実際に経験された、命のつながりのある曾祖父母や地域の方々の生の声を聞くということは、子供たちの今後の未来に大きな影響を与えるものだと考えます。

教育委員会といたしましては、命のつながりという視点からも、今ある自分の命の偶然性、いつか終わりを迎える命の有限性、先祖から受け継ぎ、子孫へ受け渡していくといった連続性など、先祖代々受け継がれてきた命の中に、偶然にも自分の命が今存在していることを自覚し、戦時中を生きた人々の思いや願いを、語り部の方と交流をする中で受け継いでいかなければならないと強く考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 連日、テレビでも悲惨な状況が報道されております。決して遠い異国の地の出来事ではなく、日本でも、つい80年前にそういったことがあり、いつ、そういったことが起こるか、これから先知れません。しっかりと子供たちに、その是非について、自分なりの考えをもってもらうためにも、そういった機会をつくっていただきますように切にお願いを申し上げたいと思います。

では、いよいよ最後の質問項目、人吉のこれからについてお尋ねをしてみたいと思います。

松岡市長が当選されてから3期目でございますが、これまでに歴史的にまれにみる巨大な自然災害を二度も経験し、そして、その最中、コロナ禍という、全世界人類を孤立化し、恐怖に追い詰めた未知の病気とも闘い、そして現在も、まだ復興の途中である松岡市政でございますが、今般、県政においても新しい知事が誕生され、改めて人吉の未来の継続性を考えていらっしゃると思いますので、市長のその思いをお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今から69年前の昭和30年、1955年に、本市の人口は4万7,877人のピークを迎え、その後、人口減少が始まりました。昭和50年代には若干の増加が見られたものの、人口の減少は進み、今年3月には2万9,824人と、3万人を割り込み、国立社会保障・人口問題研究所の推計に

よりますと、今から16年後の令和22年、2040年には本市の人口は2万3,659人まで減少すると予測されております。

今年度を始期とする第6次人吉市総合計画（後期基本計画）では、人口減少と少子高齢化の進行を最も配慮すべき社会潮流の1つとし、喫緊に取り組む必要のある地方創生施策を掲げ、少子化・人口減少に歯止めをかけ、社会の変化による市民のニーズの多様性や地域の特性などに応じた施策を残すことにより、将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するための様々な施策を進めることとしております。

また、本市を含む人吉球磨地域は、歴史的にも経済的にも1つの地域であり、本市が抱える様々な社会的課題の解決には、人吉球磨地域全体の課題として取り組むことも重要であるとの考えのもと、圏域全体の課題に対して人吉球磨定住自立圏を軸に、それぞれの市町村が有する都市機能や地域資源を有効に活用し、圏域全体が将来にわたって持続可能な地域となるよう、連携による課題解決に取り組んでいるところでございます。

定住自立圏は、市町村合併を前提とした取組ではございませんが、今年3月の市議会一般質問の池田議員への答弁の中でも述べさせていただきましたとおり、人吉球磨の将来について思いをはせたとき、市町村合併についての議論は避けて通れないものであるというのが私の考えでございます。

市町村合併は、その機運の醸成に向けた環境づくりを丁寧に重ねていくことが重要と考えますが、人吉市及び人吉球磨全体が、ここで暮らしてよかった、これからも住み続けたい、そう思っただけの地域となるため、人吉市長として、このテーマに前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

急速に進む人口減少や少子高齢化といった社会潮流、そしてコロナ禍や令和2年7月豪雨災害のような予期せぬ災害など、これから本市の向かう先には様々な壁が行く手を遮ってくるかもしれません。市長として市政を預かる私がすべきことは、総合計画に掲げた施策を着実に進め、また、圏域全体では人吉球磨地域定住自立圏を軸とした連携を進めることで、地域全体の課題に対して着実に取り組んでいくことであり、そうした不断の取組が、本市で暮らす全ての市民の皆様の幸福な将来につながるものと信じております。

今年3月、4期16年にわたり熊本県政を牽引された蒲島知事から木村敬知事に県政のバトンが渡されました。木村知事が掲げる「県民への10の約束」の一番目には、「県民の命と暮らしを守る」が掲げられており、復旧・復興プランを今年中に改定し、「新時代共創復興プラン」として取りまとめると、知事は述べられております。県政において様々な課題がある中、木村知事が豪雨災害からの復興を最も重要な施策の1つに取り上げられたことを受け、被災自治体の市長として、市民生活の基盤となる災害に強い、安心・安全なまちづくりの実現に向け、熊本県が進める緑の流域治水にも、これまで同様、県そして他の流域市町村と共に、流域自治体の一員としての責任を果たしていかなければならないとの思いを一層強くし

た次第でございます。

第6次人吉市総合計画の着実な実行、定住自立圏を軸にした圏域市町村の連携の推進、そして熊本県による創造的復興のための振興策、これら全てが着実に前に進むことによって、本市総合計画（後期基本計画）において掲げている本市が目指すべき将来都市像である「新たな価値の創造 次なる挑戦へ 未来協創都市ひとよし」が実現し、市民の皆様お一人お一人が幸せを実感していただけるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 2番、松村太議員。

○2番（松村 太君） 非常に踏み込んだ御答弁をいただいたのではないかと、ありがたく思っております。

今、市長がおっしゃったように、第6次総合計画、約170ページに及ぶ計画でございます。多岐にわたる諸問題を、将来にわたって一つ一つ、丁寧に解決していく道筋が示してございました。今、御答弁の中でも重ねてお話がありました定住自立圏の確立を、人吉のみならず圏域全体で確立していくことが、少子高齢化、球磨郡人吉市全体で抱える共通の課題として、それを解決する重要な施策の1つと捉えていらっしゃるのではないかと思います。

また、県政におかれましても、流域治水をしっかりと確立していただくことが、地域の住民の安心・安全につながり、住み続けたいまちということが、そのとき初めて確立できるのではないかと思います。その後、次への挑戦、もしくは同時進行の中で次への挑戦として、広域の各自治体との合併も1つの視野に入れ、盤石な基盤をこれからつくっていただけるものと思います。これまでの市長の重責と実行力は、未来に向けても、その実力をいかんなく発揮していただけるものと、改めて市長の強い信念と秘めた覚悟をお聞きして、私も一議員として身の引き締まる思いでございます。ぜひ、機会を改めて、このことについては、また議論を深めていくように私も勉強し、市長と議論を重ねていきたいと思っております。

本日は、以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時52分 休憩

午後2時08分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君）（登壇） 皆さん、こんにちは。最後です。よろしくお願いします。

1番、日本共産党の川上紗智子です。よろしくお願いします。

何人かの方々から、台風10号の話が出ました。8月の台風10号は、非常にゆっくり進んだ。そのために長時間、また繰り返し雨が降ったりやんだり、予想を超えた現象が発生したと思

います。温暖化、異常気象が進む中で、どんな雨が、どこに、どれだけ降るのか分からない。そんな状況が進んでいますが、そういうときに特定の降雨現象、例えば、ここと言えば川辺川の上流でたくさんの雨が降ったという条件のもとでの洪水しか対応できない。巨大なダムを造っても災害を防ぐことができないと思います。人吉市の洪水防止のため、流量の半分以上をダムなどに頼って、川では流せるのは全体量の半分以上。人吉市の洪水対策は、全国一危険なものだと私は思います。ダムによらない治水対策に転換することが求められていると思います。そしてまた、私たちのアンケートや様々なアンケートで、どういう治水対策を望むかというときに、ダムによらない治水対策をとという声が多くあります。そのことも受けまして、何としてもダムによらない治水対策を進めていくために、今日は、この問題1つに絞って質問をさせていただきます。

それでは、早速質問に入ります。今日の大きな項目は、市民の命と財産を守る治水対策です。

まず、初めに、中川原公園の問題と河床掘削の問題でお尋ねいたします。

中川原公園の掘り下げ問題では、4案まで案がありました。3案と4案を比べたときに、3案より、さらに2メートル下げるとというのが4案でしたが、なぜ、2メートル下げても2センチメートルしか水位が下がらないのか、お答えください。

○復興建設部長（立場康宏君） お答えいたします。

中川原公園の復旧にあたっては、4つのケースの復旧案について、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所に検証を依頼したところです。議員御質問の、3案より、さらに2メートル掘り下げても、なぜ4案では水位低減効果の差が2センチメートルしかないのかという御質問に対しまして、国土交通省に確認しましたところ、複雑な水の流れを評価するため、面的な流況解析シミュレーション及び水理模型実験の2つの手法を用いて検証した結果、公園廃止案である第4案については、第3案に比べ、球磨川左岸61.6キロメートル地点において、水位が約2センチメートル低減するとの報告をいただいたところでございます。

なお、第4案については、第3案からそのまま2メートル掘削するのではなく、大橋の橋脚保護のため、一部は引き続き残す案となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 水害のときに、人吉市がテレビに出るとき、必ず中川原が出ます。

知らない人は、何であそこに川が流れにくいような中州があるんだろうかと思う人もいるんじゃないかと思いますが、市民は違うと思いますけれども。いわば中川原は中州だったわけですよね、ですから、公園としてではなく、中州として見れば、高かったときには、4メートルから6メートルぐらいの高さがあるものになっていたわけです。今も、高さは一定の高さは維持されています。

ですから、中川原をどうしたいかということ、公園をどうしたいかということ、別にするれば、中川原を河床掘削、河道掘削の対象にするということは、洪水を防ぐという点で最初からなしの選択肢ではないと私は思うんです。水があふれました、そして浸水しました。水があふれないようにするためには水位を下げるか、堤防を上げたり家を上げたりしてつかないようにするかのどちらかだと思います。ならば、洪水が起きた場合、その被害が出た地域では、川を掘るのと堤防を上げるのを1セットにして、また越水しないようにということ、で工事が全国でやられていると思います。その1つ、河床掘削が、中川原も対象になるのではないかとthinkんですが、今、改めて公園として使おうというようなことでやられています。水位を下げるために低くすることを私も言ってきましたけれども、同時に、忘れてならないのは、あの公園があることによって、橋も1セットだと思んですが、洪水の水位がせき上がったという現象があるわけです。幾ら20センチメートル、30センチメートルをいろんなところで下げても、あそこで2メートルせき上がったら、それこそほかの努力が無駄になるようなことになるのではないかとthinkんです。ですから、改めて、中川原の問題は決してこのまま進めてはいけないんじゃないかと私は思っています。

次の質問に移ります。河床掘削の問題ですけれども、中川原公園を扱っても、4案にしても2センチメートルしか下がらない、だから3案にしたということですが、河床掘削したり河道掘削したりする場合、効果が何センチメートルあれば掘削するということになっているのか。また、国土交通省は掘削箇所及び、その量はどうやって決めているのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

球磨川における河道掘削の掘削箇所や掘削量につきましては、国土交通省において、ダムや遊水地、堤防整備、宅地かさ上げ等、あらゆる対策を含め総合的に勘案をし、決定されているものと認識をしております。

なお、球磨村渡から人吉市街部の区間につきましては、砂礫層が薄く、大規模な掘削を行いますと人吉層が露出をします。人吉層は脆弱なシルト岩が主体で強度が低く、乾湿の繰り返しにより劣化をし、流水により洗掘が進行しますと、護岸、橋梁等の維持管理への影響が懸念され、また、人吉層の露出や砂礫層の減少により景観面の悪化や河川環境への影響が懸念されるところでございます。

このため、人吉層を露出させないように、平水位以上、ふだんの水位以上の掘削を基本とし、平水位以下、いわゆる水中の掘削につきましては、人吉層が露出しない範囲に限定をして掘削を実施されると伺っておるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 人吉層の問題は、私もいろいろお聞きしながら分かっている問題で

す。今現在、人吉層までも行っているぐらい河床掘削をしているかどうか分かりますか。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

我々がお伺いしているのは、人吉層が露出しないように平水位以上の掘削をしていると伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 先ほどのお答えで、掘削だけでどれぐらい水位が下がるかは、それだけでなく、総合的にそれは判断しているということでしたけれども、一つ一つ計算をしないで、それがどうやったら総合的に数字が出てくるのか私には分かりませんが、市民の側からいけば、あそこももっと掘削してほしい、ここも掘削してほしいという思いは、それぞれの地域であります。この箇所を掘削すれば、これぐらい下がるとか、そういうものがもし分かれば、ぜひ知らせてほしいというのが市民の思いだと思います、私の思いでもあります。

掘削の場合は、それをやったからといって、すぐに水位がどれだけ下がるか分からないという話ですよ、そういうことだと思うんですけど。それだったら、堤防を10センチメートルかさ上げすれば、それだけ水は流れる。もう誰が見ても分かるわけですよ。そのところをぜひやるべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

繰り返しになりますが、ダムや遊水地、堤防整備、宅地かさ上げとあらゆる対策を含めて総合的に勘案をして治水対策は行われるものと認識をしていますので、お答えはそのようなものになると思います。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） それでは、次に行ってから、また戻りたいと思います。

緊急治水対策プロジェクトについてお尋ねをいたします。緊急治水対策プロジェクトは、以前の質問でも言いましたが、このプロジェクトの事業が完了すれば、市民の側からいけば、それだけで豪雨災害から身を守ることができるというものだとは思っているんですが、それで完結するものということで理解しています。

けれど、球磨川の緊急治水対策プロジェクト事業では、人吉市を守るのは、現在で言えば上流の遊水地だけであると思います。その遊水地も、今いろんな御意見があって、なかなか進んでいないと思うのですけれども。前回お尋ねしたときには、川辺川ダムができてこそ、全て有効に働くということを何回もお答えいただきました。それで、御質問ですけれども、緊急治水対策プロジェクトは水害があったいろんなところで取り組まれている事業ですが、全国的に緊急治水対策プロジェクトにダム建設を位置づけているところはありますか。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

緊急治水対策プロジェクトにつきましては、近年の洪水により大規模な浸水被害が生じるなどの激甚な被害を受けた河川について、再度、災害防止に向けて取り組まれているものでございまして、国・県・関係市町村が連携をしつつ、流域治水プロジェクトの一部を加速化・強化し、流域全体で再度、災害防止に向けてハード・ソフト一体となった対策を短期的・集中的に行うものとされております。

詳細につきましては、国土交通省ホームページにも公表されておりますが、御質問の、ダム建設を明示したものはありませんけれども、ダム等の調査・検討を位置づけているものはあると伺っておるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ダム建設は入っていないんですね。ということは、市房ダムの再開発も、予算上は多分入っていないと私は思っているんですけど。それならば、以前、私が質問したときに、いろんな事業の効果を聞いたとき、全て、ダムができたらこうなるとおっしゃったのは、それはそうだと思うんですけども、数字的におかしいところはなかったかと思うんですが、ダムができないと緊急治水対策は完了しないということになるんでしょうか。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

緊急治水対策におきましても、様々なスケジュールが引かれておりまして、第2段階としましての流水型ダムの検討、あるいは市房ダムの再開発というところが明記してありますが、あくまでも短期的第1期につきましては、市房ダムの再開発を含めまして調査・検討を始めていくと明記されているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） ダムが出来上がるまで10年ぐらいだと言われてはいますが、じゃあ、その間にやる治水対策は、緊急治水対策プロジェクトの事業のみなんでしょうか。確認のため教えてください。

○復興政策部長（溝口尚也君） お答えをいたします。

緊急治水対策プロジェクトの発表の後、球磨川水系河川整備計画が策定されておりますが、その中で河川整備が行われていくものと認識をしております。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） それでは、次の質問に移ります。

ダムによらない治水対策ということで、蒲島知事がダムは造らないと白紙撤回をした後、ダムによらない治水を検討する場、もしくは協議会、いろんなものがつくられて、ずっと議論をされて、11年、12年ありました。そして、令和2年の豪雨災害が起きました。市長が、

今年の6月議会の私に対する答弁で、「ダムによらない治水を検討する場の中で、ダム以外でやれる治水対策は全てやるということが計画の中に示されており、その計画にのっとってかなりの量の治水対策が行われてきたと認識している」と答えてくださいました。この中で、計画と言っていらっしゃるのは何のことか。その計画にのっとって行われてきた治水対策とは何か。中でも、人吉市内で行われた事業はどんな事業が行われたのかお答えください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

去る6月の議会で、復興政策部長が答弁しておりますが、国・県・流域市町村で構成されたダムによらない治水を検討する場においては、直ちに実施する対策、追加して実施する対策として、堤防補強、河道掘削、宅地かさ上げ、堤防整備、市房ダムの有効活用、遊水地、被害を最小化するためのソフト対策等が計画されていたところです。

また、ダムによらない治水を検討する場開始以降、令和2年7月豪雨までの間に、人吉市内における球磨川の直轄管理区間では、ハード対策としましては大柿地区及び中神地区における河道掘削、中神町地区及び温泉町地区の堤防浸透対策、矢黒地区の掘削、築堤が行われております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） かなりの治水対策が行われているという割には、人吉市内でやられているものは少ないなと感じるのは私だけでしょうか。特に令和2年の豪雨災害で浸水した地域に関係するということ言えば、矢黒町の第一索道のところの河道の掘削だと思います。もし、ほかにダムによらない治水対策をやっていれば、人吉市街地の浸水被害はもっと少なくてたんじゃないかと思いますけれども、いかがですか。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

ダムによらない治水につきましては、その当時の関係する方々がお集まりになって考えられる対策が列記されているものと認識をしておりますし、治水対策は流域全体で行うものでございまして、流域全体で取り組まれた施策については、かなりの量になるという意味でお答えをさせていただいたところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 流域治水を私は否定するものではありませんけれども、人吉の被害が少なくなるようにという対策は、流域治水だからそういう対策はできないということなんですか。例えば、さっき私は、浸水被害を少なくするために、普通の災害の工事であれば河道を掘って、堤防を上げて、今度は大丈夫だよとするのが普通の工事です。普通の工事も、なぜ堤防のかさ上げを人吉市内でやるということを提案することをされなかったんですか。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

先ほど議員がおっしゃいましたように、洪水被害を防ぐための方法として大きく2つ、川で降った雨の量をたくさん流すこと、そして、先ほどおっしゃいましたように、川で流す水の量を減らすこと。私もそのように思っております。水位を下げるとおっしゃったと思いますが、水位を下げるということは、その地域で降った雨をいかにその川で流さないようにするかという意味だと私も思っているところでございます。

これまで、河道掘削や堤防について、ダムによらない治水が進められてきたわけですが、その後、これだけ大きな被害が起きて、議員がおっしゃいますように、川で流す水を減らすための取組として、田んぼダム、遊水地、そして流水型のダムの計画がつけられたものと理解をしているところです。そういった意味で、現在の緑の流域治水、ダムによらない治水を検討する場で検討された施策にプラスをして、治山も含めて、今、取組が進められているものと理解をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 田んぼダムや遊水地で、川に直接流れる水を少しとどめておくということには、私も同意見ですけれども、ダムは別です。それははっきりさせておきます。

それで、私が言っているのは、水位を下げるというのは河道面積を広げるということです。川の幅を広げるということとはできなくても、堤防を1メートルとか上げて流れる水の量を増やすということを、特に今日は訴えたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

まず、治水は流域全体で考えなければならない取組だと思っております、人吉だけ堤防を上げてても効果がないということは御理解されていると思います。

堤防を上げるということは、流域全体全てにおいてそうしないと、1か所だけ上げてても、そこからはあふれなくても、違うところであふれるという現象が起きているので、そういった意味での、やはり堤防を考えるべきだと思いますし、河床掘削におきまして、例えば人吉だけ掘っても、流域全体で考えないと、効果はなかなか出にくいんだと思います。

その中で、先ほど人吉層の話が出ましたとおり、生態系への影響、または、例えば橋梁への影響等々も鑑みますと、なかなか現実的には厳しい取組だと理解をしているところでございます。

また、物理的な話をしますと、堤防を上げれば上げるだけ、水害になったときの被害が大きいです。つまりは位置エネルギーが高くなるので、高いところから物が落ちてきたほうが、より被害を受けやすいという考え方もされているようでございます。

そういったことを科学的に検証をし、国土交通省で組み立てられ、今の緑の流域治水をはじめ、治水対策が計画をされているものと理解をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1 番、川上紗智子議員。

○1 番（川上紗智子君） まず、堤防を上げたら、それだけ危険度が増すと、私は何回もここで聞きました。一瞬そうかなと思ったんですが、でも、どうして全国で堤防を上げることをやっているんですか。国土交通省は堤防をかさ上げしないという方針を持っているんですか。危ないから全国的に堤防をかさ上げしないんですか。違う、球磨川だけだということなんですか。

例えば、川辺川ダムを造るにあたって、八代の被害もあるんだ、危ない、八代もということと言われていますけど、令和2年の豪雨災害で八代の堤防は決壊したのでしょうか、ぎりぎりのところもあったと聞きますけれども。昔、すごく決壊した後、頑丈に造って、それ以来、そういうことはないとは私は聞いています。堤防を造ったら危険度が増すというのは、それは堤防を造ったら駄目だということを言っていらっしゃるんですか。そして、堤防を全部造らなきゃいけないから、人吉だけ造るわけにはいかない。でも、もし、堤防が1メートル高かったら、今あるものに1メートルかさ上げしたら、そして河床掘削をしたらあふれない状態がつかれるかもしれないじゃないですか。それでも、堤防は上げたら駄目だ、危険だとおっしゃるのでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

今の堤防を見ていただくと分かりますように、上に上げるためには、その後ろの強度、補強も必要だということがございます。球磨川の近くで、ホテル、旅館、飲食店がびっちりと軒を並べて、現在生活をされております。それだけ上げるということになりますと、それだけ堤防を造るための幅が当然必要となってきますし、まちに与える影響もかなり大きなものがあるという説明を受けているところでございます。

やはり、治水を行うにあたっては、その地域、その場所の地形的な特色があると思っておりますし、川もまっすぐ流れているわけではありません、勾配もあります、曲がってもあります。そういったそれぞれの地域、または川の特徴等々を踏まえた上で、この地域にとって最善な治水対策は何かというのを、関係者の皆様方がお考えになった上での取組だと理解をしているところでございます。

ですので、堤防が駄目だとか、それができないとかではなくて、本地域の地形的な特色、またはまちの成り立ち等々に合わせた最善の治水対策案が計画されているものと、河川整備計画の中には織り込まれているものと理解をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1 番、川上紗智子議員。

○1 番（川上紗智子君） 堤防を造るときは、必ずたくさんの土地が要するという堤防もあるでしょう。けれども、熊本市内を流れる白川の堤防工事は違います。これまであった堤防の上にかさ上げをする。その際、鋼矢板を入れて補強して、そしてかさ上げをしてあります。

以前、白川の大洪水がありましたけれど、そのときには白川の災害は激甚災害ということで指定をされて工事がされました。ちょうどまちなかですね、大甲橋、電車通りが走っている橋のあの前後、そこが決壊すると繁華街が全部つかってしまうと、それを何とかしなきゃいけないということで、まちなかの堤防を鋼矢板を入れて高くしています。御覧になったら分かると思うんですが、前の災害のときに上げた堤防と、その上にまた、気候変動による雨量の変化によって、またさらに高くしてあります。それで、移転をするようなことになったところはないというんですね。しかも、5年間でできています。熊本の中心街から黒川までやった工事らしいですけども、5年間でやって、東日本大震災があったから材料が手に入らなくて、一部では7年間かかったところもあると言われているんです。国がやっている工事区間と県がやっている工事区間がありまして、3つ、橋も架け替えています、しゅんせつもしています。全部合わせて幾らになったと思いますか。なんと255億円でできているんですよ。期間も5年だったんです。しかも立ち退きもなかったから、恐らく安くついていると思うんですけど。

こういうふうに同じ国土交通省でも、熊本ではやれて、なぜ人吉ではやれないのかと思うんですけども、ぜひ、こういう相談をしてみられたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか、市長。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

白川の件については、私も詳しくは存じ上げておりませんので、その点と、例えば現在球磨川で進められている計画の比較等々についての答弁は控えさせていただきたいと思いますが、これまで様々に球磨川流域治水を検討されてきた中で、英知を重ねて今回の河川整備計画が作成されていると認識をしております。これにのっとって、一日も早く流域の自治体と共に治水安全度を高めていくことが必要だと認識をしているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 質問通告に出しております、もう1つのものを質問したいと思います。

市長の前の答弁の中で、堤防のかさ上げ、河道の拡幅のほうが莫大な時間と莫大な費用がかかると言われましたけれども、先ほど私は、こんなに安くできる熊本市の例がありますよとお話ししましたが、そのときにおっしゃったものは、どれぐらいの時間と費用がかかるものなのか。その内容は、どういうものなのかお答えください。

そのうち、人吉市の堤防かさ上げに係る費用と内容もお答えいただければと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

令和3年度第3回学識者懇談会の資料にて答弁をいたします。同会議において示された堤防かさ上げ案につきましては、概算事業費約4,900億円と試算されており、30年後において

も整備途上であると考えられております。なお、人吉市の堤防かさ上げに係る費用及び詳細な内訳については示されておりませんが、人吉市街部で最大約2.7メートルの堤防かさ上げが必要となるほか、曙橋と九州自動車道の球磨川第三橋梁を除く市内全ての橋梁架け替えが必要となっております。

また、河道の拡幅につきましては、引き堤の範囲が人吉市街部では最大約270メートル、延長約8.8キロメートルと、市街部の広範囲に及ぶなど、社会的影響が極めて大きいことから、現実的ではないと伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 人吉市に関係する金額も分からないということでしたか。本当に現実的ではないんですか。逆に言えば、今度の台風10号でどれだけ雨が降るかとても心配しました。また同じようになるんじゃないかと、そんな感じがしたんですけども、実際はそんなに雨が降らなくてよかったんですね。だけど、今、もし降ったら、堤防は上がっていない、川底はうんと深くなっているわけでもない。あふれてくださいといわんばかりの状態だと思うんですよ。それは緊急治水対策プロジェクトの中にも入っていないので、それで市長は不安にならないですか。河道面積でいけば、74年間、4,000トンしか流せない人吉市内の河道なんです。4,000トンしか流せないのに、最初の国土交通省の発表では7,000トン流れたと、だからあふれたわけですね。でも、実はもっとそれ以上に流れたんじゃないかという話もありますが、4,000トンしか流せない。ダムが機能不全に陥ってしまったときに、人吉市はどうなるんでしょうか。堤防のかさ上げを考えるとではないか。堤防のかさ上げだけではなくて、いろんな対策が全国では行われています。1つは川沿いに家がないところは、土を盛ってかさ上げた土地の壁面を水が通らないようにするのをして堤防の代わりにする。川沿いに家がある人たちは、家そのものをかさ上げをして、かさ上げたところが堤防の代わりになる。治水対策ではないですね、まちづくりになると思います、川の中の作業ではありませんから。そういうものをつなげていけば、水が市街地に流れ込まないんじゃないかということをやっているところもあります。

先ほど、ここだけやっても駄目なんだとおっしゃいましたが、京都の嵐山で桂川が氾濫しました。旅館やお店屋さんが浸水しましたが、ここに堤防を造らないと駄目だという話があったんですけど、堤防を造ったら桂川が見えない、渡月橋との関係で景観が悪くなるということが喧々諤々議論されて、造った堤防は洪水になりそうなときに、ぐっと下から上がってくる可動式の止水壁を造ったんです。普通は引っ込んでいますから、今までと全然景観は変わらない。市長がおっしゃるとおり、その地域、地域で実情に合った対策がやられている。そういうところでは、国も県もちゃんと住民の意見に耳を傾け、一緒に考えていろんなアドバイスもしてくれるということで、一見変わっていると思うようなことでも、その地域では

これが一番いいんだという方法を選んでやっているわけです。

人吉の川沿いの市街地で、そういうものもあるんだよと情報提供をしながら、市民の皆さんにどうですかというお話をされた結果が、今のようになっているんでしょうか、いかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

治水安全度を向上させるための取組というのは、長年にわたって様々に議論をされて行われてきたものと認識をしております。先ほど議員も地形的な特徴とおっしゃいましたが、人吉市のことだけ考えるのではなく、やっぱり人吉市より下流の球磨村等々を見たときには、本当に治水安全度を上げる方法というのは限られてくるんだと思います。

今回の河川整備計画にのっとった施策を全てやったとしても、やはり下流域ではあふれるところもあると認識をしているところですし、想定を超える雨等々が降ったときも、やはり完璧な治水というものはなかなか難しいものだとは認識をしております。

球磨川の計画高水位が4.07メートルです。それに堤防または波返し等々も加えたときに5メートルから5.5メートルぐらい球磨川の水位が上がったときに越水すると認識をしておりますが、今回の令和2年7月豪雨におきましては6.9メートルから7.4メートル、7.5メートルぐらいまで水位が上がったと、堤防の上にそれだけの水があふれるくらい、今回は雨が降ったというような状況です。そういったものをしっかりと防ぐためには、先ほど申し上げましたように、仮に堤防を造るとすると、人吉市の中心市街地は全て、そこから違う場所へ移っていただくことになるかと試算をされておりますし、2.7メートルの堤防かさ上げ、そうすると今のまち自体は、人吉市においては全てなくなるという状況になろうかと思えます。

私も、災害が起きた後に、本当にこのまちをどうしていこうかとさんざん悩んだわけですが、その中で国・県・流域自治体とも議論を重ねて、蒲島前知事が流水型のダムを造るという決断をされたところでございます。人吉市または球磨村といったところの治水安全度を上げるには、地形的な特徴を勘案したときに、私は流水型ダムの建設が最適ではなかろうかと考えているところでございますので、一日も早く流水型のダムが完成することによって治水安全度は向上するものと認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（宮原将志君） 1番、川上紗智子議員。

○1番（川上紗智子君） 市長は、川辺川流水型ダム、これこそが人吉市民の命と安全を守る要だというようなことですね。先ほど言いましたけど、ダムというのは条件がそろったときに初めて力を発揮すると誰もが思っていると思います。五木村のほうに雨が降らないのに、湯前町のほうでは山のように降ったと。それは川辺川ダムがあつたとしても、防げないわけですね。しかも、ダムがあるからということで堤防は低いまま。前に白紙撤回をされた後、ダムによらない対策ということで、大坂間の流されて亡くなった方がいらっしゃった地域は

かさ上げをしていたけど、国土交通省の案でも2.5メートルはかさ上げしなきゃいけないところを、ダムができる前提でのかさ上げの高さしかなかった。もし、2.5メートルちゃんとしておけば、家は流れなかったんじゃないか。近くにあるＪＲの駅は、確かに流れに巻き込まれたけど、高くあったから流されなかったというようなことがあります。ダムはいろいろと操作基準を決められていますけど、所詮、天から降ってくる雨によって左右されるわけですから、どうしても予想外のことが起きたときは対応できない。対応できない矛盾はものすごく大きくなって、下流の人にぶつかってくると私は思うんです。川内川に鶴田ダムがあるんですけど、ここは流入量は想定外だったんです。ところが流れ込んでくるピークが３回あったんです、１回目で持ちこたえたけど、それで大体許容量がいっぱいになってしまって、２回目のピークのときに、ついに緊急放流をしたと。また、３回目のピークのときは手の施しようがなかったというんですよね。そういうふうにコントロールできない状態になったときに、もうしょんなかもんなど言うわけにはいかないわけですよね。堤防であれば必ず守ります。それは堤防より高かったらあふれるかもしれません。でも、ダムの害に比べれば確実に役に立ちます。

ですから、本当に、今生きている人吉の人たち、これからここに住むであろう人たちにとって、本当にダムでいいのかというのは考えなきゃいけない。もうダムはどんどん進んでいます。二千何年には着工する勢いですと言っていますけど、安心はできないんですよ。それは、市民も同じだと思います。ぜひ、ダムでなくてもできるんだというところを、私、幾つか紹介もしましたけど、ぜひ見ていただいて、考えていただきたい。このことを最後をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮原将志君） 以上で、一般質問は全て終了いたしました。

日程第15 議第73号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第15、議第73号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。質疑を行います。

議第73号について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、議第73号についての質疑を終了いたします。

日程第16 委員会付託

○議長（宮原将志君） 次に、日程第16、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第60号から議第73号まで、及び請第1号を一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（栗原 亨君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和6年9月第5回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第60号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第4号）につきましては、2ページの〔別記1〕に記載のとおり、議第73号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第5号）につきましては、3ページの〔別記2〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

なお、請願の件名につきましては、4ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第60号	令和6年度人吉市一般会計補正予算（第4号）	各委〔別記1〕
議第61号	令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第62号	令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第63号	令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第64号	令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第65号	令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第66号	令和5年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	厚生
議第67号	令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	厚生
議第68号	人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第69号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第70号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第71号	人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例を廃止する条例の制定について	経建
議第72号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	厚生
議第73号	令和6年度人吉市一般会計補正予算（第5号）	各委〔別記2〕
請第1号	現行健康保険証について当面の間の存続を求める請願	厚生

[別記 1]

議第60号 令和6年度人吉市一般会計補正予算（第4号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第3条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（1項 総務管理費の一部、4項 選挙費、5項 統計調査費及び6項 監査委員費） 9款 消防費（1項 消防費の一部） 10款 教育費 13款 諸支出金 14款 予備費 第2条 債務負担行為の補正（2款 総務費（1項 総務管理費））
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（1項 総務管理費の一部、2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費 4款 衛生費 第2条 債務負担行為の補正（2款 総務費（3項 戸籍住民基本台帳費）及び4款 衛生費）
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 9款 消防費（1項 消防費の一部） 11款 災害復旧費

[別記 2]

議第73号 令和6年度人吉市一般会計補正予算（第5号）		
○予算委員会	第1条	歳入予算の補正（全款）
	第2条	地方債の補正
○厚生委員会	第1条	歳出予算の補正
	3款	民生費

[提出請願件名]

○厚生委員会

請第1号 現行健康保険証について当面の間の存続を求める請願

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時01分 散会

令和6年9月第5回人吉市議会定例会会議録（第5号）

令和6年9月25日 水曜日

1. 議事日程第5号

令和6年9月25日 午前10時 開議

日程第1	議第68号	人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第2	議第69号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第3	議第70号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第4	議第71号	人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例を廃止する条例の制定について	経建
日程第5	議第72号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	厚生
日程第6	議第60号	令和6年度人吉市一般会計補正予算（第4号）	各委
日程第7	議第73号	令和6年度人吉市一般会計補正予算（第5号）	各委
日程第8	議第61号	令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
日程第9	議第62号	令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
日程第10	議第63号	令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
日程第11	議第64号	令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）	
日程第12	議第65号	令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第13	請第1号	現行健康保険証について当面の間の存続を求める請願	厚生
日程第14	復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告		
日程第15	人吉球磨広域行政組合議会の報告		
日程第16	人吉下球磨消防組合議会の報告		
日程第17	議員派遣について		
日程第18	委員会の閉会中の継続審査及び調査について		

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり

・追加日程

議第74号 令和5年度人吉市歳入歳出決算認定について

報第9号 令和5年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告について

報第10号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

・追加日程

令和5年度決算特別委員会の設置について

3. 出席議員（16名）

1番	川 上 紗智子 君
2番	松 村 太 君
3番	徳 川 禎 郁 君
4番	池 田 芳 隆 君
5番	牛 塚 孝 浩 君
6番	宮 崎 保 君
7番	大 塚 則 男 君
8番	平 田 清 吉 君
9番	井 上 光 浩 君
10番	豊 永 貞 夫 君
11番	西 信八郎 君
12番	村 上 恵 一 君
13番	本 村 令 斗 君
14番	田 中 哲 君
15番	福 屋 法 晴 君
16番	宮 原 将 志 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
副 市 長	小 林 敏 郎 君
教 育 長	志 波 典 明 君
総 務 部 長	永 田 勝 巳 君
復興政策部長	溝 口 尚 也 君
復興政策部政策統括監	緒 方 竜 二 君
市 民 部 長	井 福 浩 二 君

健康福祉部長	松尾美紀君
経済部長	渕上聖也君
復興建設部長	立場康宏君
総務部次長	日下部伸樹君
総務課長	那須裕史君
秘書課長	池下英治君
会計管理者	金子尚央君
水道局長	羽田野将央君
教育部長	前村洋宣君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	栗原 亨 君
庶務係長	丸尾 亜紀子 君
議事係長	栗須 順也 君
書記	税所 昭彦 君

午前10時 開議

○議長（宮原将志君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決をいたします。

日程第1 議第68号から日程第3 議第70号

○議長（宮原将志君） まず、日程第1、議第68号から日程第3、議第70号までの3件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第1、議第68号から日程第3、議第70号までの3件の審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第1、議第68号人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定については、人吉市子ども・子育て会議において、人吉市子ども・若者計画及び人吉市こども計画の進捗管理及び検証についての調査審議を行うため、条例の一部を改正するものです。

委員からの、2つの条文ともに「当分の間」とあるが、県下の状況はとの質疑に対して、県下の状況は不明だが、2つの計画の根拠となる上位法令では、協議会の設置については、現在のところ、任意及び努力義務となっていることから、「当分の間」としているとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第2、議第69号人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、上位法令である児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴うもので、本市においては、該当する事業を開設されている事業所はないとの説明があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第3、議第70号人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、上位法令の母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼

ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第68号から議第70号までの3件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第68号、議第69号、議第70号は、原案可決確定いたしました。

日程第4 議第71号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第4、議第71号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） おはようございます。

経済建設委員会に付託されました日程第4、議第71号人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例を廃止する条例の制定について、審査の結果の主なものを報告いたします。

この条例は、令和2年度に国が創設した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、複数年度にわたり、人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等の財源に充てるため、人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金を設置するために制定したものです。

条例廃止の理由ですが、人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給補助金事業が令和5年度をもって終了したことに伴い、基金の所期の目的が果たされたため、この条例を廃止するものです。

審査の過程において委員から、基金の残額は国庫に納付するとのことだが、令和6年度までできなかったのか。また、残額はどのくらい残っているのかとの質疑に対して、令和2年度に国の交付金を受けて利子補給事業を行っている。利子補給の対象期間として、事業所が返済を開始して最長36か月となっており、令和2年度に受け付けた分は、最長で令和5年度分までが対象となる。そのときの総額が約1,922万円で、68件分だった。そのときに必要な金額を踏まえ、国の新型コロナ交付金を原資として、令和3年3月26日にこの基金を設置し、2,000万円を積み立てている。支払いについては、毎年2月頃に支払いいただいているか通帳などを確認して審査を行い、その年の分を支払っていた。ただし、新規で申請をしたが、毎年の審査時に実際に申請をされなかった事業所もある。理由としては、事業所のほうで繰り上げ償還、借換え、また、支払っていないなどの場合があるが、その場合は利子補給がで

きないため、令和５年度終了時点での最終的な支出額は約１,６１２万円となっている。それにより約３８８万円の残余金が発生している。令和３年度から令和５年度を受け付けなかった理由としては、そもそも原資がなかったということ、この事業自体は令和７年度まで継続は可能だが、令和６年度分を受け付けた場合、返済期間が令和９年度までとなることから、受付は行わないとの答弁。

また、申請した事業所が返済した証拠がないと利用できないということになるかとの質疑に対して、仕組みとしては、対象の資金など条件に合致したら申し込み時に銀行が返済計画表を作成する。その計画表に基づいて市が審査を行い、通れば受付を行う。令和２年１０月、１１月で受付をしているが、例えば令和３年１月から返済を開始した場合、令和５年１２月までが対象の返済期間となるが、その元金と利息が明記された形での返済計画表を銀行が作成する。それを基に市が積算をし、それが毎年返済されているか、毎年２月頃、通帳と必要書類を全てお持ちいただき、突合して確認できた利子を補給する。これは、対象期間は毎年補給するとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第７１号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第７１号は、原案可決確定いたしました。

日程第５ 議第７２号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第５、議第７２号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。

（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。徳川禎郁議員。

○３番（徳川禎郁君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第５、議第７２号の審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第５、議第７２号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の施行によって、現行の被保険者証が発行されなくなることなどに伴い、本規約において「被保険者証」等の用語を使用していることから、規約の一部を変更

し、現在の紙の保険証からマイナンバーカードに紐づけした、いわゆるマイナ保険証へと完全移行するものです。現在「被保険者証及び資格証明書」とあるのを、「資格確認書等」へ変更するものです。

委員からの、規約を変更した後の事務の流れは。また、否決した場合は。否決した自治体へペナルティはあるのかとの質疑に対して、規約の変更には、広域連合加入の全市町村議会の議決が必要である。その議決後、協議書を添えて、熊本県へ申請をする手順となっている。実際、一市町村でも否決があった場合は県への申請ができないということになるが、法が改正されているため、保険証は廃止になる。市町村窓口業務は、既定どおり進めていくことになる。広域連合と熊本県においては、議会の否決は想定しておらず、否決になった場合には、協議していきながら対応を検討していく必要がある。否決した自治体へのペナルティというようなものはないとの答弁がっております。

さらに、委員から、保険証の有効期限が切れた後の自動交付とは、具体的にどのようなものか。また、資格確認書の有効期限はあるのかとの質疑に対し、広域連合で対象者の資格確認書を作成し、市から対象者へ郵送する。現在の紙の保険証と同じ事務の流れである。また、資格確認書の有効期限は、現行の保険証と同じく1年であるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、本件については討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

1 番、川上紗智子議員の発言を許可いたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

1 番。川上紗智子議員。

○1 番（川上紗智子君）（登壇） 議第72号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、反対の立場から討論をいたします。

今回の規約の一部変更の理由は、12月2日からの紙の保険証の廃止によるものです。私は、マイナ保険証の実施に当たって様々な課題や問題を抱えたままのこの状態、また、どの世論調査を見ても、紙の保険証廃止の延期や中止を求める声が多数です。私は、このような中で紙の保険証の廃止には反対です。

よって、この一部規約変更には反対です。以上で、終わります。

○議長（宮原将志君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第72号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立多数。

よって、議第72号は、原案可決確定いたしました。

日程第6 議第60号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第6、議第60号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。井上光浩議員。

○9番（井上光浩君）（登壇） 日程第6、議第60号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、予算委員会に付託されました、第1条歳入歳出予算の補正のうち歳入全款及び第3条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に3億3,580万6,000円を追加し、歳入予算の総額を228億1,440万1,000円とするものです。

主なものとして、10款地方特例交付金627万7,000円の増額補正、及び11款地方交付税2億3,312万8,000円の増額補正は、交付決定によるものです。15款国庫支出金3,577万7,000円の減額補正は、社会資本整備総合交付金事業に対する国の内示による国庫補助金の減額や就学前教育・保育施設整備交付金について、交付基準額の変更に伴い、国からの内示による増額などによるものです。17款財産収入510万9,000円の増額補正は、普通財産である旧商工センター跡地の売却によるものです。19款繰入金3,512万5,000円の増額補正は、森林環境譲与税を積み立てております森林環境整備基金を、ヒノキブランド化推進補助金の財源として充当するものなどです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 日程第6、議第60号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、債務負担行為の追加でございますが、S L人吉保管用仮設テントリース料は、S L人吉を人吉駅前広場駐車場に設置するにあたり、格納庫を建築するまでの間、風雨等による車両の劣化を防ぐため、令和6年度から令和7年度までの2年間、仮設テントを設置するため債務負担行為を設定するものです。

審査の過程において委員から、テントリース料は、各年、月ごとの割り振りはどうなっ

いるのかとの質疑に対し、令和6年度が10月分から3月分までで567万円、令和7年度が4月分から3月分までで1,134万円であるとの答弁がっております。

次に、歳出予算の補正ですが、2款総務費の主なものは、人吉医療センターにおける、基本健診料金の改定に伴う職員健康診断委託料の増。乗合タクシーについて、人吉市役所前と瓦屋町交差点に停留所を新設したことから、停留所の設置に係る乗合タクシー乗降場標識作製委託料の増。くま川鉄道の令和5年度鉄道事業の経常損失額に相当する経費について助成を行う、くま川鉄道経営安定化補助金。本年10月から有料化される本市指定金融機関における公金振込手数料や、本市収納代理金融機関から本市指定金融機関へ送金される際の収納金等振込手数料に係る事務処理手数料の増。大柿地区から移転を希望される世帯を対象とした、下原田地区の移転先宅地整備事業について、開発許可申請に向けた県との協議において、設計の修正が必要となったことから、大柿地区移転先宅地整備修正設計等委託料の増。肥薩線世界遺産推進関連施設費は、SL人吉を格納する施設を設計するための委託料の増などです。

9款、1項消防費では、浸水想定区域L2に対応した避難所等の案内板を、人吉東小学校ほか8施設に設置するための委託料の増などです。

審査の過程において委員から、避難所へ誘導する看板が、経年劣化で薄くなっているが、そういう看板の設置は考えているのかとの質疑に対し、現状を確認し、取替え等が必要であれば検討していくとの答弁がっております。

10款教育費の主なものは、国の第2期GIGAスクール構想に基づく小学校1・2年生用タブレット端末と専用の充電保管庫の購入費用や、安全に使用するためのフィルタリングソフトなどの導入費用です。

審査の過程において委員から、前回導入したものと同じタブレット端末なのか。また、持ち帰りするのかとの質疑に対し、今回導入するタブレット端末は、熊本県の共同調達になり、前回とは違うものである。持ち帰りは考えていないとの答弁がっております。

また、第一中学校のトイレ洋式化に伴う改修工事設計業務委託料や第二中学校の教室への空調機器設置工事費の増などです。

審査の過程において委員から、空調機器がない教室があるのかとの質疑に対し、第二中学校2階の更衣室には空調機器がついておらず、その更衣室も来年度は普通教室として利用するため、今回、空調機器を設置する。市内学校普通教室には全て空調機器が設置されているとの答弁がっております。

文化財保護費は、人吉城歴史館展示設備工事費で、施設の復旧と合わせて人吉城歴史館の展示設備をリニューアルすることで、来訪者の史跡理解に資するものとするものです。工事期間は令和6年10月から令和7年3月までとして、年度内の完了予定としています。

審査の過程において委員から、リニューアルオープンはいつ頃を想定しているのかとの質疑に対し、令和7年度のできるだけ早い時期に考えているとの答弁がっております。

体育施設費は、スポーツパレ스트レーニング室の空調設備改修工事費や冷水機とハンドボールゴールの買い替えなどの備品購入費です。

審査の過程において委員から、衛生的なことから冷水機を撤去しているところもあるが、撤去するという話にならなかったのかとの質疑に対し、従来の直飲みタイプのものではなく、衛生面での改善も期待できる、水筒やボトルを押し込むことにより水が出るタイプのものを購入するとの答弁がっております。

13款人吉市学校教育振興基金費は、同基金に対する寄附金100万円を基金へ積み立てる増額補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）
3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 日程第6、議第60号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、債務負担行為補正の追加について、住民基本台帳ネットワークシステム機器リース料は、全国につながる住民基本台帳ネットワーク機器の更新に伴いリース契約を結ぶもので、期間を令和6年度から令和12年度まで、限度額を1,829万4,000円と設定するものです。

指定ごみ袋販売委託料については、現在の契約が期間満了となることに伴い、切れ間なく事業を実施する必要がある、令和7年4月1日の事業実施までに業者の選定や契約の締結など相当の日数を要することから、期間を令和6年度から令和9年度まで、限度額を1億580万4,000円と定めるものです。

委員から、指定ごみ袋販売委託料について、物価上昇を勘案して金額を決められたのか、積算根拠はとの質疑に対して、業者から見積を取り、それに必要枚数を乗じて積算をしたとの答弁がっております。

次に、歳出予算の補正は、2款総務費、1項、1目一般管理費、14節工事請負費400万円の増額補正は、防犯灯設置工事で、新設、取替、合わせて55基を設置予定です。

委員からの、申請があった防犯灯は全て対応されるのかとの質疑に対して、当初予算でも300万円計上しており、今回の55基分で、全て対応完了となるとの答弁がっております。

次に、3款民生費、1項、1目社会福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金、補助金11万円の増額補正は、くらし見守り相談員の定数見直しに伴う補助金です。

委員より、くらし見守り相談員設置事業補助金について、何名から何名へ変わったのかとの質疑に対して、現在、定数は民生委員と同数の91名であるが、要項を改正し、地域の実情に応じて対応ができるようにする。今回は、各町内会の要望をお聞きし、11名の増を予定し

ているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。宮崎保議員。

○6番（宮崎 保君）（登壇） 日程第6、議第60号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

6款農林水産業費を9,896万7,000円増額し、補正後の額を5億761万9,000円とするものです。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、7節報償費の増額は、鹿、猿の捕獲に対する報償費で、県の交付決定に伴い計画捕獲頭数を増加するものです。11節役務費29万5,000円の増額は、Jークレジット販売手数料で、市有林の森林経営などの取組による温室効果ガスの排出削減や吸収量を、クレジットとして国が認証したものを販売する際に仲介業者へ支払う販売価格の10%分の仲介手数料です。

審査の過程において委員から、販売手数料の支払先はどこになるのか。また、平米当たりの金額など基準はあるのかとの質疑に対して、調査事業を含めて委託契約に基づいて行ってきたが、その委託先が住友林業だった。住友林業がJークレジットの販売サイトを立ち上げるということで、サイト掲載を通じて販売してもらう計画となっている。今回発行する発行料だが、393トンに7,500円を掛けて2,094万7,500円を販売見込み料としている。その10%という内容になっているとの答弁がっております。

18節負担金、補助及び交付金1億340万円の増額は、民有林の間伐材利活用拡大を図るため、くま中央森林組合へ流通経費等の一部を県費と合わせ補助する、くまもと間伐材利活用推進事業補助金340万円と、株式会社ランバーやまとの誘致を契機として、ヒノキの一大産地という特性を生かしたヒノキのブランド化を推進し、持続可能な林業・林産業を構築するため、木材製材施設装置の設置に対するヒノキブランド化推進補助金1億円です。

審査の過程において委員から、株式会社ランバーやまとの株主は、また、株式会社ランバーやまとは、元々個人事業主だったのか、法人だったのかとの質疑に対して、株主の主な構成は、会長が43%、現社長が14%、常務が19%と10%となっている。主に株主一族が複数の林業の会社をお持ちだった。そのほか周辺の会社、個人事業主がお金を出し合って、協業組合として設立された。株式会社としては、令和4年度に組織を変更しているとの答弁がおります。

なお、本件については現地視察を行っております。

7款商工費を3,977万5,000円増額し、補正後の額を6億9,318万5,000円とするものです。

1 項商工費、2 目商工業振興費、18 節負担金、補助及び交付金の商店街活性化事業補助金は、中心市街地で開催される商店街イベント事業の開催に伴う補助金です。

審査の過程において委員から、どういうイベントを考えているのかとの質疑に、鍛冶屋町で行われた妖怪祭りが 1 つと、もう 1 つは新しく出てきた新規枠として考えており、1 件が約 30 万円となるとの答弁がっております。

8 款土木費を 3,413 万 7,000 円減額し、補正後の額を 48 億 2,990 万 5,000 円とするものです。

2 項道路橋梁費、2 目道路維持費、12 節委託料の増額は、市内一円の側溝浚渫、道路維持補修、除雪、法定外公共物維持補修に係る業務委託料です。

審査の過程において、法定外公共物の意味はとの質疑に対して、里道、水路など道路法、河川法などに該当しないものが法定外公共物となるとの答弁がっております。

14 節工事請負費の増額は、市内一円の道路維持補修に係る工事請負費です。

審査の過程において委員から、予定している箇所はあるのかとの質疑に対して、令和 6 年 7 月現在で、町内会や市政懇談会などを通して道路補修等の要望を多くいただいているが、その中で優先順位を決めて、10 件程度を予定しているとの答弁がっております。

6 目交通安全対策費、14 節工事請負費の増額は、市内一円の防護柵、反射鏡等の交通安全対策関係工事の増によるものです。

委員から、横断歩道も該当するのか。それぞれ何か所ずつ予定しているのかとの質疑に対して、横断歩道、カーブミラー、区画線全て含まれる。ただし、横断歩道については公安委員会の所管であり、基本的に設置については公安委員会が行うが、協議の上で市が行う場合もある。交通安全施設の要望もたくさんいただいているので、優先順位をつけて対応していきたい。カーブミラー 1 件、区画線 4 件、グリーンベルト 3 件、車止め 1 件を予定しているとの答弁がっております。

4 項都市計画費、3 目公園整備費、14 節工事請負費の増額は、石野公園法面排水構造物敷設工事及び都市防災総合推進事業で実施します村山公園避難地整備工事です。

なお、本件については現地視察を行っております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。

議第 60 号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第60号は、原案可決確定いたしました。

日程第7 議第73号

○議長（宮原将志君） 次に日程第7、議第73号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。井上光浩議員。

○9番（井上光浩君）（登壇） 日程第7、議第73号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第5号）のうち、予算委員会に付託されました、第1条歳入歳出予算の補正のうち歳入全款及び第2条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に3,693万8,000円を追加し、歳入予算の総額を228億5,133万9,000円とするものです。

主なものとして、15款国庫支出金552万8,000円の増額補正、及び22款市債3,140万円の増額補正は、就学前教育・保育施設整備に対する交付金や事業債の増額補正となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 日程第7、議第73号令和6年度人吉市一般会計補正予算（第5号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、3款民生費、2項、1目児童福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金3,693万8,000円の増額補正は、人吉中央幼稚園の園舎増改築に係る就学前教育・保育施設整備交付金事業補助金です。

委員からの、こども園となる前は幼稚園で、文部科学省管轄であったわけだが、施設の改修について、文部科学省の補助金より厚生労働省のほうが補助金を受けやすいのかとの質疑に対して、補助金の受けやすさは別として、こども園の認定を受けた折には、就学前教育・保育施設整備交付金要綱に沿って、認定こども園としての補助金を受けることが可能であるとの答弁。

次に、申請額の8%の内示しか出ていない時点で工事を進めて、事前着工との見方をされて補助金が出ないということにはならないかとの質疑に対して、現在、申請額の8%のみの内示であるが、こども家庭庁からは工事には着手してほしいと連絡があった。この内示額で着手した事業については、補助金確保に鋭意努力するとのことであるとの答弁がっております。

なお、人吉中央幼稚園においては現地視察を行っております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第73号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第73号は、原案可決確定いたしました。

日程第8 議第61号から日程第12 議第65号

○議長（宮原将志君） 次に、日程第8、議第61号から日程第12、議第65号までの5件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 厚生委員会に付託されました、日程第8、議第61号から日程第12、議第65号までの5件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第8、議第61号令和6年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億6,265万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,445万2,000円とするものです。

歳入の、8款、1項、1目繰越金2億3,419万4,000円の増額補正は、令和5年度から繰り越すものです。

また、9款諸収入、4項雑入、6目一般被保険者診療報酬精算金2,720万5,000円の増額補正は、熊本県国民健康保険団体連合会に支払った令和5年度の診療報酬の精算に伴い、返還されるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第9、議第62号令和6年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,520万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,027万3,000円とするものです。

歳出の、2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金、補助及び交付金1,399万2,000円の増額補正は、令和5年度の被保険者保険料負担金を精算するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第10、議第63号令和6年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億235万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ46億31万7,000円とするものです。

歳入の、7款、1項、4目低所得者保険料軽減繰入金65万8,000円の増額補正は、低所得者に対する令和5年度介護保険料軽減負担金精算によるものです。

歳出の、7款、1項、2目償還金1億5,654万8,000円の増額補正は、令和5年度介護給付費等に係る国庫及び県支出金、並びに支払基金交付金の精算に伴うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第11、議第64号令和6年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）は、寄附金の受入れ及び人事異動に伴うものです。

収益的収入及び支出の収入、1款、2項、5目、1節雑収益100万円の増額補正は、市内の1企業からの寄附採納によるものです。

次に、議会の議決を経なければ、流用することのできない経費のうち、職員給与費を86万5,000円減額し、8,863万円に改めるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

日程第12、議第65号令和6年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う人件費及び事業の見直しが主なものです。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目管渠事業費、25節補償費1,490万円の増額補正は、青井被災市街地復興土地区画整理事業に伴う上水道管の移設補償です。2目ポンプ場事業費、23節工事請負費の900万円の増額補正は、矢黒町汚水中継ポンプ場吐出弁改修工事によるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第61号から議第65号までの5件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第61号、議第62号、議第63号、議第64号、議第65号は、原案可決確定いたしました。

日程第13 請第1号

○議長（宮原将志君） 次に日程第13、請第1号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。徳川禎郁議員。

○3番（徳川禎郁君）（登壇） 厚生委員会に付託されました、日程第13、請第1号現行健康保険証について当面の間の存続を求める請願につきまして、審査の結果を報告いたします。

本件は、令和6年8月23日に、熊退連人吉球磨地域協議会会長である小川祐弘氏から提出されたものです。

本請願の趣旨は、マイナンバーカードと一本化されたマイナ保険証の取得は、申請による任意の判断のみに基づくとの原則を明確にすること。マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、現行健康保険証を当分の間、存続させることについて、国に対し意見書の提出を求められるものです。

請第1号は議第72号との関連もあることから、採決までの流れとして、執行部よりマイナ保険証制度等の説明を受け、請願については一旦審議保留とし、続いて、議第72号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての説明を受け、議第72号については一旦審議保留とし、請第1号の採決、その後に、議第72号について採決することとしました。

本委員会の審査において、まず、執行部から、デジタル庁が公表している「よくある質問」の質疑応答集及び熊本県後期高齢者医療広域連合が作成した「マイナンバーカードの保険証利用及び保険証廃止等に関するQ&A（案）」、さらに、熊本県内14市の審議状況の取りまとめについて資料説明がありました。

まず、デジタル庁が公表している「よくある質問」の質疑応答集により、今回の請願に関する部分を抜粋して説明があり、マイナンバーカードの取得については、申請に基づき交付されるもので、この点を変更するものではないこと。マイナンバーカードを取得していないが12月2日以降はどうなるのかという質疑に対しての回答として、マイナンバーカードを持っていない方、マイナ保険証の利用を行わない方については、従来の紙の保険証に記載してある有効期限まで使用できること。また、12月2日以降に異動があった方、有効期限が切れる際には「資格確認書」が発行され、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができるとの説明がありました。

次に、熊本県後期高齢者医療広域連合が作成した「マイナンバーカードの保険証利用及び保険証廃止等に関するQ&A（案）」を抜粋して説明がありました。マイナンバーカードがないと受診できないのかとの質疑の回答は、マイナ保険証がなくても、それぞれの時点で受診できるようになっている。内容としましては、1、本年12月1日までは従来の保険証で受診（紙の保険証）。2、紙の保険証が発行ストップになっても有効期限まで使用可能。3、12月2日以降に異動があった場合は「資格確認書」が発行される。4、有効期限到来後は、「資格確認書」が自動交付されるということです。

次に、熊本県内14市の請願・陳情の提出時期や審議結果についても説明がありました。

同日、紹介議員である池田芳隆議員に本委員会へ出席依頼をし、趣旨説明を求めました。

本請願の趣旨として、今回の法改正に関してマイナンバーカード自体を保険証利用すること自体を反対されるものではないが、やはり問題としては、マイナンバーカード自体の活用方法の中で、まだまだトラブルが出ているというところが一番心配をされるところではある。今後、いずれマイナ保険証になることに関しては問題はないが、今回の保険証に関しては、全員加入の部分と任意の部分が一緒に存在するというのは問題ではないか。そういう問題をクリアした上で、活用していただきたいというところでした。他市の状況ですが、幾つかの市では、この請願に関し、やはりもちろん見直しが必要ではないかというのが、6月議会で意見書が提出されているというところなんです。全てを反対するというわけではなく、今回の12月からということに関して、時期尚早ではないかというところで意見書を出してほしいとの申出があり、本請願に賛同したとの説明を受けました。

審査の過程で委員から、マイナンバーカードの上位法、国からの指針が示されていると思うが、どのようなものかとの質疑に対して、国の公表によると、物価高克服経済再生実現のための総合経済対策が、令和4年10月28日、閣議決定しており、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速し、令和6年秋に健康保険証の廃止を目指すための環境整備を行う旨を明記されている。その後、第211回国会において、健康保険証の廃止等を内容とする、国民健康保険法等の改正を含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が、令和5年6月2日に成立、同年6月9日に公布されたとの答弁がっております。

委員から、保険証は全部廃するわけではなく、期限が来て、希望された場合、資格確認書が出るということで、もう決定されたことに対して意見書を出すことに疑問を持つとの意見がありました。

また、委員から、国としてはその方針が固まっている。しかしながら、国民の中でこういう意見書を提出という要望も出ている現状を踏まえ、継続審査にしておくべきではないかとの意見がありました。

委員から、継続審査との意見があったため、継続審査とするかについて、挙手採決を行った結果、可否同数となりました。人吉市議会委員会条例第15条第1項の規定により、可否同数のときは委員長の決するところによるとあることから、委員長は本件を継続審査としないことと判断いたしました。その理由は、継続審査にした場合、12月に再度審議をするということになるが、12月2日に廃止することが決定しているため、この請願の趣旨の、保険証が廃止になる12月2日の前に意見書を出してほしいという意に添えないということです。

その後、本請願の採択を、挙手採決により行った結果、賛成者なしで不採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、本件については討論の要求があつておりますので、これより討論を行います。

4番、池田芳隆議員の発言を許可いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。池田芳隆議員。

○4番（池田芳隆君）（登壇） 請第1号現行健康保険証について当面の間の存続を求める請願について、賛成の立場から討論を行います。

本請願は、マイナンバーカードの健康保険証を紐づけることに反対するものではなく、マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは現行保険証を当面の間、存続させるよう、国に対し意見書を提出してほしいというものであります。

令和6年9月13日に行われた河野デジタル大臣の記者会見において質疑応答があり、その中で、昨年秋にデジタル庁が中心となつて行つたマイナンバー情報総点検では、長野県における紐づけ誤りは1件のみだったが、今回、長野県が独自に点検対象を広げた結果、60件に膨らんだと報告されている。同様な調査が、全国全ての自治体で実施した場合、新たな紐づけ誤りが多数出てくると想定されるが、大臣の認識はとの問いに、河野大臣は、昨年のマイナンバー情報総点検では、マイナポータルで閲覧可能となっている全ての情報について、紐づけ方法の実態を確認して、紐づけ方法が基本4情報で充てていないなど、適切でないと判断された自治体については、個別データの点検を行つて紐づけ誤りを解消してもらうという対応をした。一方、そのときに紐づけ方法が適切であると判断された、点検対象になつていなかった自治体、あるいは事務においても情報の転記ミスがあるのは、届出に間違つたマイナンバーを書いているというような誤りは、人間が介在する以上、存在いたします。そのため、総点検終了後においても、紐づけの誤りを限りなくゼロにしていく取組を行つていただいておりますと回答されています。これは、窓口業務に問題があるなどと、地方の職員に業務の負担を強いておりますが、申請時に、マイナンバーカードから直接情報を読み取るなど、人手が介在しない方法を早期に確立するなど、窓口業務に負担がないようにするシステムの構築のほうが先ではないでしょうか。

国は、マイナ保険証のない人には資格確認書を交付するので問題ないと言っておりますが、デジタル弱者に負担になってはならないと考えております。そもそも強制的に付番した12桁のマイナンバーに対し、カード作成は任意とした問題を、健康保険証と一体化、廃止とする強制策で対応とすること自体に問題があると考えております。

以上の見地から、私は、この請願に対して賛成をいたします。

○議長（宮原将志君） 以上で、討論を終了いたします。

それでは採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。請第1号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（宮原将志君） 起立少数。

よって、請第1号は、不採択とすることに決しました。

○議長（宮原将志君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時19分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第14 復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第14、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。牛塚孝浩議員。

○5番（牛塚孝浩君）（登壇） 日程第14、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長報告をいたします。

第7回復興・安全まちづくりに関する特別委員会は、令和6年9月4日水曜日に開催いたしました。審議事項1では、復興政策部より、人吉市復興まちづくり計画等に基づく取組状況について、前回からの変更点について説明があり、主なものでは、建設型応急住宅の整備状況や、指定避難所について、社会実験中の中川原公園の復旧について、人吉城歴史館の復旧では、4つのゾーンで展開する具体的なデザインが示され、中神遊水地計画の平常時利活用に関するアンケート結果や、大柿遊水地計画の進捗状況、大柿地区移転先宅地整備などについて説明がありました。

委員からの、西間の建設型応急住宅敷地の雑草への対処について、また、ペット避難所の在り方や増設について、福祉避難所について、御溝川二次放水路の水門開閉についての質疑に対し、応急住宅敷地内で空き家周辺の雑草については、住宅政策課で対処する。ペット避難所については、施設環境のこともあり、今後の課題であると認識している。福祉避難所は、各施設と協定を結び、現在、川北、川南に7か所指定している。また、本年8月より、新たに聴覚障害・視覚障害者用の避難所を、保健センター1階に1か所追加した。水門の開閉については、県に確認したいとの答弁がありました。

また、委員から、今回避難所となった人吉高校の体育館は県の施設であるが、エアコン設備をぜひ協議いただきたい。また、トイレの整備についても、早急に協議いただきたいとの

要望がっております。

その他、避難路整備に関しては、村山観音道路線の整備方法や村山公園に予定されている避難地整備では、整備する予定箇所やスケジュールが示され、整備に伴う排水計画のうち、費用の算定に対する質疑では、執行部より、次回の特別委員会で示したいとの答弁がっております。

復興まちづくり推進体制では、推進会議とデザイン会議にそれぞれ委員が選任されたことが示され、委員からの、推進会議の委員に中心となる紺屋町、九日町の方がなぜ入っていないのか、女性委員が1名しかいないのはなぜかとの質疑に対し、今回は、対象となる3地区に関係する団体から推薦をいただいた。今後、より具体的に実行していく中で地元や市民の方々に関わっていただきたいと考えており、御意見を伺う場面は積極的につくっていくとの答弁。

また、女性の参画は非常に大切と考えるが、推薦ということでこういう結果になってしまったとの答弁がっております。

また、地元の方と一緒に進めていくということ、情報を常に共有すること、さらに、多様な意見を聞いていただきたいとの要望や、会議の様子をユーチューブなどで配信したらどうかとの提案もっております。

大柿地区移転先宅地整備では、開発許可申請に時間を要し、令和6年度中の完成が困難で1年遅れるため、スケジュールを変更するとの説明があり、委員からは、大柿の方たちには大変な御負担をかける重大なことであり、理解できる説明を求める質疑がありました。執行部からは、今年度申請に向け、県とも協議を進めてきたが、周辺宅地への個別具体的指摘を受け、全体的対策が必要になったため、改めて開発申請に必要な資料などの作成が生じたためであるとの答弁がっております。

審議事項2では、復興建設部より、復興まちづくり計画の進捗について、青井地区については現地視察を行い、中心市街地地区については模型を用意いただき、説明を受けました。

審議事項3では、東校区に建設中の災害公営住宅整備事業について、進捗状況を確認するため、九日町の現地視察を行っております。

以上、報告を終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、復興・安全まちづくりに関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第15 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第15、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 日程第15、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和6年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和6年8月21日水曜日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、19番、本田りか議員（山江村）、20番、田代利一議員（球磨村）が指名されました。日程第2、会期の決定では、田代利一議会運営委員長（球磨村）の報告の後、会期を8月21日の1日間に決定しました。日程第3、行政報告では、理事会代表理事から令和6年第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。日程第4、議案第5号令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第1号）、日程第5、認定第1号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についての2件を一括して理事会代表理事から提案理由の説明を受け、日程第4、議案第5号について、執行部から補足説明を受けた後、質疑、採決を行い、原案のとおり可決されました。日程第5、認定第1号については、会計管理者から補足説明を受け、続けて代表監査委員から決算審査意見書の報告を受けた後、委員を8名とする令和5年度決算特別委員会を設置し、付託することに決定しました。新たに、追加日程第1、令和5年度決算特別委員会の設置についてを日程に追加し、委員に、牛塚孝浩議員（人吉市）、西信八郎議員（人吉市）、早田和彦議員（錦町）、西靖邦議員（湯前町）、杉野貴文議員（水上村）、中村重道議員（相良村）、田山淳士議員（五木村）、皆越てる子議員（あさぎり町）の8名が選出され、議長から指名されました。直ちに第1回令和5年度決算特別委員会が開催され、委員長に牛塚孝浩議員（人吉市）、副委員長に杉野貴文議員（水上村）が互選され、議長から報告されました。日程第6、発議第1号新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会設置に関する決議では、提出者の山口和幸議員（あさぎり町）から提案理由の説明を聞き、質疑、採決を行い、原案のとおり可決され、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会が設置されました。委員に、組合議員23名が議長から指名されました。直ちに第1回新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会が開催され、委員長に山口和幸議員（あさぎり町）、副委員長に西信八郎議員（人吉市）が互選され、議長から報告されました。日程第7、委員会の閉会中の継続調査及び審査についてでは、議会運営委員会、令和5年度決算特別委員会及び新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会の各委員長から申出書が提出され、申出のとおり了承されました。

最後に、組合議会会議規則第43条の規定により、議決された事件についての条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することが決定されました。

全ての審議を終了し、閉会いたしました。

以上、令和6年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果について報告いたします。

す。

日程第16 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（宮原将志君） 次に、日程第16、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。松村太議員。

○2番（松村 太君）（登壇） 日程第16、人吉下球磨消防組合議会臨時会の報告を行います。

令和6年8月19日午前10時より、第3回人吉下球磨消防組合議会臨時会が人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて開催されました。

日程第1、会期の決定では、令和6年8月19日、1日間とし、日程第2、会議録署名議員の指名では、4番、竹田農利人議員（錦町選出）と5番、東純一議員（球磨村選出）の2名が指名されました。

日程第3、議案第1号財産の取得については、中央署高規格救急自動車整備事業に伴い、人吉下球磨消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき説明があり、原案のとおり全会一致で可決いたしました。

日程第4、議案第2号人吉球磨消防指令事務協議会の設置について、地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づき、上球磨消防組合及び人吉下球磨消防組合が両組管轄区域内における災害通報の受信、出動指令、通信統制、情報の収集伝達等の事務を共同して管理及び執行するため、令和6年10月1日から、人吉球磨消防指令事務協議会を設置することについて説明があり、原案のとおり全会一致で可決いたしました。

日程第5、議案第3号令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,869万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億9,937万9,000円とするものです。歳出の主なものは、消防指令業務共同運営に伴う指令回線等使用料の通信運搬費の増額や、消防指令業務共同運用に伴い必要となる備品の購入及び現場活動用空気ボンベ更新によるものです。原案のとおり全会一致で可決いたしました。

日程第6、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告では、令和6年6月24日に第16回が開催されたことについて報告がありました。執行部より、消防本部中央消防署庁舎建設について、5月15日に、建設計画地の測量設計業務と建築基本設計業務の完了検査が終了し、その概要の報告がありました。測量設計業務では、調整池予備設計や舗装構成の説明があり、庁舎建設基本設計については、配置計画、各種図面を用いての説明がありました。

委員から、勤務することとなる職員へも説明を行い、職員からの意見も取り入れることの要望や、ヘリの離着陸が可能かとの質疑に対し、熊本県防災航空隊から離着陸は可能であるとの回答を得ていること、敷地の軟弱土質について具体的な場所はどこかとの質疑があり、場所は配置図にて説明があり、工法については、工事開始後に地盤試験を実施し、具体的に

検討していくこととなるとの説明がありました。

最後に、前回、委員から、防災啓発を目的とした体験施設等の設置について助成制度はあるのかとの質疑に対し、補助はあるものの、今回の設計には有効敷地面積確保、整備費用、ランニングコスト等を考慮し、設置しないことの回答がありました。

以上、報告を終わります。

日程第17 議員派遣について

○議長（宮原将志君） 次に、日程第17、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。本件につきましては、議員を派遣する際には会議規則の定めるところにより議会の議決を要するもので、ただいまお手元に配付しておりますように福屋法晴議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、福屋法晴議員を派遣することに決定いたしました。

日程の追加について

○議長（宮原将志君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第74号令和5年度人吉市歳入歳出決算認定について、報第9号令和5年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告について、報第10号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての3件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、3件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第74号、報第9号及び報第10号

○議長（宮原将志君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、こんにちは。大変お疲れのところ恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明いたします。

議第74号令和5年度人吉市歳入歳出決算認定についての案件は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度人吉市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものです。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○会計管理者（金子尚央君）（登壇） 皆様、こんにちは。大変お疲れのところ恐れ入りますが、私から議第74号令和5年度人吉市歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。

なお、今議会からタブレットを使用しての説明になります。どうぞよろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、関係資料としまして、まず、令和5年度歳入歳出決算書、続きまして令和5年度人吉市各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書、そして令和5年度決算に係る主要な施策の成果報告、以上の3種類でございます。

それでは、令和5年度歳入歳出決算書により説明させていただきます。

14ページを御覧ください。まず、一般会計の歳入でございます。歳入につきましては、一番上の項目名で、左から3列目の予算現額、それから、右に調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げてまいります。では、一番下の歳入合計欄を御覧ください。予算現額285億1,726万4,748円、調定額276億9,013万5,685円、収入済額265億4,618万8,931円、不納欠損額3,366万9,975円、収入未済額11億1,032万7,880円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は93.09%、調定額に対する収入済額の割合は95.87%でございます。なお、右下の括弧内に収入済額についての補足説明を記載しております。1款市税、1項市民税の収入済額には、未還付額4万2,707円、2項固定資産税の収入済額には、未還付額5,600円、14款使用料及び手数料、1項使用料収入済額には、未還付額2,794円が含まれております。

続いて、歳出でございます。17ページを御覧ください。歳出につきましては、一番上の項目名で、左から3列目の予算現額、右に支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に読み上げてまいります。では、一番下の歳出合計欄を御覧ください。予算現額285億1,726万4,748円、支出済額251億7,702万226円、翌年度繰越額20億6,114万7,760円、不用額12億7,909万6,762円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は88.29%でございます。なお、右下の括弧内に、支出済額についての補足説明を記載しております。3款民生費、2項児童福祉費の支出済額には、返納を要する額8万9,780円が含まれております。同じく、3款民生費、3項生活保護費の支出済額には、返納を要する額2万1,813円が含まれております。

9ページにお戻りください。下から2段目、歳入歳出差引額は13億6,916万8,705円となっております。

これ以降は、特別会計でございます。

では、22ページを御覧ください。最初に、国民健康保険事業特別会計でございます。歳入合計の予算現額41億7,505万円、調定額44億1,805万8,282円、収入済額41億8,898万8,728円、不納欠損額3,078万1,212円、収入未済額1億9,832万5,242円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は100.33%、調定額に対する収入済額の割合は94.82%でございます。なお、右下の括弧内に収入済額についての補足説明を記載しております。1款、1項国民健

康保険税の収入済額には、未還付額 3 万6,900円が含まれております。

続いて、24ページを御覧ください。歳出合計の予算現額41億7,505万円、支出済額38億4,979万3,899円、一列飛ばして不用額 3 億2,525万6,101円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は92.21%でございます。

19ページにお戻りください。歳入歳出差引額は 3 億3,919万4,829円となっております。

次に、28ページを御覧ください。人吉球磨地域交通体系整備特別会計でございます。

歳入合計の予算現額8,000円、調定額と収入済額は同額の3,585円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は44.81%、調定額に対する収入済額の割合は100.00%でございます。

続いて、30ページを御覧ください。歳出合計の予算現額8,000円、支出済額3,585円、一列飛ばして不用額4,415円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は44.81%でございます。

25ページにお戻りください。歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

次に、34ページを御覧ください。工業用地造成事業特別会計でございます。歳入合計の予算現額 3 億3,155万9,000円、調定額と収入済額は同額の 3 億3,156万38円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は100.00%、調定額に対する収入済額の割合も100.00%でございます。

続いて、36ページを御覧ください。歳出合計の予算現額 3 億3,155万9,000円、支出済額 2 億5,382万2,815円、一列飛ばして不用額7,773万6,185円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は76.55%でございます。

31ページにお戻りください。歳入歳出差引額は7,773万7,223円となっております。

次に、40ページを御覧ください。介護保険特別会計でございます。歳入合計の予算現額46億666万3,000円、調定額45億7,237万1,474円、収入済額45億6,082万9,174円、不納欠損額315万4,800円、収入未済額883万7,600円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は99.01%、調定額に対する収入済額の割合は99.75%でございます。なお、右下の括弧内に記載しておりますが、1 款保険料、1 項介護保険料の収入済額には、未還付額45万100円が含まれております。

続いて、42ページを御覧ください。歳出合計の予算現額46億666万3,000円、支出済額42億5,349万7,280円、一列飛ばして不用額 3 億5,316万5,720円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は92.33%でございます。

37ページにお戻りください。歳入歳出差引額は 3 億733万1,894円となっております。

次に、46ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計でございます。歳入合計の予算現額 5 億9,861万9,000円、調定額 6 億436万5,335円、収入済額 5 億9,866万135円、不納欠損額47万1,300円、収入未済額554万6,700円となっております。予算現額に対する収入済額の

割合は100.01%、調定額に対する収入済額の割合は99.06%でございます。なお、右下の括弧内に記載をしておりますが、1款、1項後期高齢者医療保険料の収入済額の中には、未還付額31万2,800円が含まれております。

続いて、48ページを御覧ください。歳出合計の予算現額5億9,861万9,000円、支出済額5億8,344万9,215円、一列飛ばして不用額1,516万9,785円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は97.47%でございます。

43ページにお戻りください。歳入歳出差引額は1,521万920円となっております。

次に、52ページを御覧ください。公共用地先行取得事業特別会計でございます。歳入合計の予算現額2,952万円、調定額と収入済額は同額の2,952万1,730円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は100.01%、調定額に対する収入済額の割合は100.00%でございます。

続いて、54ページを御覧ください。歳出合計の予算現額2,952万円、支出済額2,944万6,355円、一列飛ばして不用額7万3,645円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は99.75%でございます。

49ページにお戻りください。歳入歳出差引額は7万5,375円となっております。

以上が、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明でございます。

なお、法令で添付が定められた歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書を本資料の58ページ以降に掲載しております。また、財産に関する調書は本資料の295ページから、基金運用状況調書は、同じく315ページからとなっております。併せまして、別ファイルで、令和5年度人吉市各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書、令和5年度決算に係る主要な施策の成果報告を提出しております。

以上をもちまして、議第74号令和5年度人吉市歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

慎重審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇） 皆様、こんにちは。それでは、私のほうから、報第9号令和5年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告と報第10号健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして御説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

継続費の精算報告につきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、継続費に係る事業年度が終了しましたので、その会計年度における決算の関係書類、主要な施策の成果報告などと併せて市議会に報告するものでございます。

3ページをお願いいたします。こちらが報告書になります。報告をします事業は、令和3年度から令和5年度までの3か年の継続事業として、相良町に整備をいたしました災害公営住宅整備事業でございます。事業費の各年度の予定額は、全体計画の年割額の欄になりました

て、令和３年度ゼロ円、令和４年度１億円、令和５年度25億7,953万3,000円の合計26億7,953万3,000円と定めております。これにつきまして事業を実施しました結果、中ほどの実績の支出済額の欄になりますけれども、令和３年度ゼロ円、令和４年度6,545万円、令和５年度25億7,953万2,208円の合計26億4,498万2,208円と確定いたしましたところでございます。なお、その財源につきましては、支出済額の右のほうに国県支出金、これは国の災害公営住宅整備事業費補助金になりまして、その隣の地方債が公営住宅建設事業債、それから、一般財源の額をそれぞれ記載しております。

以上が、継続費精算報告の概要でございます。

続きまして、報第10号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。

議案書の４ページをお願いいたします。

こちらは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条及び第22条の規定に基づき、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標として定められた健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

最初に、上段のところでございます。１、健全化判断比率の御説明を申し上げます。普通会計における赤字の大きさを示す実質赤字比率と公営企業会計を含めた全ての特別会計を対象とした赤字の大きさを示す連結実質赤字比率は、令和５年度決算は黒字でございますので、両比率とも数値はなしとなっております。また、企業会計及び一部事務組合を含めた標準的な一般財源に占める公債費の割合でございます実質公債費比率は7.7%、第三セクターまで含めた標準的な一般財源に占める負債の割合でございます将来負担比率は9%で、いずれも早期健全化基準値を下回っているところでございます。

次に、下段の２、資金不足比率でございます。法第22条に基づく資金不足比率は、水道事業特別会計ほか全ての公営企業会計で資金不足は生じておりませんので、数値はなしとなっております。

また、５ページから14ページまでは、監査委員の審査意見書となっております。

以上で、補足説明のほうを終わります。

○議長（宮原将志君） ただいまの説明及び報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

日程の追加について

○議長（宮原将志君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

ただいまの議第74号令和５年度人吉市歳入歳出決算認定についての提出に伴いまして、令

和5年度決算特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 令和5年度決算特別委員会の設置について

○議長（宮原将志君） お諮りいたします。名称は、令和5年度決算特別委員会、委員数は6名からなる特別委員会を設置し、委員は議長より指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、令和5年度決算特別委員会を設置し、委員の指名をいたします。

令和5年度決算特別委員会委員に、川上紗智子議員、松村太議員、池田芳隆議員、西信八郎議員、村上恵一議員、田中哲議員、以上6名の議員を指名いたします。

お諮りいたします。議第74号令和5年度人吉市歳入歳出決算認定については、ただいま設置されました令和5年度決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、議第74号は、令和5年度決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

それでは、ただいま選任されました委員の方々は、令和5年度決算特別委員会を開催され、正副委員長を互選し、付託案件を審査され、議長に報告していただきますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時20分 開議

○議長（宮原将志君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま令和5年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選がありましたので、報告いたします。

委員長に松村太議員、副委員長に川上紗智子議員が選任されました。

日程第18 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（宮原将志君） 次に、日程第18、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び令和5年度決算特別委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申出があつております。各委員長の申出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。各委員長の申出のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮原将志君） 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査・調査の申出があった事件

(令和6年9月第5回人吉市議会定例会)

○予算委員会

事件の番号	件名	理由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件名	理由
	公共交通のあり方に関する事	実情を調査する必要があるため
	中学校部活動の地域移行に関する事	実情を調査する必要があるため
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	災害復興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件名	理由
議第66号	令和5年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	慎重審査を必要とするため
議第67号	令和5年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	慎重審査を必要とするため
	空き家対策に関する事	実情を調査する必要があるため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため

	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件 名	理 由
	インフラ整備（道路等）の維持に関する こと	実情を調査する必要があるため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関する こと	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○令和5年度決算特別委員会

事件の番号	件 名	理 由
議第74号	令和5年度人吉市歳入歳出決算認定につ いて	慎重審査を必要とするため

○議長（宮原将志君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年9月第5回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後1時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 宮 原 将 志

人吉市議会議員 牛 塚 孝 浩

人吉市議会議員 宮 崎 保